

研修テキスト

— 保護者との信頼関係に基づく
安心・安全な学校づくりのために —



山形県教育センター

Yamagata Prefectural Education Institute

研修テキスト

— 保護者との信頼関係に基づく
安心・安全な学校づくりのために —



山形県教育センター

Yamagata Prefectural Education Institute

はじめに

この冊子は、平成22年度に、山形県教育センターが教員研修プログラムとして研究、開発した内容からなります。研究のテーマは、①学校と教職員が保護者等と良好な協力関係を築くとともに、②児童生徒の安心・安全の確保に努めることで、学校教育の基盤を充実させることです。研修は、この目的で、①②について実際・体験的に考え、対応する力をつける内容です。冊子は、校内研修や教育センターの研修で、テキストとして用いることを念頭においています。

なお、この研究は、当センターが県の学校教育の課題を検討する中、独立行政法人教員研修センターの平成22年度事業（事業名：「教育委員会と関係機関との連携による教育支援の仕組みづくり」）に応募し、その委嘱により、教員研修用モデルカリキュラムづくりを進めたものです。連携する関係機関としては、山形県弁護士会及び山形県警察本部にお願いし、それぞれの専門性を生かして御協力をいただきました。

さて、研修内容についてですが、①にかかわっては、保護者が子どもの学ぶ学校の教育を理解し協力する一方、学校や教職員の説明、児童生徒への指導等をめぐって多くの意見や要望を寄せ、それが時に強硬なものになる場合も増えていると聞きます。また、核家族化が進むとともに、地域社会が子どもたちの育ちに関与することも少なくなる中、子どもの養育と教育が、一義的に親の責任に帰される場面が増えています。加えて、昨今の厳しい経済状況も重なって、その保護者自身の心理的負担が増しているようです。

このような社会・家族をめぐる状況や、個々の保護者がおかれた状況、その間にいる子どもに理解と共感を持たないまま、教職員が保護者と意見を異にし続ける場合は、両者、引き返すことのできない対立へと発展しかねません。また、保護者の要望や相談に正面から向き合わず、話を機械的に他に振るなど責任回避する中からは、学校や教職員への不信感だけが生まれます。いずれの場合も、子どもに益することはありません。

一教職員はもとより学校は、子どもをともに支えるために、どのように保護者と向き合うべきでしょうか。

もう一つの研修内容②にかかわっては、かつてない消費社会の出現を無視できません。現在は、便宜や快適が専ら強調され、子どもたちを含む私たちに、現に備えた能力以上に自己を拡張・肥大させ、時にそのことを幻想させる数々の商品・サービスが提供され続けています。そこでは、「生きる」ことが前面に押し出され、楽しさを演出しています。しかし、この状況は、一見似通う、「生きる力」の訳“Zest for Living”の真意からはかけ離れており、危うさを影として宿しています。子どもたちの安全・安心を脅かす直接的な危険ばかりでなく、気付かずに進行する、生きる上での基本的資質・能力の低下等がありながら、これら影の部分が意識から捨象されていくことに、大人は目を向ける必要があります。

教職員は保護者と、自分たち大人が大本の社会・経済システムを形成しているという認識を共有したいものです。その上で、教職員は、これも大人たちが築いてきたシステムである学校教育の担い手として、影の部分をも確実に表で取り上げ、保護者や地域の方々、関係機関とともに課題への対応を考えたいものです。

一方、法や学習指導要領に従って営まれる学校の教育活動の中で、事故等が起きる場合があります。責任と賠償をめぐり係争になることも多く、当然法に従い解決を図ることになります。

学校と教職員は、安全・安心について惹起された問題に適切に対応するとともに、問題を招来しないために、どのようなプログラムを実施できるでしょうか。

①②はともに、現実には起こっている事の重大性を考えれば、学校が早急に対応することが必要な課題です。しかし、差し迫った課題であるとしても、マニュアルにより簡便に済ませるというわけにはいきません。また、教職員個人に任せて対処させるものでもありません。保護者等とともに、信頼に基づいて学校の教育基盤を充実させるという目的に照らせば、その対応は、組織的に、研修により相互の気付きや指摘を大切にし、議論しながら進めることが求められます。学校や教職員にとり、「われわれの在り方」にかかわることだからです。

さて、この研修を進める際、また現実には発生した問題に対応する際、専門機関の指導やアドバイスを受け、必要に応じ相談することは大変有効です。たとえば、法の趣旨や精神、制度であれば内容と設計のコンセプト、これらを正しく理解しておくことは、事故等の未然防止案作成のガイドラインとなり、万が一の場合には、ぶれの無い対応を生みます。また、自分たちの指導体制や事故対応について客観視できる目を持つことができます。さらには、見通しを持って保護者等に相対する心のゆとりを持つことができます。このゆとりは、相手を考える余裕につながり、仮に問題が生じている場合は、解決への協働を提案することができます。

以上、この研修プログラムのねらいと趣旨を理解いただき、より多くの学校で、私ども教育センターとともに、プログラムを活用した研修を進めていただくようお願いします。

最後になりますが、このたび、この研修プログラム開発にあたり、総合アドバイザーとして、講義も含め御指導いただいた、山形大学講師 関根正明氏、開発プログラム検討委員会委員として貴重な御意見をいただいた、県弁護士会の倉岡憲雄弁護士、県警察本部生活安全部少年課の柴田曜子調査官に、心よりお礼申し上げます。さらに、研究の方向性を定めるためのアンケート調査、プログラムの有効性を確認するための試行に御協力いただいた、県下14校の教職員・保護者の皆様に深く感謝申し上げます。

平成23年 3 月

山形県教育センター
所 長 兼 子 健 三 郎

目 次

はじめに

特別寄稿（山形大学講師・元東京都公立中学校長 関根正明氏）	6
-------------------------------------	---

序 章 研修の進め方等について

第1節 研修プログラムのねらい	23
第2節 校内研修の進め方	25
第3節 研修テキスト使用上の注意	26

第Ⅰ章 保護者と信頼の絆を結ぶコミュニケーションの研修

【校内研修・初任者研修】

第1節 保護者は学校にどのような対応を求めているのか	29
(県内保護者対象のアンケート調査から)	
第2節 保護者とのよりよい関係づくりに必要なもの	35
第3節 第Ⅰ章の演習	39
演習1 「真意」を引き出すための受容と共感	40
演習2 電話対応・面談対応のロールプレイ	47

第Ⅱ章 保護者が安心する対応法の研修

【校内研修・管理職研修】

第1節 学校は保護者からのどのような要求や意見に困っているのか ...	53
(県内教職員対象のアンケート調査から)	
第2節 初動（第1次対応）と修正（第2次対応）	56
第3節 要求や意見のタイプ別対応法	61
第4節 学校で対応すべき限界を超えている場合の対処法	63
第5節 第Ⅱ章の演習	68
演習3 事例に基づくケースメソッド	70
演習4 解決策を探るロールプレイ	71

第Ⅲ章 安心・安全な学校づくりの研修

【校内研修・管理職研修】

第1節	学校危機と法的対応について	75
	演習5 学校事故に関する法規演習	84
第2節	ネット関連犯罪や様々な犯罪被害の防止について	93
	演習6 ネットや携帯関連犯罪防止に関するワークショップ・	107
	演習7 著作権教育に関するワークショップ	109
第3節	危機管理意識の高揚と実際の対応について	111
	演習8 いざという時の緊急対応・体制について	112

第Ⅳ章 資料編

第1節	保護者からの要求や意見への対応早見表	117
第2節	演習ワークシート集	122
第3節	相談先一覧	133
第4節	参考文献	137

後付け

教員研修モデルカリキュラム開発プログラム担当者名簿	138
---------------------------------	-----



【特別寄稿】

保護者との信頼関係に基づく安心・安全な学校づくり

山形大学講師・元東京都公立中学校長

関 根 正 明

I 話のはじめに

与えられたテーマは、「保護者との信頼関係に基づく安心・安全な学校づくり」です。まず信頼関係とは相互のこと、保護者と学校・保護者一人一人と学校の教師一人一人の“相互のこと”です。このことをしっかり抑えておきましょう。その信頼関係をつくる基盤は触れ合いであること、これもしっかり抑えておきましょう。触れ合いの触れとはもともと知らせること、広く知らせること（布令とも書きます）です。時代劇では、辻々に高札が立てられ「お布令が出た」と江戸庶民が大騒ぎするなどという場面がありますが、布令は役所からの「知らせ・通知」ですね。ですから「触れ合い」とは「知らせ合い」と考えられます。

家庭の保護者が教師に自分の気持ちを知らせる。教師が保護者にこれまでやってきたこと、これからやろうとすること、その考えやねらいを知らせていき、そして保護者の受け取り方を知らせてもらう。そういう相互の気持ちの知らせ合いが「触れ合い」です。一方的な「知らせ」ではありません。「知らせ合い」です。そこで大切なのはいかにそういう触れ合いを、両者が意味あるものにしていくかという配慮、これが保護者や学校側の共通の課題となりましょう。

その触れ合いによって、その出会いが“いいもの”、つまり“保護者や教師たちの人生にとって意味あるもの”になっていくのです。これは決して大げさな言い方ではありません。わたしはこれまでの校長としての体験からそう思っています。“触れ合いの質”とでもいうものがお互いの助け合いにまでなっていって、相互の人生に“よきもの”として意味ある存在になっていくものと思っています。

その触れ合いには、日常の挨拶、連絡ノートのやり取り、学校便りとか学級新聞、学校での保護者会やら地域に会場を移しての地域懇談会、それこそ学校によってさまざまな工夫がされていまいしょうが、それらはみな“いい触れ合い”を求めてなされるものと思われます。

触れ合いでは、教師も保護者も、各自が自分の気持ち、感じや考えをしっかりとつかんで、それを正確に相手に伝えるようにしていく能力、コミュニケーション能力とでもいうものが大切になります。この力は実際の触れ合い体験によって磨かれ、

身に付いていくものです。話す力は話すことで磨かれ、読む力は読むことで伸びるのと同じです。

誰もが十分なコミュニケーション能力をもっているとは限りません。大人だからきちんとした話ができるとか、先生だから学校の進めたいこととか、狙いとかをうまく話せるはず…などというのは何の根拠にもなりません、話すことを仕事にしているアナウンサーや何かの司会をする人でも、上手な人とそうでない人とがあります。

誰もが自分の未熟さに気付いていて、自分のプレゼンテーションの能力に磨きをかけるつもりで話していくようにする。自分の話がうまく伝わるように、自分の話し方をもっとよいものにしようと思わなければなりません。

今日の世の中で、学校こそ、そういう出会いの場になるよう配慮されなければならないのではないのでしょうか。これが今回のわたしの提言の中核です。学校こそ、というのは、学校は一応、直接的な経済活動の埒外にあると思われるからです。それだけ一般的にこの社会は、打算的と言おうか、利己的と言おうか、世知辛いと言おうか、そんな事象がわたしには目立ってなりません。

テーマにある「学校づくり」とは、したがって具体的な「触れ合いづくり」を抜きには考えられないと思ってよいのではないか。これがわたしの基本的な考えであります。なおテーマにある「安心・安全な」という文言については、相互に、知らせ合いの気持ち、理解し合いの気持ちによる「触れ合い」がもたれれば、当然、「安心・安全」が醸成されていくものと思われれます。

Ⅱ クレーム社会における教師の心構え

Ⅱ－１ 情報革命のつけ

日本は苦情社会になったという指摘があります。苦情社会とは自分の思いどおりにならないことを不満に感じ、それを、他を罰することで解消しようとする社会だと読み取れます。その背景には、自分の意見を強く主張するアメリカ型社会になったこと、経済的に豊かになり、さまざまな分野で供給が満たされ、消費者側に選択の余地が出てきたことがあると思います。それに、今の人々が、コミュニケーションのとり方が下手になったことが加わり、自分の苦情が相手に理解されにくくなったこともあると思います。電車の中で一人ゲームをやっているとか、携帯電話やパソコンが一般的になり、生の人間と人間の生の会話・生のコミュニケーションが少なくなったことも関係していると思われれます。

さらに経済優先社会とでもいうべき風潮、金を持っている人が“ものを買ってくださる”と喜ばれ、「お客さまは神様です」と祀り上げられて、金を支払う側、つまり消費者の言い分はどんなことでも大切にされなくてはならぬという風潮。無理を言っても道理のほうで引っ込んでくれるというような社会になっていることが

あげられましょう。学校においても選択性が拡大するにつれ、選択する側は要求する側になったようです。かつては要求や要望をするときに、相手の立場や役割を勘案して、「お願いします」というニュアンスで自分の願いを聞いてもらっていたのですが、自分がする要求が“当たり前”という感覚になってきたようです。社会全体でサービスの安売りが進んでいるではありませんか。テレビ番組はその最たるものでしょう。匿名の意見を組織の中枢にまで届けることを可能にしたウェブ社会、情報公開の流れも同時に進み、万事がネット上で明らかにされ始めています。万事に、簡単、便利になり、重みなしの社会になっているのが背景にあるようです。

Ⅱ－２ 日本型クレーム社会の到来

アメリカを評してしばしば訴訟社会と呼ぶならば、その背景にあるのはイギリスのクレーム社会でしょう。イギリスの「クレーム」という行為に対する考え方は日本とは違うようです。日本語ではクレームという語感の中に「苦情」や「文句」という否定的なニュアンスが色濃く含まれますが、英語ではクレームという言葉の中にこうした否定的なニュアンスはほとんどみられないといいます。辞書には「正当な権利の主張」とあるのですが、これとても日本人には、非常に厳しい印象を与えるように思われます。むしろもっと自然な語感で言えば、「意見を言う」「主張する」「言う」とあっさり訳すのが、より原義に近いだろうと思われます。「説明責任」というのもこういう日本の社会においては、まだ「きつい感じ」のする概念のようです。とにかく自分の行為に対して客観的な説明ができなければならないというプレッシャーがイギリス社会にはあるらしいのです。日本のように、なるべくクレームが出ないようにあらかじめ気をまわす「こまやかな社会」や「根まわし社会」とは対照的です。

日本のような社会では、とくにクレームを出さなくても周りがうまくやってくれる。基本的に「他人が私に対して悪いことをするはずがない。」という性善説を前提に生活できていたのです。日本型社会はその社会に適応していればきわめて居心地のいいシステムですが、外部の人には著しく不可解で不自由に感じるものだというのです。

しかし、近年日本社会においても、大きく事情が変わってきました。例えば、パソコンにクレームという語を入力して、検索をかけてみましょう。いかに多くの企業や事業所、役所や病院などがクレームの対応にエネルギーを使っているかが分かります。このエネルギーの使い方は非生産的です。つまり無駄な時間と金とを使ってクレームへの対処の仕方を話し合ったり、口の利き方を学んだりしている、それが今日の日本社会なのです。

Ⅲ 保護者のクレームにかかわる…考え方ガイド

Ⅲ－１ 自他を知る、ということ

「保護者のクレーム対処法」で、まず連想するのは、孫子のことば「敵を知り己を知れば百戦危うからず」です。「保護者の理不尽な要求」とか「話の分からない保護者」とかの言い方には、相手がどういう人か“分からない”という、学校側の気持ちが表れていて、それが「百戦を危うくしている」ものの一つともいえるのではないかと思います。まず「あの人は理不尽だ」「あの人は分らずやだ」と断定的な言い方をしている自分をどうとらえるべきか考えてみましょう。自分の見方が「正しい」とか「正常である」と思うのはよいとしても、「だからあの保護者は間違っている」と言っている論理は正当なものなのかどうかです。「わたしは、絶対に間違っていない」と言い切る頑なさが問題だと思ったことはないのか。こういう問い直しは、保護者にも教師にも必要なのではないかと思います。

「百戦危うからず」と、保護者と教師の“かかわり”を「闘い」にたとえたのは穏当ではありませんが、今日の状況を思うと“闘い”とみることもあながち否定できません。ただ教師が保護者と闘っている、とだけ見る感覚は寂しすぎます。教師の心のどこかに、こんな自分でよいのか、自分の思い方、考え方を変えていけば事態は別の様相を見せるのではないか、などと思うものがあって、そういう自分と闘う自分があってもよいのではないかと思います。保護者と教師、保護者と学校、どちらが白でどちらが黒か、などという白黒つけようという対決の姿勢では、互いに不幸なことになり、子どもには、やりきれない不安感をもたらし、情緒的な不安定のみを与えることになるでしょう。

誰もが、家庭と学校とが協力して子どもたちの育成に当たるのがベターだと思います。頭ではそう知っているつもりなのに、それが行為・行動にならないのはなぜでしょうか。そこにはきわめて単純な、相手を知らない自分があり、そういう自分であることを知らない自分があるのではないか、わたしはそう思うのです。

現代のわたしたちは、自分がどういう考えをもった人間であるか、自分の感じ方、考え方、何かを思う思い方はどうか、…というものを知らない、知ろうともしない、といってもよいように思われるのです。

自他を知る、これが孫子の言う「敵を知り己を知れば百戦危うからず」の、今日的な入り口ではないかと思うのです。

Ⅲ－２ “育ち”の違う世代の共存

そこでまず、自他を知る手がかりとして、社会や家庭環境の変遷を大雑把につかんでおきましょう。「氏より育ち」といわれます。辞書には「人は家柄や身分よりも、育てられ方が大切ということ」と解説されていますが、高齢化社会の今日、この社会には“育ち”“生い立ち”の違う人たちが共存していることを、まず確認しておきましょう。

“育ち” “生い立ち” が違うとは「三つ子の魂百までも」で、幼少期に刷り込まれた（インプリントされた）感覚が違うということであります。感覚が違うということは、その後の考え方も思い方もまるで違ってくるということです。

今、高齢者の多くは、工業化以前の農山魚村に生まれ育った人たちです。あるいは街の小売業や何やらの職人の家に生まれ、ごくわずかな地域から外に出ることなしに育った人たちです。自転車はあったが車は地域にわずかしかなかった。テレビはなかったし、電話がある家もめずらしかった。サラリーマンの家の子は少数派でした。これが東京に育ったわたしの実感です。

そういう幼少期に刷り込まれたものは、高齢になった今も心の深いところにあるらしく、物を捨てることができなかつたり、歩きながら食べたり、ペットボトルをラップ飲みすることが感覚的に許せなかつたりしています。高齢者たちは、時代が違くと自分に言い聞かせながら我慢して、この社会に暮らしているのですが、心から愉快になれずにストレスがたまるようです。

こういう高齢者の感覚、常識というものを、若い人たちは理解できるでしょうか。

壮年といわれる人は、生まれたときからテレビや電話があつて、そういう環境で刷り込まれた感覚、“三つ子の魂” が、自分の“常識” になっているのでしょうし、もっと若い世代の人たちはパソコンがあり、ケータイがありクルマがあるのが“当たり前” になっているのでしょう。“当たり前感覚” は、その人の“三つ子の魂” とつながり、その人の“生まれ育った時代背景” と切り離すことはできないのです。こうしてそれは、一人一人の、ものの受け取り方の違いとなり、考え方の違いとなってくるのです。

今のこの社会には、“育ち・生い立ちの違う” 人たち、つまり“ものの感じ方、考え方が生理的に違っている” 人たちが共存していると見た方がよい。むしろそう見ていかなければならないと思うのです。わたしの常識は彼の非常識であり、彼の常識はわたしには非常識にしか思えない、それは誰の責任でもない、急激な社会変化のなせる業と考えた方がよいのです。変革の時代とは、こういう時代なのだと認識しましょう。

Ⅲ—3 学校の課題、自分への課題を見つけていく

いわゆる変革の時代、それは単なる制度の問題だけではなく、生活の仕方だけのものでもなく、もっと人間の根底にあるもの、人間そのものを変えていく大きなもの、いわば得体の知れないものとも考えた方がよいのかも知れないのです。

しかし、わたしたちがこういう時代を生きており、これからも生きていかなければならないこともまた、紛れもない事実であります。

自覚しないままストレスを溜め込むこともあるでしょう。

「今どきの子の気持ちが分からない。」

「あの人は自分の理不尽を理不尽と感ぜないのか。」

「あんなことをする先生の気持ちが分からない。」

人と人との「分からない」が重なって相互に不信感が広がり、不安定感になっていく。そんなことも考えられる、そういう時代だと思われます。

こうした時代背景の中で、わたしたちはこの「保護者のクレーム」の問題をどう考えたらよいのか、そこから何を学び、どのような課題にしていっていいのか。

これらを考えていきましょう。

Ⅳ ある中学校の校長とのかかわり…如是我聞

Ⅳ－１ ある学校訪問から

Y県のある中学校のB校長は、ご自分では“信念”などとは言っていませんでしたが、わたしは“確たる信念”のようなものを、その言動に感じていました。まずB校長の話を紹介します。その日、学校公開日の生徒に向けたB校長の話はこうです。

「…わたしは“むだ・むら・むり”を生活の中からなくすこと、それを“だ・ら・り”をなくせ。」と言って自分を戒めています。

“むだ”…時間のむだ、電気、ガス、水道など、エネルギーのむだ、資源、金銭のむだなど。

“むら”…、“むら”とは、その場、そのときの気分で、あれをやったり、これをやったり、サボってみたり、そうかと思うと発奮して、『ようし、やってやるぞ!』と張り切るが、一時間もしないうちにヘナヘナになってしまう。そんな様子を“むら”があるというのです。

“むり”についても、少しぐらいの無理はしかたないと思いますが、できるわけのないこと、無理なことを、承知でやろうとする、こういうことは無謀です。無謀は自分の能力を知らないことからくる“むり”です。

大切なのは“自分を知る”ということのようです。

自分を知るとはどういうことでしょうか。

自分には“三つの自分”があるという考えがあります。“見る自分”“見られる自分”“なりたい自分”の三つです。

“見る自分”とは、世の中の何かを見ていろいろ感じ、考えていく自分です。

“見られる自分”は、誰かから自分がどう見られているか気にしている自分です。そして“なりたい自分”とは、ああなりたい、こうなりたいと思い、希望をもっている自分のことです。

こういう話をわたしは自分が中学生の頃から聞いていました。そして今でも折に触れて“それ”を思い出し、自分の生き方をチェックしているのです。」

お気付きの方も多いでしょうが、B校長の話し方は、“わたしメッセージ”が主になっています。“わたしメッセージ”とは、“^{アイ}Iメッセージ”とも言われ、「わたしはあなたに〇〇してほしい。」「きみが〇〇だとわたしは嬉しい。」などという、“自分を主語にした言い方”のことであり、相手に気持ちが伝わりやすい言い方だといひます。これと反対なのは、“あなた（^{ユー}Y ou）メッセージ”と言われ、「あなたはこうしなさい。」「きみはこうしてはならない。」という指示・命令がそれだといひます。このことについては『親業』（トマス・ゴードン著 大和書房）を参考にしてください。

Ⅳ－２ ちょっとした話にも、その人の生き方が見えてくる

B校長は、わたしとの雑談の中でこんなことを言っています。

- (1)「誰にせよ、自己批判なしに相手が悪いと言い出したとたん、問題はこじれるほかなくなります。わたしはこれまで、実に多くの場合に、“世間”というものが要求するのは“100%の正しさ”であることを思い知らされてきました。しかしわたしも、その世間の人々も、決してそのような“正しさ”をもたずに生きてきたのです。わたしたちは、ほとんど理想と欲得と半々で動いているのだと思っています。わたしもその一人です。」
- (2)「わたしたちは、幸福も、不幸も、分け合って生きていくのがいいのでしょうかね。片寄りすぎてはいけないのでしょうか。今の世の中では、そういう“分け合う”という姿勢が失われてしまったようです。わたしはこの世では、いいだけのものも、悪いだけのものもない、ということをもっとはっきり認める方がいいと思っています。これもこれまでの体験から学んできたものです。」
- (3)「テレビやパソコンやテレビゲームなどのなかった頃、わたしの子どもの頃がそうでしたが、わたしたちは多くの人たちと触れ合って生きてきました。そして世には立派な人も卑怯な人も、円満な人も片寄った人もいることを知ってきました。しかし今は多くの人々は他と深くかかわりません。生の人間と人間のやり取りが、まったく薄くなりました。テレビを見て知識としては知っているつもりかもしれませんが、実感はないと思います。戦争の悲惨さも恐ろしさも、テレビの画面からは自分の生活に入ってきません。ドキュメンタリーと銘打っても文字どおり見方によっては“絵空事”で終わってしまいます。」
- (4)「ペットを飼うことは、生きるという事実はこちらがかかわっていくことで、そこに意味があります。ペットは餌を食べ排泄するからです。ロボットのペットがあるそうですが、それは餌も要らず排泄もしません。スイッチを切ってしまえば自分と無関係になってしまうのです。わたしは人間とロボットの関係、人間とロボット的なものとの関係が、人間をどれほど身勝手に安易な考えにし

ているか、考えると恐ろしくなります。そのロボットのなものを、多く利用しているのが今のわたしたちなのです。バーチャル・リアリティは多くの場合そういう有害とつながっています。テレビを見るな、パソコンを使うなどとは言えませんが、それでもテレビやパソコンに依存している自分が陥りやすい落とし穴を忘れるなどと言い続けていきたいと思っています。」

- (5)「わたしたち教師は、次第に“一般的な評価”でしかものを見なくなっているようです。ランク付け、分類化、平均化といった視線で子どもたちを見るようになってきたのではないかと思います。そしてそれを自分の見る眼のように思い始めているのではないのでしょうか。そう思って自分が怖くなることがあります。」
- (6)「学歴主義も、安全な職場志向も、ブランド物という名の大量生産品をほしが
るファッション性も、つまりは自分自身の評価を失い、評価を大衆の眼に合わせようとした結果ではありませんか。CMはおもしろいのですが、危険と裏腹です。」
- (7)「人間は、どんな場合でも、自分がそこに置かれた意味を見出すことができるはず
です。それができるには、他人とは違った判断をする勇気があるかどうか
です。しかし、そのような勇気についても、教師自身があまり考えなくなりました。」
- (8)「個性には、学校で受け入れられる場合と、拒否され理解されない場合とがあり
ます。それは学校だけでなく人生のいかなる場面でもあることです。理解さ
れない苦難にいかに耐えるか、ということも一つの学習であるとわたしは思っ
ています。もちろんそれは、同僚や家庭や友人などの支持が大きな助けになり
ます。」
- (9)「わたしは教育の目標を自己教育に置きたいと思っています。自分の教育に責
任をもつべきは、まず自分であり、最終的にも自分であると思います。もちろ
ん児童生徒にかかわる教師の存在は大切ですし重要です。人間的に立派な教師
になることは、教師自身の自己教育によるものと思われま
す。わたしは各家庭も、それぞれに個性のある教育のスローガンをもったらどうかと保護者に訴え
ることがあります。“きちんと挨拶をする”“食事の一品は手づくりする”“下着
の洗濯は自分でやる”など、どのようなことでもいい。これは子どもだけに向
けたスローガンではありません。家族の全員に向けたスローガンです。」

…B校長の生き方が明確に見えてくる、改めてそう思ったことでした。

V 校長・教頭の実践というもの

わたしたちは一口に実践から学ぶとか、実践が参考になったとか言いますが、そ

の実践から何を学んだのか、何がどう参考になって自分の生き方(あるいは行き方)を変えようとしたのか、そして実際にどう変えていったのか、などと掘り下げてみる必要があるのではないかと思います。

さらに、そもそも実践とは何か、それがどういう意味をもつものなのか、これを考えていくことが大切だと思うのです。なぜか、教諭でも教頭でも校長でも、誰でも日々何かを実践していない人はいないからです。何気ない一言が相手の心にぐさりと響き、それが後々までも二人の人間関係に影響をしている…などということが、あるものです。その影響がプラスのこともマイナスのこともあります。それが人間関係の微妙なところでもあります。

このことは、保護者との関係においても同じであると言えます。自分が意識しないでしている行為・行動のすべてがその人の“実践”であると思えば、わたしたちは、ある人物の実践から学ぶなどとは、軽々しく言えなくなるでしょう。

わたしたちが「実践から学ぶ」などと考えることは、その人物の行為・行動の、ほんの一部分を切り取って、それを見て何かを感じているだけで、その人物の全体像を、見ていると自分が勝手に想像しているだけと言ってもよいと思うのです。

このことは、きわめて重要なことだと思うのです。わたしたちは、ある事柄を考えるのに、その人の気持ちはどうであったのかとか、その人の立場や、その人の役割であったなら、どう思うか、どう考えるか…と、対象の人のことを調べていますが、自分はどう思い、どう考えているのかという“自分を調べる”ことは怠っているようです。こういう傾向があるのではないのでしょうか。

しかも、それをもって、自分は相手の立場を十分に思いやっていると自負している、周囲からもそう思われて、自分は相手を理解しようという姿勢の思いやりある教師と見られる…とでも思っている。そんなものが心のどこかにあるのではないのでしょうか。

改めて自分が実践してきたことを振り返ってみると、それらはすべて、時と場合に応じて、(誤解を恐れずに言えば)臨機応変に実行してきたことであったように思います。いや臨機応変と言うのには気が引けるものもあります。その場になって切羽詰まっていたこともあります。いずれにせよわたしがした行為・行動はすべてわたしの実践になるということです。

わたしたち教師は、日曜、祭日などの休日でも、人々から教師として見られ、何かを感じられているのです。学校がおかれている地域によっても、校長・教頭という管理職に向けられる目は違うでしょうし、もちろん個々の目は、その個がもってきたそれまでの学校体験とでもいうものによるでしょうが、誰もが好意的に見ているわけではないことを知っていなければなりません。

自分が生徒の時の学校における体験が基になり、学校というものに対する否定的なイメージが出来上がって、それが自分でも意識しないまま、学校への反感になっているという例はないことはありません。意識しないままと書きましたが、わたしたちが関心をもつ実践も、自分では意識しないままの言動が実践になっていると

いうこともあり得るのです。自分は生徒や保護者、あるいは同僚、所属の教師とかかわるとき、どんな気持ちでかかわっているのか。この自分の気持ちが自分の実践の質を決めていくと考えるのです。

保護者とのかかわりを考えるときに、見落としがちなのはこのこと、保護者の無意識の中にある、過去の“がっこう”についてのイメージや思いといったものではないでしょうか。

こう言うと、推理小説の読みすぎとかテレビドラマの見すぎとか言われるかもしれませんが、人間の心とは、過去の数々の思いの積み重ねであり、心理学の一般的な知見によれば、当人も意識しないもの、無意識の部分に抑圧されているものをも含んでいるということのようです。

今の保護者たちの学校体験は、好ましいものというよりも、自分を苦しめたところとか、嫌なことを無理やり押し付けられたところといったイメージと分ち難く結び付いており、そうした思いが無意識部分に澱んでいる人も少なくないのではないかと。そういうことから考えなおしていくことも大切だと思います。

VI 自分を調べる四つの視点

VI-1 自分を調べるということ

今日、どこの学校でも問題の一つに、保護者とのかかわりの難しさを挙げるようです。過剰な要求をもってくる保護者と、どうかかわるか頭が痛いともらす校長が少なくありません。わたしがある学校を訪ねたときも、D校長はそれに触れていました。

D校長は、「学校の積極性が地域保護者の信頼感の土台だ。」と語り、また、「わたしたち教師は、児童生徒のことを調べ、その保護者の言動から、その性格などを調べて、あれこれ言うが、自分のことは一向に調べようとはしない。」と、自分に言い聞かせるように語っていました。

そして、「今日、保護者と学校との意思の疎通が欠かせないのだが、これがますます難しくなっている。教師も保護者も、自分で考え、自分が何をするか、したいかを自分の言葉で語ることが“できない”様な状態になっているからではないでしょうか。」と続けました。

「今日のわれわれは、マスコミによる情報を“自分の考え”のように錯覚して、いつの間にか、自分の、今、ここで、という現実からものごとを考え、行動していくという基本を忘れているようです。マスコミによって知り得た誰かの主張を、そのまま自分の主張だと思ってしまうようになったし、要求することで存在感を感じるかのような人が多くなったのではありませんか。」と加えたのです。

「なにしろ、この経済優先の社会では、消費者こそ王様で、人々は携帯電話で注文して、日時指定で、ほしいものを配達してもらうのが“当たり前”のようになって

たのですから。金さえ出せば、たいていのものはネットで簡単に手に入る。この“当たり前感覚”の変化は、大きく社会を変えたと思います。つまりマスコミは、他を調査し批判することが主になっていて、自己を調べ批判することはないと言っている。マスコミ追従人間とでも言いたくなる人は、他を批判し、他に要求することが正しい生き方だと思うようになっているのではありませんか。世にいかにかそういう傾向の人々が多いことか、自分のことを棚にあげて他に要求し、攻撃していくような傾向の人がなんと多いことか。わたしにはそう思えてなりません。」

…D校長の話には、体験に裏打ちされた実感がこもっていると感じられました。

VI-2 誰もが何かの実践者

わたしたちは、何らかのトラブルについて考える際に、相手の立場、役割などを考え、自分がその人ならどう思うか、どう考えるか…などと、相手のことを調べているが、自分はどう思い、どう感じていたかという“自分を調べる”ことはほとんどしていなかった。しかも、それをもって自分は相手の立場を思いやっていると自負していて、周囲からも、思いやりある教師と見られている…とでも思っていたのではなかったか。だがこれはどこかおかしい。わたしはそう思います。

相手の気持ちを思いやることは大切だが、自分の気持ちを調べていくことはさらに大切だと思うのです。自分の気持ちの中に、相手を「話の分からない人」「自己勝手な言い方」など、理不尽だと思うものがあれば、それが顔の表情に、あるいは声の調子に表れるという考え方があります。それが有名なアルバート・メーラビアンの研究の成果ですが、メーラビアンによれば、人と人とのコミュニケーションで最も大きく働くのは顔の表情、声の調子といったノンバーバル（非言語）なものだと言うのです。わたしたちは自分が相手をどう感じているかを、もっと重要なものと考えなければならないでしょう。「拒否とか、否定からは、好ましいかわりは生まれない。」と言われていています。わたしたちにいささかもあってはならないのは、相手を毛嫌いする気持ちです。

自分には毛嫌いなど、あるわけはないと思いたいのですが、毛嫌いは深層心理のこと、自分の意識の及ぶところではないらしいのです。保護者によっては、自分が生徒の時の体験で学校というものについての否定的なイメージが出来上がって、それが自分でも意識しないまま、学校への反感になっている人もいないではないようです。このことは前にも述べましたが、改めて強調しておきます。

教師が、時折、自分を調べる意識をもつことは、この意味でも大切なことだと思うのです。

VI-3 触れ合いは知らせあい

そのためにも学校は、真っ先に学校の考えを保護者に伝えて、学び合いのきっかけをつくっていくようにしなければならないでしょう。保護者に「こうしよう」と

か、「これは止めよう」などと行動につながる提案ができればいいと思います。保護者が学校に訴えてくるときは、たいてい何かの不満があったり、不服があったりしたときです。しかも保護者が苦情を言ってくるときは、よほど切羽詰ったことがあったと見た方がよいと思います。それは自分が子どもの親として、学校に「もの申す」ときを考えれば分かるというものです。

D校長はその学校に来た当初から、自分は何でも相談員だと言ってきました。自分のHPも公開してきたのです。アクセスは多くはないが、保護者との深いかかわりもあったと言います。そして、そこから自身が学んだことも“学校便り”にしていきました。D校長は保護者の話を傾聴することに徹していたのです。たとえばある母親とのかかわりを、匿名で“学校便り”に次のように紹介しています。

「Aさん（仮名）は、ご自分の子が中学生になって会話が少なくなったことを気にしていました。そしてその元凶はテレビだと気付いたと言います。Aさんの家ではほとんど一日中テレビがついていたのだそうです。これがマズイと気付いたAさんは、食事時にはテレビを消して、自分が子どもたちに、ある程度まとまった話を話すことを日課にしたというのです。時間にすればせいぜい2～3分だそうですが、それを続けることで子どもたちが違ってきたそうです。

話を聞いてくれる子どもたちの目つき、顔つきにこれまでにない真剣さのようなものを感じて、親のほうがいいかげんな話は出来ないと感じたそうです。自分が感じたこと、考えたことを話すのには、それなりの心構えとか準備とかが必要で、ぼんやりしていたら話すことなどなくなると気付いたとも言います。

これまでは、テレビを見ながらタレントの噂話のようなことしか話題がなかったのが、自分が体験したことを話そうと思うと、これまで以上に注意してものを見、考えるようになったと言います。『これは親自身の勉強にもなります。』とAさんは言っていました。

さらに、パート仲間の雑談でも、テレビの受け売りのような人と、自分の考えを話している人との違いとか、駄洒落を言ってその場を明るくしてくれる人と、自分が考えながら話している人との違いなどが分ってきたと言います。これまで話題の豊富な人が『アタマがいい』と思っていたのを、違った見方ができるようになったとも言っているのです。

わたしは、Aさんのこの体験には大切なものがあると感じました。」

…このD校長は、こうした“学校便り”はどう読まれるかよりも、どこまで書けるかが大切だと話していました。それを聞いてわたしは、自分を調べるのに、“見る自分”“見られる自分”“なりたい自分”“ありたい自分”の四つの視点が欠かせないという先哲の知恵を思い出していたのです。

VII おわりに

現代社会について、情報化社会だとか無縁社会だとか、いろいろなことが言われていますが、共通しているのは、学習社会だということだと思います。親も子も、教師も、どんな職業の人でもそれぞれの立場や役割で、何をどう考え、何をしたらいいのか、何をしたらいけないのか、各自が自分で考え実行していくことが大切であり、間違ったら自分で修正して、改善・修復した道へ進んでいく、そういう生き方をしていくことが特に望まれる時代だと思うのです。他と競争することはあっても、競争がすべてではありません。競争よりは、協調、協力が大切にされ、他の立場や事情が重んじられる世の中にしていくことが、多くの人に求められているように思われます。

実は、かつての日本にはそういう風が生きていました。どこの村や街へ行っても、庶民の中に、この世はみな「お互い様」「おかげ様」で生きているんだよ、みなが同じだから「他人事はなない」のだよ、と子どもは親にしつけられ、親自身がそれを自分の生活信条として生きていました。今より、ずっと貧しい暮らしをしていましたが、どこの家でも「狭いながらも楽しい我が家」という唄のように、仲良く助け合って暮らしていました。

わたしは時代が変わっても、あの「お互い様」「おかげ様」「他人事はなない」という気持ちで生きていくことが、人間のしあわせにつながるのではないかと思うのです。

そのためにも、もっともっとよい触れ合いによって、人と人との、出会いを、よりよいものにつくりあげていくことが、大切にされてよいと思うのです。誰かの指示によってそれをするのではなく、自分がそれをつくっていくという意気込みで、他の人々と協力、協調してそういうしあわせな世の中にしていきたいと思います。

※ 事務局付記 ※

この特別寄稿は、平成22年10月26日（火）に山形県教育センターで行われた「平成22年度山形県新規採用教頭研修・教員倫理研修（後期）」における講義内容をもとに、関根氏に新たに書き下ろしていただいたものです。

〈関根正明氏略歴〉

1931年 9 月	東京都墨田区に生まれる
1954年 3 月	東京理科大学理学部化学科卒業
1954年～1955年	株式会社明電舎研究所勤務 私立菊華女子高校、私立成立高等学校講師
1955年～1961年	東京都葛飾区立奥戸中学校教諭
1961年～1973年	東京都台東区忍岡中学校教諭
1973年～1983年	東京都葛飾区教育委員会指導主事 東京23区生徒指導担当指導主事会幹事長
1983年～1987年	東京都足立区立入谷中学校校長
1987年～1994年	東京都足立区立第一中学校校長 足立区中学校校長会会長・東京都中学校校長会理事
1994年	定年退職
1994年～	武蔵野音楽大学講師、足立区教育研究所主任調査研究員 意識教育研究所理事
1999年～	聖徳大学助教授 児童学研究所勤務 墨田区教育委員、向島警察署委員
2004年～	山形大学非常勤講師

〈著 書〉

『教師の心を支える30のいい話』	学事出版	1996
『子どもの心にせまる生徒指導』	学事出版	1998
『教師の“気になる子”への関わり方』	学陽書房	1998
『子の心 親知らず』	コスモトウワン	1998
『教師 生きるヒント』	学事出版	1999
『学校例話の教育学』	学事出版	1999
『関根正明の心の教育』	学陽書房	1999
『教師の話し方 例話講座』	学事出版	2001
『子どものために自分を変える30のいい話』	学事出版	2003
『自分を律する心を養う24のいい話』	学事出版	2004
その他多数		

〈定期刊行物〉

学校講話と校長学の専門誌『月刊プリンシパル』…………… 学事出版
(編集代表を務め、「校長の人間関係学」を連載中)

〈ホームページ〉

関根正明のデスク <http://www7.ocn.ne.jp/~se70/>

序章 研修の進め方等について

第1節 研修プログラムのねらい

(1) 研修プログラム全体の目的

このたび山形県教育センターは、学校で働く教職員一人一人が、学校づくりの重要なパートナーである保護者と互いに信頼の絆を結び、共に安心・安全な学校づくりを進めることができるようにと願い、新たな研修プログラムを提案します。この研修テキストは、このプログラムによって先生方の研修をお手伝いするために編集したものです。ぜひ御活用くださいますよう、お願いいたします。

このプログラムは、私たち教職員が保護者と共に安心・安全な学校づくりを実現する上で必要な、次の3つの力を身に付けることを目的としています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 保護者と信頼の絆を結ぶコミュニケーション力② 保護者からの様々な要求や意見への対応力③ 児童生徒や学校を守るための危機管理能力 |
|---|

昨今、開かれた学校づくりのための取組みが各学校で進む一方で、保護者から学校に対する要求や意見が多く寄せられるようになりました。この傾向の背景には、学校の「敷居」が以前に比べて低くなったことで、保護者が学校にものを言いやすくなったことがあるのかもしれません。このこと自体はよいことなのですが、それらの要求や意見の中には、学校として対応に苦慮するものや、明らかに理不尽なものも含まれており、学校にとって頭の痛い問題となっています。こうした傾向を、社会問題としてセンセーショナルに取り上げる向きもあり、クレーム等によって学校を困らせる一部の保護者を「モンスター・ペアレント」と称して非難する風潮も見られます。

こうした現状を、私たち教職員はどのように捉えるべきなのでしょうか。少なくとも、保護者を「モンスター」扱いし、予防線を張ろうとする発想からは何も生まれないことだけは間違いなさそうです。学校がそれぞれの地域において本来の教育機能を果たすには、保護者の理解と協力が不可欠だからです。

自分の子どもが通学する学校に対し、保護者が何らかの意見や考えをもつことは極めて自然なことです。しかし、実際にそれを学校に伝えることは、ある程度の勇気を必要とするため、それほど簡単なことではありません。それでもなお保護者が行動に移すからには、そうせざるを得なかった強い思いや、それなりの理由があると考えるべきではないでしょうか。こうした保護者からの意見や要望の内容に対する評価はきちんとされるべきであり、「クレーム」という一言で片付け排除することは、学校にとって、校務の見直しや改善のチャン

スの芽を摘み取ってしまうことにつながるかもしれません。

京都市の元教育長であり、現在は京都市長である門川大作氏は、市立堀川高校の取組みに代表される斬新な教育施策を次々に打ち出したことで知られています。門川氏はあるインタビューでこう言っています。

「学校を悪くしたいと思うなら、親が子どもの前で学校の悪口を言ったらいい。そうすれば確実に悪くなります。」

門川氏のこの言葉は、学校づくりにおいて、保護者がいかに大きな影響力をもち得る存在であるかを端的に表現しています。学校が保護者から信頼されなければ、学校づくりは極めて困難な道のりとなります。保護者が学校に対して抱く不信感は、そのまま子どもたちの、教職員や学校に対する不信感につながる人が多いと考えられるからです。

しかしこのことは、裏を返せば、保護者が学校の最強の応援団となってくれる可能性を示唆しているとも言えます。保護者が学校をこれまで以上に信頼してくれたら、学校と心をつなにし、いざという時には教職員と共に学校を支え守ってくれるとしたら、その学校は、子どもたちが安心して学ぶことができ、教職員も安心して働くことのできる場になるのではないのでしょうか。子どもたちの安心・安全な学校生活を脅かす様々な悪条件を克服し、私たちが目指す教育活動を効果的に展開していくために、保護者と共によりよい学校づくりを進めていきたいものです。

（２）研修の種類とねらい

このプログラムは次の３つの研修から成っています。

① 校内研修

各学校で実施していただく研修です。本研修テキストを使用すれば、各学校の実態やニーズに合わせた独自の研修を実施することが可能です。必要に応じて、県教育センターの指導主事を講師として実施することもできます。

② 県教育センターにおける集合研修

- ・ 指定研修（初任者研修、新規採用校長研修、新規採用教頭研修）
- ・ 専門研修（管理職のための安全対策・危機管理講座）

これらの集合研修では、受講者のキャリアステージに応じた教育課題に対応するための研修内容と、実践的な研修方法を用意しています。集合研修の一部で、本研修テキストを主教材として使用します。

③ 指導主事の出前サポートによる訪問研修

県教育センターのカリキュラムサポートプラザが、各教育事務所管内の会場や県立学校等の会場をお借りし、その会場へ指導主事を派遣するとともに本研修テキストのコンテンツを出前し、先生方の研修をサポートします。それぞれの学校に近い会場で実施することにより、県教育センターに出張して研修を受ける場合に比べて、様々な点で負担が軽減されるため、結果としてより多くの先生方に研修を受けていただくことが可能となり、研修効果の増大が期待されます。この出前サポートを利用して、本研修テキストを使った研修を実施していただくことも可能です。

第2節 校内研修の進め方

(1) 校内研修を校内スタッフのみで実施する場合

最初に、校内研修をリードする先生（研究主任等）は、それぞれの研修課題に応じたゴールを明確にし、本研修テキストのどの研修をどこまで実施するかを決めてください。

次に、事前に本研修テキストの該当部分を読み込み、ポイントを押さえるほか、演習部分についてはできる限りシミュレーションしておくことが望まれます。そのことにより、参加される先生方にとって分かりにくい部分や説明において強調すべき点などが明らかとなり、結果的に効果的な校内研修の運営が可能となります。

研修の実施に当たっては、校内研修をリードする先生が一人で運営するのではなく、数名のチームで運営することが望まれます。全体を進行する先生、講義部分を担当する先生、演習をコントロールする先生というような役割分担を行うとよいでしょう。もちろん、校長先生や教頭先生には、あいさつや総括のコメントを事前をお願いしておく必要があります。

研修終了後は、簡単なアンケートを実施して参加者の評価を受けることをお勧めします。事後に運営した校内チームスタッフで振り返る際の資料となり、研修の成果と課題の整理に役立ちます。

準備段階で不明な点等がある場合は、県教育センターのカリキュラムサポートプラザに、電話や電子メール等で遠慮なく御相談ください。

（２）校内研修を指導主事の派遣を受けて実施する場合

この場合も、進め方は基本的に校内スタッフだけで実施する場合に準じます。まずは、県教育センターのカリキュラムサポートプラザに、電話か電子メールで御相談ください。なおその際は、指導主事の派遣を希望する日時のほか、本研修テキストのどの研修を実施したいのかをお知らせください。派遣の可否については追って回答します。指導主事の繁忙期には、御希望に添えない場合もありますので、お早めに御相談ください。

派遣が決定したら、県教育センターの担当指導主事と、事前準備や当日の進行などについて、電話や電子メール等で事前に打合せを行ってください。それにより、ねらいや進め方について共有化が図られ、研修効果が高まります。

第３節 研修テキスト使用上の注意

（１）研修テキストの著作権等について

本研修テキストの著作権は山形県教育委員会に帰属しますが、研修目的で使用する場合は、各節の説明部分のみならず演習用ワークシートや各資料に至るまで、自由に複写し使用して下さって構いません。

ただし、本研修テキストの一部を引用する場合は、出典を明記して下さるようお願いします。

（２）研修テキストの貸出しについて

県教育センターのカリキュラムサポートプラザでは、校内研修貸出し用として、本研修テキストを常備しています。必要部数をお知らせくだされば宅配便等でお届けします。なお、送料については学校負担となります。詳細については、カリキュラムサポートプラザにお問い合わせください。

第Ⅰ章

保護者と信頼の絆を結ぶコミュニケーションの研修

【校内研修・初任者研修】

(1)「学校と保護者とのかかわりに関するアンケート（保護者用）」について

このアンケートの調査項目は次のとおりです。

- 29

9 【複数回答可】 お子さんの学校の教育について、課題があると思う分野をあげてください。いくつあげてもかまいません。

ア 授業や学習指導 イ 学校行事 ウ P T A活動 エ 部活動
オ 学級経営 カ 学年経営 キ 生徒指導 ク 進路指導
ケ 給食 コ 健康管理や安全指導 サ 集金関係
シ その他（具体的にお書きください）

10 これまで「課題がある」と感じた意見を、学校に何らかの方法で伝えてきましたか。

ア その都度必ず伝えてきた イ 伝えたことの方が多い
ウ 伝えなかったことの方が多い エ 全く伝えてこなかった

（10でア～ウと答えた方にお聞きします）

11 意見を伝えた際の学校の対応について、どう感じましたか。

ア 満足した イ ある程度満足した ウ やや不満だった エ 非常に不満だった

（11でアまたはイと答えた方にお聞きします）

12 満足に感じたのは、どのような対応についてですか。

（11でウまたはエと答えた方にお聞きします）

13 不満を感じたのは、どのような対応についてですか。

14 今後、学校に対して要望や意見をもつことがあったら、学校に直接伝えようと思いますか。

ア 積極的に伝えようと思う イ 内容によっては伝えようと思う
ウ あまり伝えようと思わない エ 伝えようと思わない

（14でアまたはイと答えた方にお聞きします）

15 要望や意見は、特にどの立場の教職員に伝えたいと思いますか。その理由もお書きください。

ア 校長 イ 教頭 ウ 学年主任 エ 担任
オ その他（具体的にお書きください）

（14でウまたはエと答えた方にお聞きします）

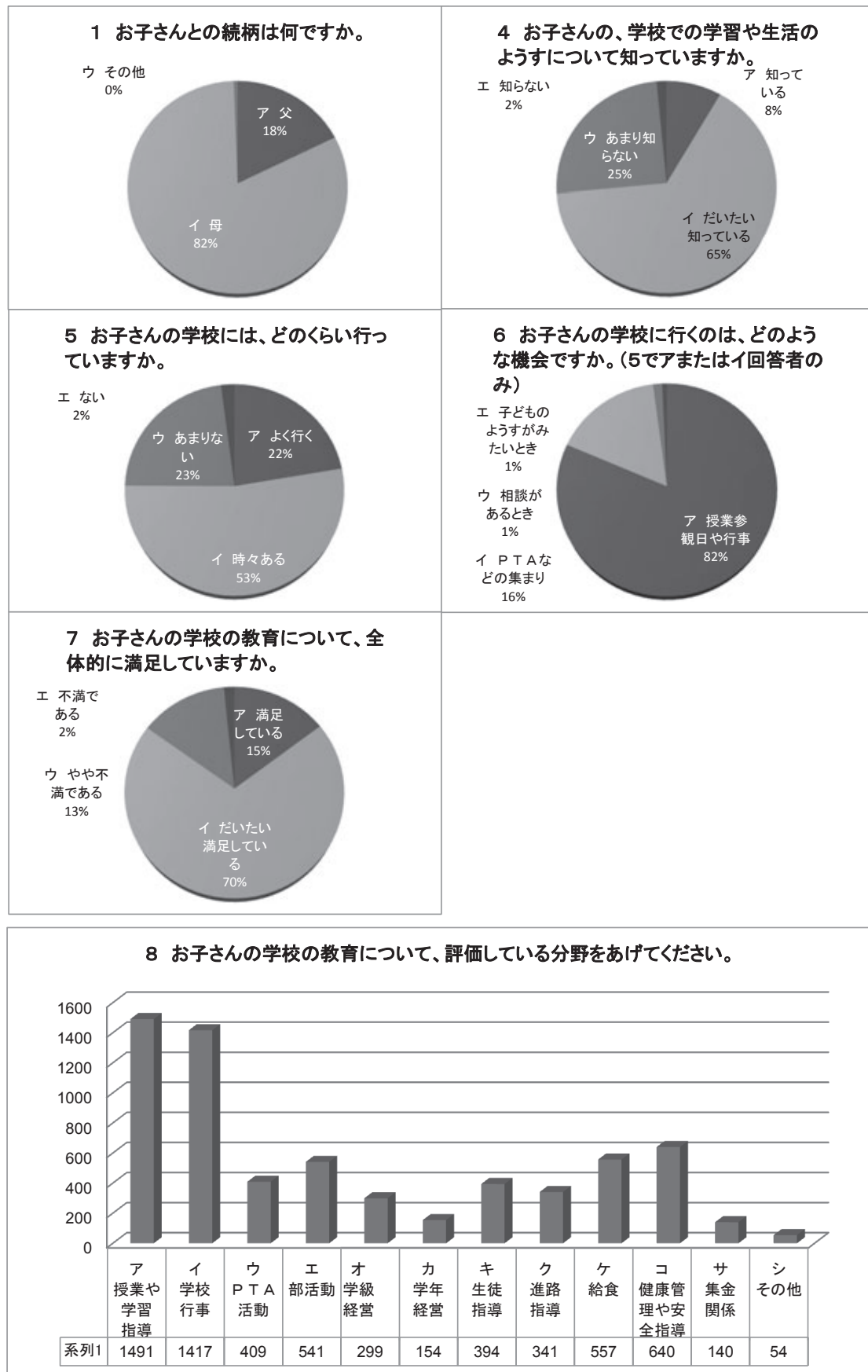
16 学校に要望や意見を直接伝えようと思わないのはなぜですか。

17 【複数回答可】 学校との信頼関係を強めるためには、どのようなことが大事だと思いますか。いくつあげてもかまいません。

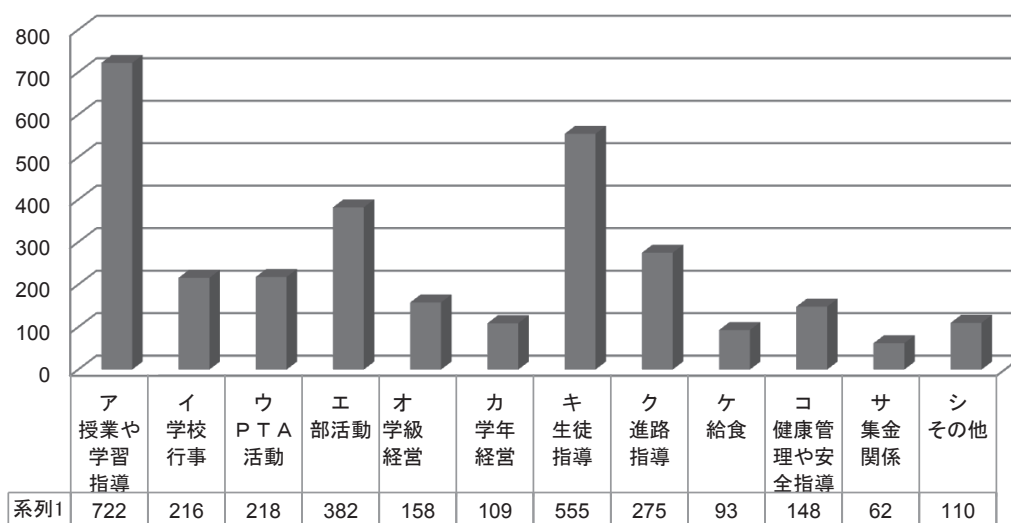
ア 学校側からの情報提供 イ 保護者が学校に行く機会を増やすこと ウ 授業改善
エ P T A活動の強化 オ 家庭訪問 カ 保護者側の学校に対する理解
キ その他（具体的にお書きください）

18 学校と保護者とのよりよい関係づくりについて、御意見がありましたらお聞かせください。

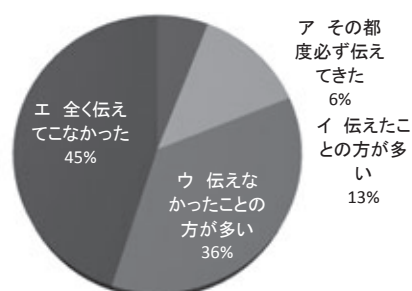
これらの調査項目のうち、主な項目の結果は次のとおりです。



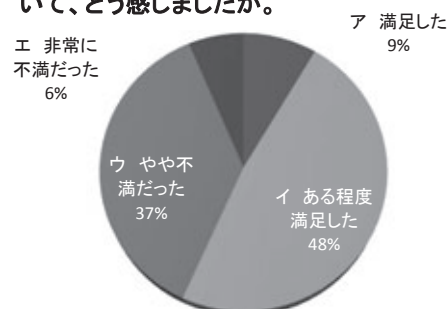
9 お子さんの学校の教育について、課題があると思う分野をあげてください。



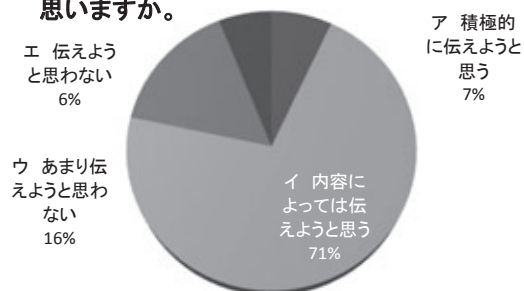
10 これまで「課題がある」と感じた意見を、学校に何らかの方法で伝えましたか。



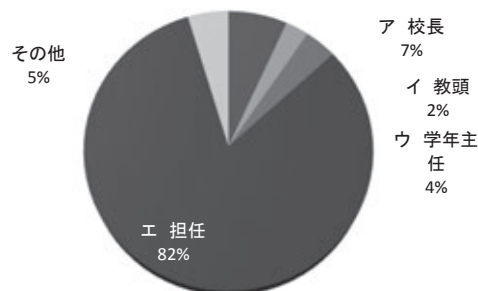
11 意見を伝えた際の学校の対応について、どう感じましたか。



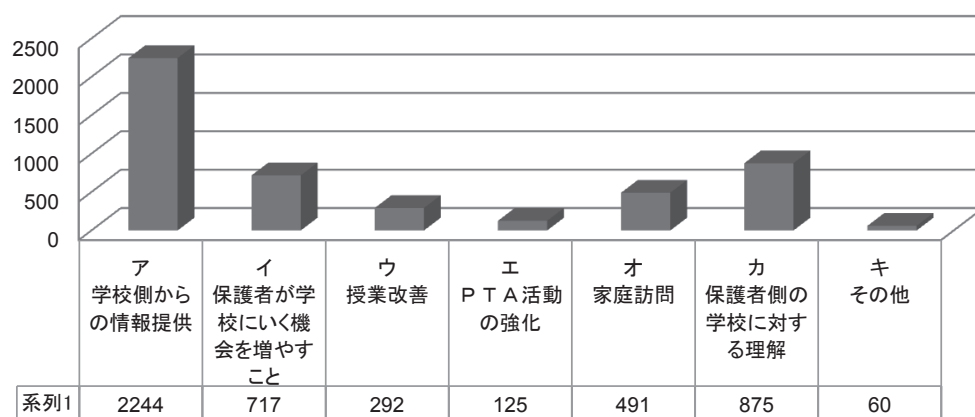
14 今後、学校に対して要望や意見をもつことがあったら、学校に直接伝えようと思いますか。



15 要望や意見は、特にどの立場の教職員に伝えたいと思いますか。



17 学校との信頼関係を強めるためには、どのようなことが大事だと思いますか。



(2) アンケート調査結果の考察

アンケート調査の中で8割5分の保護者が、子どもの学校の教育について「全体的に満足している」と答えており、「評価している分野」は「授業や学習指導」、「学校行事」を筆頭に挙げています。

一方、「課題があると思う分野」でも、「授業や学習指導」が第一です。これは授業や学習指導が保護者にとって最も大きな関心事であることを意味しています。次に保護者の関心の度合いが高いのは、「生徒指導」そして「部活動」と続きます。

ここで注目したいのは、「課題がある」と感じた意見を学校に何らかの方法で伝えたことがあると答えている保護者は2割に満たないという事実です。これは何を意味しているのでしょうか。学校側の努力を認めそれなりに評価はしているものの、学校の教育活動に対して積極的に発言したり、関与したりしようとするには、何らかの阻害要因が働いていると考えることができます。また、意見を伝えた際の学校の対応について、不満を感じた保護者の割合は4割強に上っています。勇気を出して意見を伝えてはみたものの、満足する対応は得られなかったと感じている保護者が多いという現実を、学校は謙虚に受け止める必要があります。

これから何か学校に対して要望や意見をもつことがあったら、「内容によっては伝えよう」と考えている保護者が7割を超えています。また、伝えたい相手の立場としては、8割強が「担任」と答えています。子どもに一番近い存在である担任に対する保護者の期待が見て取れます。

最後に、「学校との信頼関係を強めるために、どのようなことが大事か」という問いに対しては、大多数の保護者が「学校側からの情報提供」と回答しており、「保護者側の学校に対する理解」と続きます。このことから、保護者が現状の情報提供のあり方に対して満足していないことが分かります。保護者に信頼してもらうための第一歩は、学校側からの的確かつ積極的な情報提供であると言えるようです。

以上の考察を踏まえ、保護者とのコミュニケーションのあり方について、内容と方法の両面から考えてみましょう。

内容面では、学校として伝えなければならない事柄に加え、保護者が知りたいと思う事柄をどれだけ伝えることができているのかという視点が、第一に大切です。保護者がどのような情報を求めているのかを積極的に把握しようと努める必要があります。また、情報そのものに加えて、提供や伝達の意図やねらい、その情報に対する学校側の考え方といったものも併せて伝えることが有効であると考えられます。

方法面から情報提供のあり方を見直すことも大切です。私たちは、日ごろ保護者とどのようなコミュニケーションをとっているのでしょうか。「言いつばなし」「言われつばなし」になってはいないでしょうか。話を聴くときには、相手の思いや真意をきちんと捉えることができているのでしょうか。その上で、こちらの思いや考えをきちんと伝えているのでしょうか。

また、従来の紙面での情報提供や、PTA総会や学年PTAといった集会場面における直接の伝達に加え、学校のホームページを充実させて保護者が選択的に情報を取り込めるようにするなどといった方法も、今後検討する余地があると思われます。

こうした見直しを行い、学校側が保護者とのコミュニケーションを積極的にとろうとする姿勢を伝えることが、保護者の理解や協力を引き出し、信頼関係構築への近道となると言えそうです。

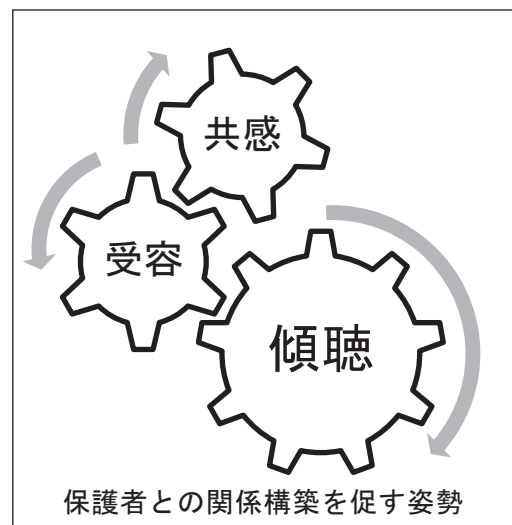
次節からは、保護者とのコミュニケーションの土台となる基本的な技法について学びます。

第2節 保護者とのよりよい関係づくりに必要なもの

保護者が来校したり、学校に電話をしたりするためには、かなりの勇気と決心を必要とします。同時に、不安や心配、怒りや焦りなどもあると思われます。

一方、現在の学校は非常に多忙な状況にあり、「思うように相談を受けられない。」と感じることもあるのではないのでしょうか。その結果、保護者から「軽く扱われた。」「迷惑そうな態度で対応された。」との印象をもたれ、その積み重ねが、保護者の不安や心配を膨らませ、怒りや焦りを増大させることにつながりかねないと考えられます。

このような事態に陥らないために大切にしたいのは、保護者の話をよく聴く（傾聴）ということです。そこには、自分の思いや考えはとりあえず脇に置く受容的態度と保護者の言葉の背後にある真意をくみ取ろうとする共感的な姿勢が伴います。教職員のこうした姿勢が、保護者に「理解してもらえた。」という思いを抱かせ、大半の問題は早い段階での解決が望めるのではないかと思います。



（１）保護者の思いを受容していますか

保護者や地域に開かれた学校づくりが叫ばれる昨今ですが、アンケートからも分かるとおり、保護者が課題と感じたことをその都度学校に伝えている割合は6％に過ぎません。保護者は、学校に対して何らかの話しにくさを感じていると言えます。教職員が保護者との関係性を築くためには、お互いの思いや考え方を知ることが大切です。そのために、教職員はどのようなことに留意する必要があるのでしょうか。

① 保護者にどう映っているのかを考えて

まず「あなたの話を聴きます。」というメッセージを態度で表すことが重要です。例えば面談の際に、腕組みをしながら話を聴いたり、度々腕時計を見たりすることが、保護者から高圧的な態度、相談よりも終了時刻を気にするしぐさと受け止められる懸念があります。こうした態度やしぐさも言葉を介さないコミュニケーションとして、保護者との関係性を築く上で重要な要素となります。相手の目になって、自分の態度が相手にどのように映っているかという点に配

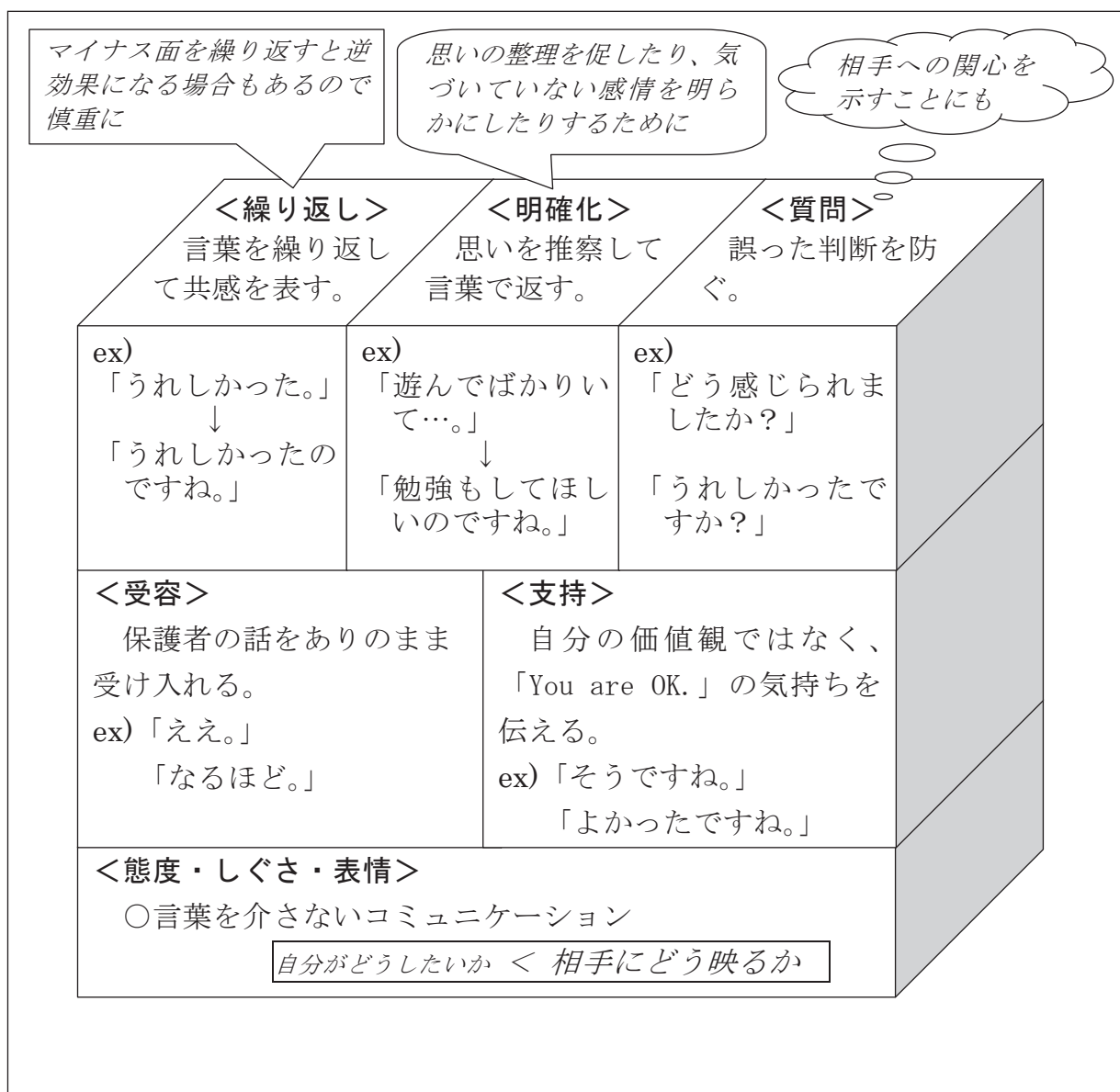
慮していききたいものです。

② 保護者の話をどのように聴くのかを考えて

うなずきや相づちを入れながら保護者の話を聴きます。保護者が話す内容ありのままに受容します。

また、過去の経験から得た知識や価値観といった先入観をもたずに、「そうですね。」と支持することで、保護者が話しやすくなると考えられます。

加えて、保護者の言葉をそのまま繰り返したり、思いを推察して言葉で返したりすることも有効です。それは、保護者が自分の感情や思いに向き合う機会になります。こうした保護者への丁寧な対応が、「話を聴いてもらえた。」という満足感を生み、信頼を築く足掛かりとなるのです。



（２）保護者の思いに共感して伝えていますか

思いや考えを保護者に理解してもらうためには、保護者に共感を示す言葉を積極的に使っていくことが大切です。

① ねぎらいの言葉から始める

「お忙しい中、お越しくくださいます。ありがとうございます。」「いつもお世話になっています。」といった言葉は、普段あいさつとしてよく使われています。そこに、「がんばっていらっしやいますね。」「本当に御苦労さまです。」などのねぎらいの言葉を意識して加えることで、保護者との相互理解がより深まると思われます。

また、「ご家庭での様子がよく分かり、助かりました。」と返せば、保護者は、勇気を出して学校に相談してよかったと感じるでしょう。

<保護者の考えとの相違>

対応に苦慮する要求を保護者から求められたときはどうすればよいですか？



受容と共感の傾聴的態度を通して、保護者と十分な関係性を築いてから、学校の考えを伝えていきたいものです。

関係性ができていない状況での対応は、お互いの真意をつかめないため、誤解が生じやすく、問題を大きくする可能性があります。

② いいところ（リソース）をさがして

保護者から『先生から叱られて学校に行くのが嫌だ。』と子どもが言っている。」と伝えられたとき、どのような感情が湧くでしょうか。

「子どもの登校渋りは先生の対応のせいだと思っている。」と、自分に対する非難としてとらえてしまえば、子どもを叱った事情などを理解してもらうため、保護者に必死に説明することになり、お互いに冷静に話し合えなくなることも考えられます。

一方、保護者のこの言動を、非難としてではなく、学校を頼りにしている心情が表れたものとしてとらえることができれば、「ご心配されていらっしやったのですね。」と、保護者の思いに寄り添った言葉に変わってきます。

保護者の言動からその保護者のいいところ（リソース）をさがそうとすることが、共感的なかわりを生むと考えられます。

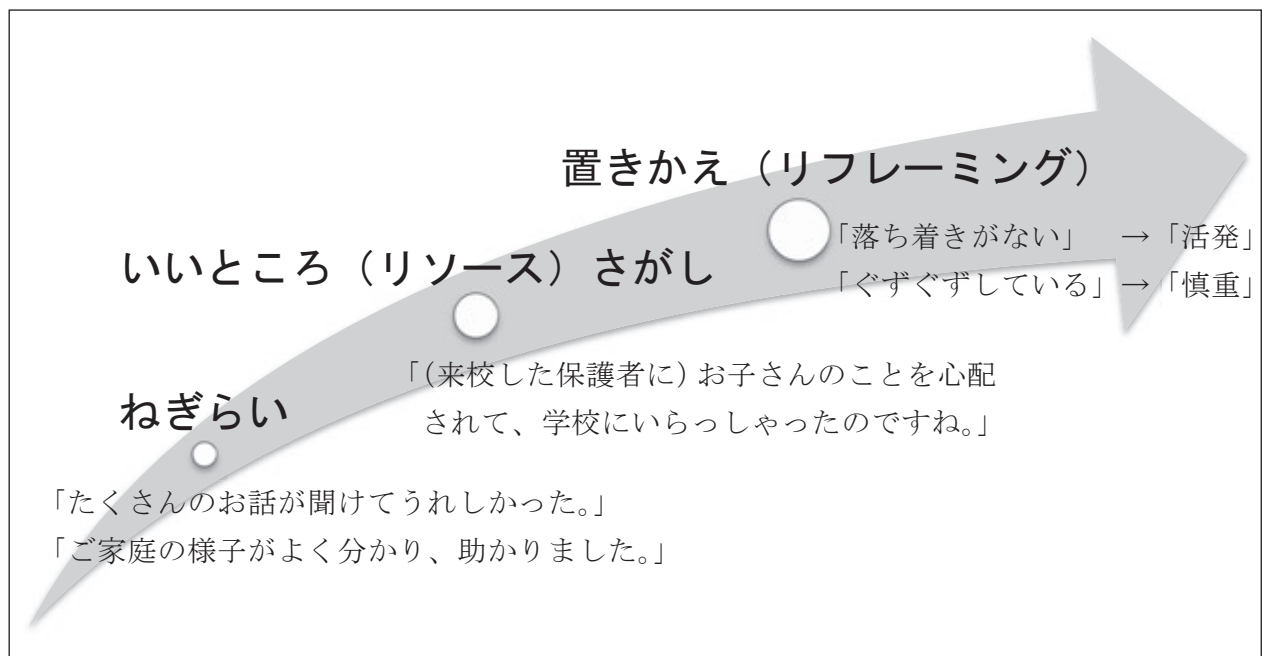
③ 長所に置きかえて（リフレーミング）

「うちの子どもは落ち着きがなくて…」と、子どもをマイナスイメージで語る保護者の真意は、どこにあるのでしょうか。

その言葉どおり、子どものことを「できない存在」としてとらえ、自分の育て方が悪いと感じているのかもしれませんが。逆に、自分の育て方に自信があり、学校など他のところに原因を求めているのかもしれませんが。

しかし、「落ち着きのない子ども」というとらえ方を「とても活発な子ども」と言いかえてとらえること（リフレーミング）によって、保護者の子どもを見る目を変え、そのことによって保護者の行動の変化を期待することができます。

教職員がこうした言葉を意図的に伝えていくことによって、保護者はマイナスイメージを払拭して子どもとかかわっていくことができると考えられます。



保護者の言葉の背後にある真意をとらえようと、保護者の思いを受容し、共感的にかかわろうとする教職員の姿勢は、保護者を一人の子どもを思う同じ教育者として尊重していることを表します。

次の演習の中で、保護者への具体的な対応を体験することで、保護者との関係がよりよいものとなり、問題の拡大を防ぎ、早期の解決を図ることができると考えられます。

以上のことは、第Ⅱ章「保護者が安心する対応法の研修」、第Ⅲ章「安心・安全な学校づくりの研修」においても、大切なことと考えられます。

第3節 第I章の演習

ここでは、「保護者とのよりよい関係づくり」のために大切にしたい受容と共感に基づく傾聴的態度について、実際の場面を想定した2つの演習を行います。これまで第I章で述べてきたことについて、下記のポイントを参考にしながら、ロールプレイなどを通して体験的に学び、さらに考えを深めていきます。

演習1（P.40～46）では、保護者の行動の背後にある思いを共感的に理解するうえで大切にしたい態度や推察のためのスキルを取り上げます。各校の実態に応じて下記のプログラムを選択したり、組み合わせたりして活用してください。

<プログラムA>

疑似体験を通して、話し手の話を「聞く」だけではなく、話し手を理解しようとする心で「聴く」ことの大切さを体験します。

<プログラムB>

「You are OK.」を積極的に伝えていくために、保護者の「いいところ（リソース）」に注目します。

<プログラムC>

いつもとは別の角度から物事をみることにより、「一見短所と思われることを長所に置きかえて相手に伝えること（リフレーミング）」に注目します。

演習2（P.47～50）では、電話と面談における対応をそれぞれ3つの場面で考えます。取り組むに当たり、グループ内で役割を決め、場面や状況、評価の観点について共通理解を図っておきます。また、ロールプレイや振り返りを実施する際、下記に留意してください。

ロールプレイでは、保護者の思いを推し量り、その保護者がどのような心境で電話や面接に臨んでいるかを豊かに想像します。

振り返りでは、保護者の背後にある心情に迫るために、発話記録をもとに、教職員役・保護者役の先生の発言の意図や感じ方を中心話題として、グループでの話し合いを展開します。

演習1 「真意」を引き出すための受容と共感

1 テーマとねらい

(1) テーマ 保護者の「真意」を引き出すために欠かせない要素について考える。

(2) ねらい 十分に保護者の話を受容する。(プログラムA)

事実と共に、言葉の背後にある感情を想像して整理し、共感的に理解する。(プログラムB・C)

2 事前準備

○グルーピング 各プログラムに合わせて、2～6名程度

○ワークシート① (P.122) の拡大コピー、2色の付箋紙、フェルトペン等
※プログラムBで使用

○ワークシート② (P.123) ※プログラムCで使用

3 演習の展開 (60分～120分で実施する場合)

No.	項 目	時間	進 め 方
①	演習のねらいと進め方についての説明	15分	・進行役は、テキスト (P.35～38) を参考にして、保護者とのよりよい関係づくりに必要なもの、受容と共感の大切さについて説明する。
②	3つのプログラムによるワークショップ	30分 ～ 90分	・【プログラムA】積極的な傾聴 (P.41) 【プログラムB】共感的な理解Ⅰ「いいところ (リソース) さがし」 (P.42) 【プログラムC】共感的な理解Ⅱ「置きかえ (リフレーミング)」 (P.46) 3つの中から、いくつかを選択する。
③	事後ディスカッションとまとめ	15分	・ペアやグループで話し合った内容を全体に発表し、共有する。 ・テーマやねらいを達成度について、進行役が演習のまとめのコメントを行う。

【プログラムA】積極的な傾聴（30分程度）

内 容	実施上の留意点
（１）傾聴的態度ではない聞き手に話したときの会話を体験する。（10分） ◆背もたれに寄りかかり、腕組みをする。 ◆一切話さない。 ◆うなずかない。相づちを打たない。	・ペアで聞き手と話し手を分担する。 ・話し手は、司会者が提示した話題（趣味や好きな食べ物など）について、2分間話し続ける。聞き手は、左のような態度をとる。 ・役割を交代して、もう一度行う。 
＜予想される話し手の感想の例＞ ・とても話しづらい。 ・ちゃんと聴いてくれているのか分からない。	
（２）傾聴的態度の聴き手に話したときの会話を体験する。（10分） ◆相手の顔を見て、身を乗り出すように。 ◆うなずきや相づちを必ず入れる。 ◆柔らかに豊かな表情で。	・話し手は、（１）と同じ話題について話す。聴き手は、左のような態度をとる。 ・役割を交代して、もう一度行う。
＜予想される話し手の感想の例＞ ・よく話を聴いてもらえてうれしい。 ・このまま話を続けていいんだ。	
（３）演習してみて、感じたことや思ったことを話し合う。（10分）	・2つの会話の体験を比べ、日頃の自分の傾聴的態度について振り返る。
＜予想される演習後の感想の例＞ ・聴き手の態度によって、話し手の意欲に与える影響の大きさを改めて感じた。	

【プログラムB】 共感的な理解 I 「いいところ（リソース）さがし」（30分程度）

内 容	実施上の留意点
（1）テキスト（P.44～45）から事例を1つ選び、記述にある保護者のそれぞれの言動について、その思いや発言の意図などを推察する。（10分）	・ 4～6名程度のグループをつくり、ワークショップ形式で行う。 ・ 各自推察したことを付箋紙に書き出し、ワークシート①にある推察の観点に分けて貼る。情報量が少なく、十分な推察は難しいが、限られた情報から、多角的な推察を行いたい。
（2）保護者の思いや全体的な背景を整理する。（5分）	・ 付箋紙の内容を読み合いながら話し合う。
（3）保護者のそれぞれの言動について、「いいところ（リソース）」さがしをする。（10分）	・ 各自探したリソースを、（1）と違う色の付箋紙に書き出し、ワークシート①に貼る。 ・ （1）に比べ、保護者を受容する意識をより明確にもちたい。（1）の時点で、すでに出されていたリソースがあれば含めてよい。
（4）演習してみて、感じたことや思ったことを話し合う。（5分）	・ 付箋紙の内容を読み合いながら、保護者の言動に対して、より共感的理解が深まっていく感覚をグループで味わう。

グループで話し合い、この保護者の思いや背景についてさぐってみましょう。

< 推察の観点 >

学校に対する保護者の思い

例

下校時間が遅すぎると、要望したい気持ちがあるのかもしれない。

保護者と子どもとの関係性

例

子どもが弟に八つ当たりしていると思い、腹を立てている。

保護者を取り巻く状況

例

同級生の母に相談に乗ってもらえなかったことを不満に思い、学校に連絡してきた。

視点を変えて伝えるために、この保護者や子どもの「いいところ（リソース）」をさがしてみましょう。

例

親として、子どもの心や体のことなどを心配している。

◆ 小学校の事例

＜母親から＞

- 小6の息子が、最近「学校がつまらない。」と言う。
- 児童会の委員会の仕事や陸上大会の練習で夕方遅く帰ってくる。
- クラスや友だちの話を最近しなくなった。
- 同級生の母親と電話で話をしたが、「子ども同士のことに、親は口出ししない方がいい。」と言われた。
- 帰宅後、毎日、弟を怒鳴ったり、物を蹴飛ばしたりして荒れる。
- 夕食を終えてすぐ宿題に取りかかるが、終わるのが10時頃になる。
- 「宿題は中途半端でもいいから、早く寝た方がいいわよ。」と言うと、「そんなことはできない。」と最後までやっている。
- 日曜日には、家の手伝いを頼むとしてくれる。
- 私も仕事をしているため、帰宅が遅くなるときがある。

◆ 中学校の事例

＜父親から＞

- 中2の娘は、テニス部に所属して、自分なりに精いっぱい頑張っている。
- しかし、顧問の先生からは「下手くそ！」、「だらだらするな！」、「家に帰れ！」などと罵られ、校地の外周を走らされたりしている。
- 同級生も娘を馬鹿にしているようだ。
- 先週の日曜日、遠くから練習の様子を見ていたが、娘は、他の保護者からも「しっかりしろ！」と怒鳴られていた。
- 帰宅後は、妹と口げんかが絶えず、祖父母への言葉遣いも悪くなってきた。
- 自分の部屋では、ゲームばかりして、勉強はほとんどしなくなった。
- 「テニス部を辞めたら？」と言っても「辞める。」とは言わない。
- 部活動のない日は、家で道具の手入れや素振りをしている。
- 祖母からは、親のしつけが悪いとよく言われる。

◆特別支援学校の事例

＜父親から＞

- 今年度、中学部2年の娘の担任が、他の先生に変わった。
- 昨年度までしてもらっていた障がいへの配慮がいくつかなくなった。
- 前の先生とは、教え方やかわり方もだいぶ違って、子ども自身も、とまどっているような気がする。
- 今年度は、同じ課題を何度も繰り返しているようなので、それを学習する理由について尋ねてみたことがあったが、よく説明してもらえなかった。
- 副担任の先生は、これまでと同じ先生で、同じ質問を試みたが、「担任の先生と話をしてみます。」と言われた。
- 他のクラスの子どもの母親から、「いつも担任の先生から、家庭でもやれそうなことを教えてもらっている。」と聞いた。娘の担任からも、いろいろなアドバイスがほしい。

◆高等学校の事例

＜母親から＞

- 高3の息子の成績が下がってきている。本人に尋ねると、「学校では真面目に授業を受けている。」と言う。
- 小学校の頃から、ずっと理数の教科が苦手で、宿題などは教えてきたが、さすがに高校に入ってから、どうアドバイスしたらいいかわからない。
- 夜遅くまで起きているようだが、何をしているのか分からない。兄が高校生の頃は、親が注意しなくても、自分でちゃんと勉強していたのだが…。
- 先週、卒業後の進路について話をしたが、以前相談して決めたはずの志望先について、「やっぱり嫌だ。」「あそこには行きたくない。」などと言いだした。父親は「絶対にだめだ。」と、息子を強く説得はしたが、それきりになっている。
- 最近は、あまり話をしなくなり、話しかけても、聞いているのかいないのか、ほとんど子どもの反応がない。

【プログラムC】 共感的な理解Ⅱ「置きかえ（リフレーミング）」（30分程度）

内 容	実施上の留意点
(1) 自分の短所を1つ決めて書く。(2分) (2) グループ全員の書いた内容についてメモする。(3分) (3) 自分以外のグループの参加者から出された短所についてリフレーミングする。(15分) (4) グループ内で発表する。(5分)  <リフレーミングの例> ・いつも仕事が遅く、周りに迷惑をかけている。  ・周囲の方々のことを気にかけてながら仕事をしているんですね。 (5) 演習してみて、感じたことや思ったことを話し合う。(5分)	・4名程度のグループをつくり、ワークショップ形式で行う。 ・各自配付されたワークシート②に、自分の短所（例 気が短い、仕事が遅いなど）を書く。 ・各自書いた内容を発表し、自分以外の参加者の短所をワークシート②の左枠にメモする。 ・相談者の思いや行動をプラスに価値付ける言葉や誉め言葉をできるだけたくさん考え、ワークシート②の右枠に書く。 ・なかなか発想することが難しいケースもあるので、必ずしも全員分を書くことにこだわらなくてよい。 ・各自の短所に対して、それぞれが(2)でリフレーミングした言葉を返す。 ・他の人と同じ言葉だったり、適当な言葉を思いつかなかったりする場合も予想されるので、お互いに寛容な気持ちで進めたい。 ・グループで、いろいろなリフレーミングの仕方について共有する。

演習2 電話対応・面談対応のロールプレイ

1 テーマとねらい

(1) テーマ 誠意ある対応のために必要なことや大切にしたいことを考える。

(2) ねらい ロールプレイを通して、実践的に傾聴的態度を体験する。

気付いたことや感じたことから保護者とのよりよい関係を築く対応について考える。

2 事前準備

○グルーピング 教職員役1名、保護者役1名、発話記録係・評価係2～4名

○ワークシート③（P.124）の拡大コピー、ワークシート④（P.125）、
フェルトペン等

3 演習の展開（60分で実施する場合）

No.	項 目	時間	進 め 方
①	演習のねらいと進め方 についての説明	15分	・進行役は、テキスト（P.35～38）を参考 にして、保護者とのよりよい関係づくりに 必要なもの、受容や共感の大切さについて 確認する。
	演習1で確認済みの場合は割愛できる。		
②	ロールプレイ	35分	・【ロールプレイA】電話対応（P.48） 【ロールプレイB】面談対応（P.49） 2つの中から、1つを選択する。
③	事後ディスカッション とまとめ	10分	・グループの話し合いで出された気付きや、 広く意見を求めたいことについて、全体で 話し合い、共有する。 ・テーマやねらいの達成度について、進行役 が演習のまとめのコメントを行う。

【ロールプレイ A】 電話対応（35分程度）

内 容	実施上の留意点
1 具体的な場面を設定してロールプレイを行う。 （１）３日連続欠席の児童生徒の保護者からの欠席連絡 ◆担任が受け取った場面 ◆担任以外の職員が受け取った場面 （２）家庭学習を３日連続で忘れて いる児童生徒の保護者への連絡 ◆保護者が専業主婦の場面 ◆保護者が父親の場面 （３）友人とふざけて起こった事故 に関する児童生徒の保護者への報告 ◆被害児童生徒の保護者に報告する場面 ◆加害児童生徒の保護者に報告する場面	・受容的な態度、共感的な理解を土台としてロールプレイに臨む。 ・場の設定は、お互いの表情が見えない位置（横に並ぶなど）で行う。 ・左の事例について具体的にどんな想定にするか、教職員役と保護者役が簡単に話し合ってから始めると効果的である。 ・発話記録係の１名は、ワークシート③を活用して、教職員役と保護者役の発話記録をとる。 ・評価係の１～３名は、ワークシート④を活用して、教職員役の評価を行う。 ・評価の観点の例は以下のとおり。 ◆あいさつ、ねぎらい ◆言葉づかい ◆話す速度、間 ◆テキスト（P. 35～38）に係る「受容」、「共感」 ◆その他、独自に設定することが可能
2 教職員役の評価について発表する。	・発話記録をグループ全員で見ながら、特に顕著だったところについて発表する。
3 教職員役と保護者役の感想や気持ちを発表する。	・実際に試してみても難しかったことや迷ったことなどを話題にする。
4 演習してみて、感じたことや思ったことを話し合う。	・うまくできていたところを確認したり、対応の仕方に工夫が必要なところについて具体策を考えたりする。

【ロールプレイ B】面談対応（35分程度）

内 容	実施上の留意点
1 具体的な場面を設定してロールプレイを行う。 （１）問題行動を起こした児童生徒の保護者の来校 ◆担任として対応する場面 ◆担任以外の職員として対応する場面 （２）不登校傾向の児童生徒の保護者の来校 ◆児童生徒も同席する場面 ◆児童生徒が同席しない場面 （３）休憩時間に教室でけがをした児童生徒宅での初回訪問 ◆けがをした当日の場面 ◆けがから２日目以降の場面	・受容的な態度、共感的な理解を土台としてロールプレイに臨む。 ・場の設定は、教室や応接室、あるいは和室や洋室など、具体的に想定する。 ・左の事例について具体的にどんな想定にするか、教職員役と保護者役が簡単に話し合ってから始めると効果的である。 ・発話記録係の１名は、ワークシート③を活用して、教職員役と保護者役の発話記録をとる。 ・評価係の１～３名は、ワークシート④を活用して、教職員役の評価を行う。 ・評価の観点の例は以下のとおり。 ◆あいさつ、ねぎらい ◆言葉づかい ◆話す速度、話の間 ◆テキスト（P. 35～38）に係る「受容」、「共感」 ◆態度、しぐさ ◆表情 ◆その他、独自に設定することが可能
2 教職員役の評価について発表する。	・発話記録をグループ全員で見ながら、特に顕著だったところについて発表する。
3 教職員役と保護者役の感想や気持ちを発表する。	・実際に試してみても難しかったことや迷ったことなどを話題にする。
4 演習してみて、感じたことや思ったことを話し合う。	・うまくできていたところを確認したり、対応の仕方に工夫が必要なところについて具体策を考えたりする。

ワークシート③、④の記入例

第Ⅰ章 演習2（ワークシート③）

電話対応・面談対応のロールプレイ 発話記録 記録者（ ○○ ○○ ）

時間	教職員役（△△先生）	保護者役（◇◇先生）
15:30	3日連続欠席の生徒の保護者からの欠席連絡で、担任以外の職員が受け取った場面 (呼出音) ・はい、□□中学校△△です。 ・ただいま席を外しておりますが、 …。	・もしもし。 ・2年A組の◇◇ですが、担任の先生はいらっしゃいますか。
15:34		・失礼します。

第Ⅰ章 演習2（ワークシート④）

教職員役に関する評価 評価（A：よくできている、B：できている、C：改善の余地あり）

演 習		項 目	評価	コ メ ン ト
面	電	あいさつ、ねぎらいがあるか。	B	あいさつはあったが、ねぎらいの言葉が少なかった。
		言葉づかいが丁寧か。	A	敬語が使われていてよかった。
対	応	自由に項目を設定して活用してください。		
	応	態度、しぐさは適切か。		
		表情はおだやかか。	電話対応のロールプレイでは、使用しません。	
		自由に項目を設定して活用してください。		

第Ⅱ章 保護者が安心する対応法の研修

【校内研修・管理職研修】

第1節 学校は保護者からのどのような要求や意見に困っているのか

(1) 「学校と保護者とのかかわりに関するアンケート（教職員用）」について

ここでは、本県公立学校の教職員の傾向について見てみましょう。アンケートは保護者の場合と同じ14校に協力を依頼し、396名の教職員から回答をいただきました（回答率98.8%）。この数字は、本県公立学校の全教職員の約4%に当たります。

このアンケートの調査項目は次のとおりです。

1 勤務校の校種は何ですか。

ア 小学校 イ 中学校 ウ 特別支援学校 エ 高等学校

2 現在勤務校における職名は何ですか。

3 保護者とのかかわり方が難しくなっていると感じたことがありますか。

ア 強く感じる イ ある程度感じる ウ あまり感じない エ 感じない

4 保護者から対応に苦慮する要望や意見が寄せられたことはありますか。

ア よくある イ 時々ある ウ あまりない エ ない

(4でアまたはイと答えた方にお聞きします)

5 【複数回答可】 対応に苦慮する要望や意見は、どのようなことに関する内容が多いですか。

ア 授業や学習指導 イ 学校行事 ウ P T A活動 エ 部活動

オ 学級経営 カ 学年経営 キ 生徒指導 ク 進路指導

ケ 給食 コ 健康管理や安全指導 サ 集金関係

シ その他（具体的にお書きください）

6 保護者からの要望や意見に対応する上で、最近において困っていることがあれば、具体的にお書きください。

7 これまでもっとも対応に苦慮した要望や意見の事例と、それに対する具体的な対応について教えてください。

8 保護者からの要望や意見に対応するための力量向上のための研修があるとしたら、どのようなことを学びたい（管理職の場合：教職員に学ばせたい）ですか。

9 【複数回答可】 保護者との信頼関係を強めるためには、どのようなことが大事だと思いますか。大事だと思うものをあげてください。いくつあげてもかまいません。

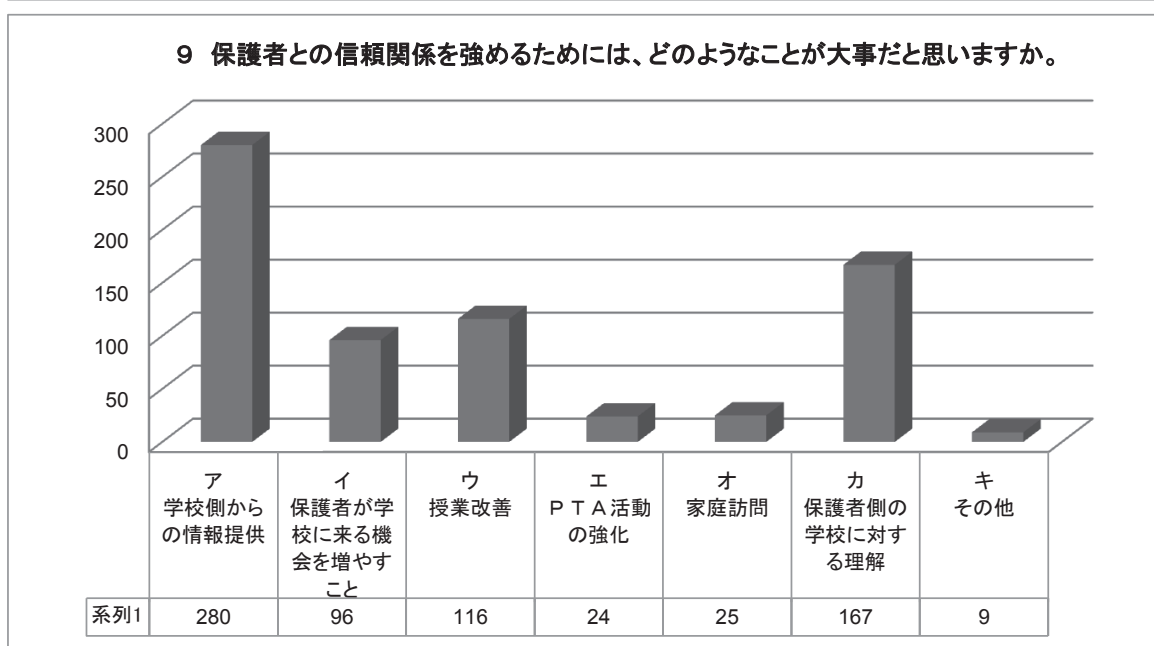
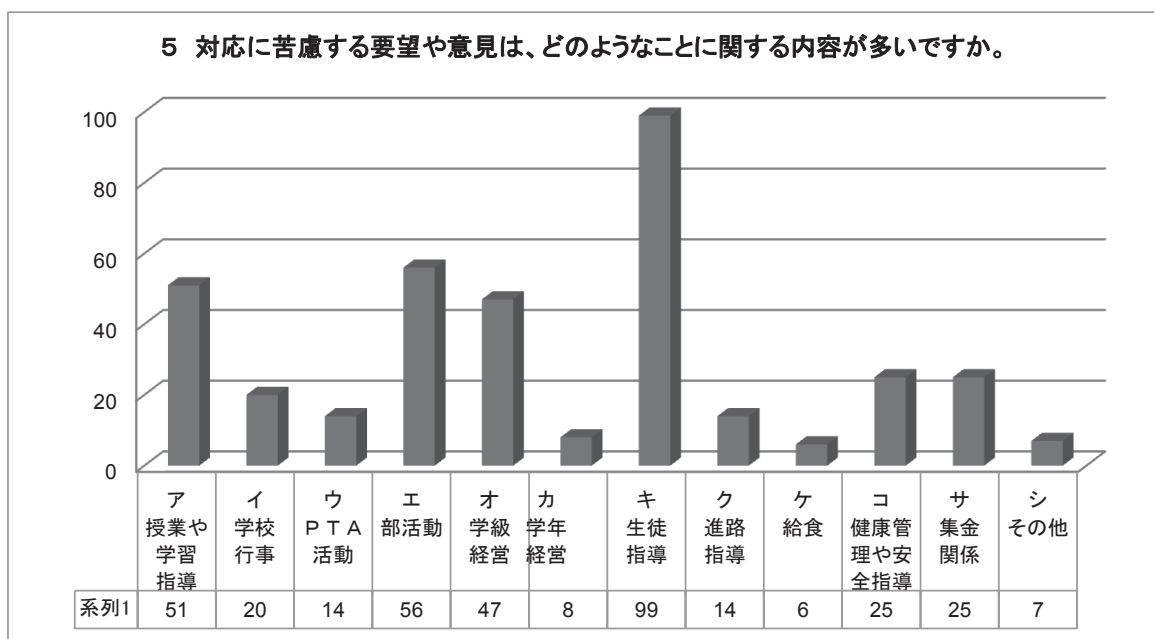
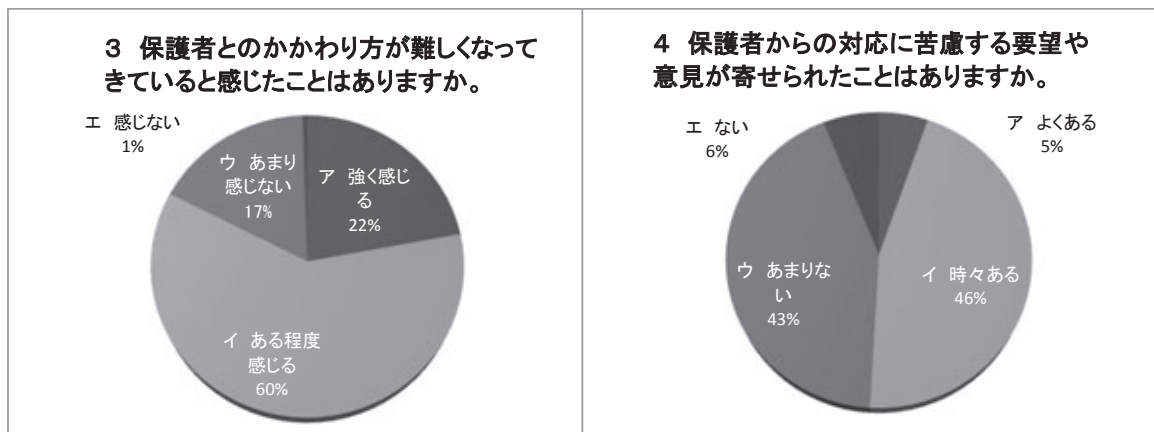
ア 学校側から情報提供 イ 保護者が学校に来る機会を増やすこと

ウ 授業改善 エ P T A活動の強化 オ 家庭訪問

カ 保護者側の学校に対する理解 キ その他（具体的にお書きください）

10 学校と保護者とのよりよい関係づくりについて、御意見をお聞かせください。

これらの調査項目のうち、主な項目の結果は次のとおりです。



(2) アンケート調査結果の考察

アンケート調査の中で8割を超える公立学校教職員が、「保護者とのかかわり方が難しくなっている」と感じており、ほぼ半数の教職員が、実際に保護者から「対応に苦慮する要望や意見が寄せられたことがある」と回答しています。

対応に苦慮する要望や意見の内容については、「生徒指導」に関するものが突出して多いことが分かります。これは、この分野が服装指導や交通指導等の、学校生活のあらゆる場面の具体的な指導をカバーする領域であるためだと考えられます。

「保護者との信頼関係を強めるためには、どのようなことが大事か」との質問に対しては、保護者を対象とした同じ質問の場合と同様に、最も多かった答えは「学校側からの情報提供」であり、続いて多かったのが「保護者側の学校に対する理解」でした。最も重要な質問に対する答えが、保護者と教職員とで一致していたことは、大変興味深い結果だったと言えます。両者が捉える課題が一致しているということは、その課題の克服によって、学校と保護者とが歩調を合わせ、しっかりとした信頼関係に基づく安心・安全な学校づくりを進めていくことが十分に可能であることを意味します。「学校側からの情報提供」を適切かつ積極的に行うことによって、「保護者側の学校に対する理解」を引き出すことが、その課題克服へのスタートであると言えるようです。

その際、あくまで保護者との双方向のコミュニケーションを目指すことが大切であることは言うまでもありません。学校と保護者とが、児童生徒の健やかな成長を共通のゴールとし、互いの立場や思いを尊重し合い、情報や考えなどを積極的に伝え合う努力を続けることにより、信頼関係を一層強固なものにしていくことが望まれます。

次節からは、こうしたことを踏まえながら、保護者から寄せられる様々な要求や意見への対応法について学びます。

第2節 初動（第1次対応）と修正（第2次対応）

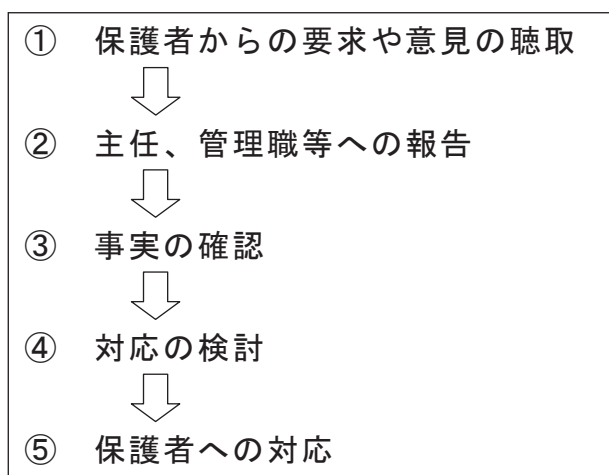
保護者からの要求や意見に対しては、「すべては最初の対応で決まる」と言われるほど初動（第1次対応）が重要となります。しかし、初動で不十分な点があったり、新たな情報が入ったりした場合には、対応を新たに検討していく修正（第2次対応）が必要となります。

ここでは、保護者からの要求や意見に対して、具体的にどのように対応すれば良いかを、初動と修正それぞれの進め方について考えていきます。

（1）初動（第1次対応）について

保護者からの要求や意見に対しては、まず、その気持ちを受け止めることが第一です。冷静に話を聞いて内容を正確に把握します。また、対応する際には即答せず、管理職などに報告・連絡・相談を行って進めることが大切です。

初動は次のような流れを基本とします。



いずれも、迅速に行うことが大切です。①～⑤の段階においては、それぞれ次のことがポイントとなります。

① 保護者からの要求や意見の聴取

保護者からの要求や意見は、我が子を思う気持ちから発している場合が多いものです。教職員が保護者と一緒になって子どもを育てるという姿勢で、その思いに共感しながら誠実に聴くことが大切です。

ア 傾聴する（→第Ⅰ章 参照）

うなずいたり、相づちを打ちながら聴きます。保護者が困っている場合は、話した言葉を繰り返したりするのも大切です。逆に、感情的になって言い返すことや、理屈で封じ込めようとすることは避けます。

イ 事実を確認する

「いつ」「何が」「誰が」「どこで」「どのように」など、問題として取り上げている案件について事実を確認し、学校に何を要求しているのかを明確にとらえます。

ウ 対応を焦らない

事実関係がはっきりしていない時点では、あいまいな回答や安易な謝罪はすべきではありません。学校として誠実に対応することを約束し、具体的な対応については即答を避けます。

② 主任、管理職等への報告

保護者からの要求や意見に対しては、迅速な対応が不可欠ではありますが、対応を急ぐあまり、あるいは「この程度なら・・・」と軽く考えて自分一人で解決しようとすることは適切な対応とは言えません。初動の段階で、管理職への報告がなかったり、対応の判断を誤ったりして、適切な対応ができなくなると、保護者の不信感を招くことになり、トラブルの原因となる場合もあります。

保護者からの要求や意見を受けた教職員は、主任や管理職等へ速やかに報告します。流れの例としては次のようになります。

担任 → 学年主任 → 教務主任、生徒指導主事 → 教頭 → 校長

③ 事実の確認

保護者からの要求や意見への対応においては、関係した教職員からだけでなく、児童生徒からも事実の確認を必要とする場合が少なくありません。この場合も、保護者の思いや不安などを考慮しながら、迅速に行うことが大切です。

ア 複数の教職員で対応する

事実確認の場合も、組織として対応します。また、複数の児童生徒から話を聞かなければならない場合もあるので、必ず複数の教職員で対応します。

イ 事前に確認の項目や配慮事項を確認する

複数の教職員が対応するので、事実確認の項目や話を聞く際の配慮事項等を、事前に確認し共通理解します。

(例) ・ 「いつ」「何が」「誰が」「どこで」「どのように」などの項目を明確にし、把握もれがないようにする。

- ・ あくまでも確認の段階であることを忘れず、決めつけるような聞き方をしない。

ウ 多くの情報を収集する

保護者の要求や意見の内容に直接関係した教職員や児童生徒だけでなく、その他の教職員や周囲の児童生徒からも話を聞くなどして、できるだけ多くの情報を収集します。ただし、児童生徒のプライバシーにかかわる案件の場合には、話を聞く相手や範囲についての配慮が必要です。

エ 教職員間で情報を共通理解する

確認した情報については、対応した教職員間で照らし合わせ、矛盾点が無いかなどを確認しながら整理し、共通理解します。

- (例) ・ 事実と推測を区別し、事実のみを記録する。
・ 事実の経過を時系列に整理する。

④ 対応の検討

保護者からの要求や意見の内容と、学校で確認した事実とを整理し、対応を検討します。時間をかけすぎると、対応の遅さから保護者の不信感を招く場合もあるので、迅速に行うことが重要です。

ア 組織で検討する

保護者からの要求や意見の内容や確認した事実の程度にかかわらず、組織として検討し対応することが最も大切です。保護者に対し直接対応するのが担任であっても、学校や学年といった組織として対応の方針を検討することが重要です。

イ 項目立てて検討する

できるだけ迅速に進めるためにも、対応について漠然と話し合うのではなく、何について検討するのかを項目立ててから進めます。項目としては次のようなことが考えられます。

- (例) ・ 要望や意見の趣旨、背景は何か。
・ 保護者が（児童生徒が）望んでいる対応は何か。
・ 児童生徒のためになる対応は何か。
・ 学年や学校で、できることは何か、できないことは何か。
・ 学年や学校で、具体的に取り組むべきことは何か。
・ 検討した対応には、保護者からの理解と協力を得られるか。

ウ 保護者対応の体制を確認する

保護者への誠意を示すために、また、検討内容を一貫して正確に伝えるためにも複数で対応します。保護者にとって身近な担任が直接対応する場合でも、学年主任や教頭などが同席します。誰が参加するのか、また、その役割どのように分担するかを事前に確認します。

エ 保護者対応の詳細を確認する

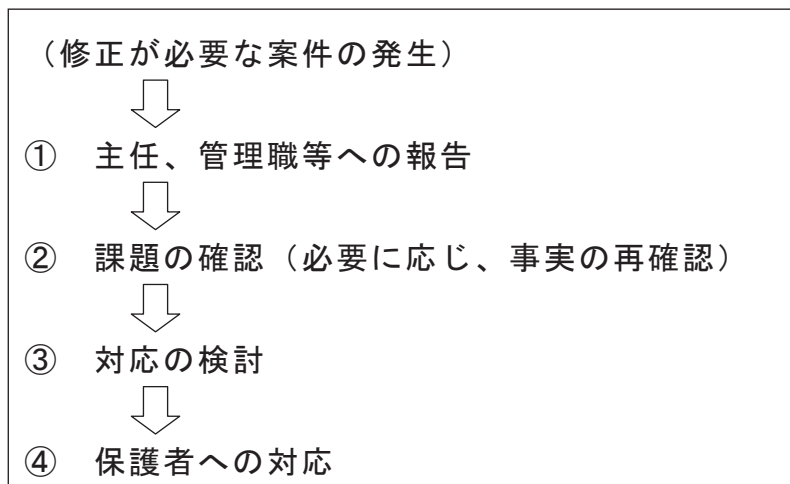
保護者に直接対応する教職員に一任するのではなく、決定した方針について、保護者に何をどのように伝えるのか、伝える内容の詳細まで組織で確認します。場合によっては、実際に声に出して話してみるなど、実際の対応場面を想定しての確認も必要です。

⑤ 保護者への対応

学校が確認した事実を含めながら、これまでの対応と今後の対応について具体的に説明します。信頼関係を築くことが大切ですので、一方的に学校の考えを伝えるのではなく、保護者の思いを受けとめながら、保護者に伝わるように表現を工夫して説明します。保護者と学校が一緒になり、協力して子どもを育てるという考えに立ち、保護者からの理解と協力を得られるよう配慮することが大切です。

（２）修正（第２次対応）について

修正においても、保護者からの要求や意見に対応するということでは初動と同じですので、初動の流れを踏まえて進めます。ケースによっても異なりますが、基本的な流れとしては次のようになります。



修正も迅速に行うことが大切です。①～④の段階においては、それぞれ次のことがポイントとなります。

① 主任、管理職等への報告

初動と同様、個人で判断したり安易に対応したりせず、学校や学年など組織で対応することが大切です。修正が必要な案件が発生したら、速やかに主任や管理職等へ報告します。

② 課題の確認（必要に応じ、事実の再確認）

初動の流れ①～⑤（P.56）に照らし合わせ、どの段階での対応が不十分だったのかを確認し、課題を明確にします。場合によってはもう一度事実確認を行う必要があります。

③ 対応の検討

明らかになった課題に基づいて、対応を検討します。検討のポイントは基本的に初動と同様ですが、次のことにも配慮します。

ア 対応をより望ましいものにする

初動における対応が不十分だったなどの場合、原因は何か、責任はどこにあるのかといったことに視点が集中しがちです。しかし、事実を確認することは必要なことですが、それを踏まえて、今後どうするのか、どのような対応をしなければならないかということの方がより重要となります。修正は、単なる「言い訳」や「訂正」ではなく、「対応をより望ましいものにする」ことと捉えて検討することが大切です。

イ 適切な謝罪のあり方を検討する

修正においては、謝罪が必要となるケースがあります。たとえ、学校（教職員）に過失が無くとも、学校管理下で起きた事故等の場合は謝罪が必要です。この場合、適切な謝罪が行われないと、保護者の不信感を招くことになります。

謝罪も対応の一つととらえ、学校や学年など組織として進めることが大切です。進め方や配慮事項としては次のようなことが考えられます。

- （例）
- ・ 保護者の立場に立つ。
 - ・ 事実関係を明確にする。
 - ・ 謝罪すべきことを明確にする。
 - ・ 再発しないために必要な対応を明確にする。
 - ・ いつ、誰が、どのように謝罪するか確認する。

④ 保護者への対応

初動と同様、保護者からの理解と協力を得られるよう配慮しながら、これまでの対応と今後の対応について具体的に説明します。

第3節 要求や意見のタイプ別対処法

保護者からの要求や意見に対しては、どのようなケースであっても第2節で示した「初動と修正」の対応が基本となりますが、ここでは、「学校に非があると考えられる場合」「学校に非がないと考えられる場合」の2つのタイプ別に、特に留意すべきことを整理します。その他に「明らかに理不尽な要求を迫られた場合」としては、次項に示します。

(1) 学校に非があると考えられる場合

学校（教職員）の配慮不足や失念、あるいは管理下での事故にかかわることなど、学校に非があると考えられる場合、保護者はすでに不信感を抱いていることが少なくありません。我が子のことを思って心配し、場合によっては不愉快な思いをしていることもあります。そういった気持ちに十分配慮しながら対応を検討することが大切です。

(例) 「授業で教えていないことをテストに出すのはおかしいだろう。」
「集金して漢字ドリルや計算ドリルを購入したのに、途中までしか使わないのはおかしいのではないか。」
「隣のクラスには行事の連絡が渡されたそうだが、うちの子のクラスでは渡されていない。どうなっているのか。」

① 保護者の心配や不快感への対応

まだ事実が確認できない段階での、安易な謝罪はよくないと言われることもありますが、心配をかけたことや不愉快にさせたことについては、そのような気持ちにさせてしまったことは申し訳ないという誠意を伝えることは大切です。まず、保護者の気持ちを受け止め「ご心配をおかけして申し訳ありません。確認の上、こちらから連絡させていただきます。」などの対応をします。

もちろん、事実確認後、学校に非がある場合は、きちんと謝罪を含めて対応します。

② 2つの視点での対応検討

対応については、問題改善（問題のあったことにどう対応するか）と、再発防止（今後、問題を繰り返さないようにどのような対策をとるか）の2つの視点での検討が必要です。

(例) の「授業で教えていないことをテストに出すのはおかしいだろう。」の場合では、

- ・問題改善 → 授業で指導していないことを出してしまったテストをどう扱うか。
- ・再発防止 → 今後、授業で指導していないことがテストに出ることがないように、どのような手立てをとるか。

といった対応を検討する必要があります。

（２）学校に非がないと考えられる場合

保護者の個人的な理由での要望など、学校に非がないと考えられる場合においても、丁寧に対応することが大切です。話し方や態度などの対応の仕方に対して保護者が不愉快な感情をもちトラブルになる場合もあります。また、保護者自身も悩みながら要求や意見をする場合も少なくありません。そのような保護者の気持ちを受け止めて対応を検討することが大切です。

（例）「塾の勉強があるので、学校では宿題を出さないでほしい。」
「うちの子は、学年で一番ピアノが上手なのに、合唱コンクールのピアノ伴奏者になれないのはおかしい。」
「毎年、運動会が日曜日に行われるが、父親が日曜日は休みでないので土曜日にしてもらいたい。」

① 即答は避ける

担任等が最初に対応する際に、個人的に無理であろうと判断し「それは難しいです。」とか「それはできません。」と即答してしまうことは望ましくありません。保護者とのこれまでの信頼関係やその場の様子から、そのような対応でも解決するケース（保護者も無理と分かっているが、一応軽い気持ちで聞いてみたなど）もありますが、基本的には、組織として対応するために即答は避けます。

② 要求や意見の丁寧な聴取

保護者から最初に話を聴く教職員は、話の内容や事実を確認するだけでなく、保護者がどうしてこのような要求や意見をもつようになったのかについて注意しながら聴くことが大切です。

保護者がこのような要求や意見をする場合、それまでに様々な経緯があることがほとんどです。子どものことを思い、保護者なりに様々な手立てをとりながらも上手くいかず、困ったり悩んだりしていることが考えられます。保護者の気持ちを考慮した対応が必要となりますので、要求や意見の聴取は丁寧に行います。

第4節 学校で対応すべき限界を超えている場合の対処法

ここでは、学校で対応すべき限界を超えている場合の対処法について考えていきます。「学校で対応すべき限界を超えている場合」とは、次の二つに大別することができます。

- 学校が、保護者や地域住民などからの要求や意見に対して、適切に対応をしても問題がこじれてしまい、学校だけの対応では解決に至らない。
- 学校に対して、保護者や地域住民などから、明らかに理不尽な要求や意見が寄せられる。

いずれの場合も、学校としての考えやこれまでの対応について丁寧に説明し、保護者や地域住民などの理解が得られるように誠意をもって努力していくことが大切です。しかし、それでも解決できない場合については、次のような点に留意しながら対処していくことが考えられます。

（１）保護者や地域住民などの要求や意見を適切に把握する

学校は、保護者や地域住民などから寄せられる要求や意見が、「正当な内容」なのか「理不尽な内容」なのかを、主観にとらわれず客観的に判断することが求められます。その際、保護者や地域住民などからの要求が、どのような特徴をもっているのかを見きわめて、適切に対応することが大切です。

次は、要求や意見をタイプ別に分類したものです。

（以下P. 64まで、「指導と評価」2005年4月号『保護者対応』嶋崎政男より）

保護者のクレーム 10 類型

（原文は「クレーム」と記述しているが、本研修テキストでは「要求」と表す。）

- | | | |
|------------|------------|------------|
| ① 善意の要求 | ② 依存型の要求 | ③ 敏感型の要求 |
| ④ 溺愛型の要求 | ⑤ 自己防衛型の要求 | ⑥ 欲求不満型の要求 |
| ⑦ 自己愛型の要求 | ⑧ 利得追求型の要求 | ⑨ 愉快犯型の要求 |
| ⑩ 理解不能型の要求 | | |

① 善意の要求

児童生徒の迷惑行為や設備上の瑕疵等を訴え、善処・改善を求める。誠意ある回答と即座の対応をとることで収束する。

② 依存型の要求

苦情を言うことで教職員との人間関係を保とうとする。教職員間では「おなじみの人」だが、貴重な情報も多いので、丁寧に対応する必要がある。

③ 敏感型の要求

チャイム音やおしゃべりの声等に敏感で、ちょっとしたことに不平・不満を訴える。全面的な解決は無理でも、少しでも改善した点を具体的に示すことが大切である。

④ 溺愛型の要求

子どもを溺愛するあまり、子どもから「先生にしかられた」とか「友達にいじめられた」等の訴えを聞くと烈火のごとく怒る。言い分を十分に聴いたうえで、正しい情報を伝えたと、冷静な判断をしてくれることが多い。

⑤ 自己防衛型の要求

子どもの失敗や自らの「非」を責められることを防ぐため、学校（教職員）の「弱点」を探し出し、“先制攻撃”をしかけるタイプ。身構えることなく、「事実」をもとに冷静に対処する必要がある。

⑥ 欲求不満型の要求

別のことに對する不平・不満を、学校にぶつけることで欲求不満を解消しようとするタイプ。この場合も、言い分に丁寧に耳を傾けることが基本姿勢となる。

⑦ 自己愛型の要求

自分は優れた人物であるとのプライドが高い人に多い。発言や注意を無視されたと感じると攻撃的になるので、丁寧なあいさつなど、他の型よりいっそうリスペクト（尊敬）に留意しなければならない。

⑧ 利得追求型の要求

クレームをつけることで、金品の要求をしてることがある。脅迫や恐喝にあたる場合があるので、行政の行う法律相談を受けたり、警察との連絡を密に取ったりして、毅然とした姿勢を貫く必要がある。

⑨ 愉快犯型の要求

クレームの改善・実現が目的ではなく、クレームにとまどう相手の様子を見て快感を得る。徐々に要求を肥大化させたり、教育委員会等を“利用”したりする（操作性）などの特色がある。決して単独で対応しないことが原則である。

⑩ 理解不能型の要求

クレーム自体が学校とは無関係であったり、その内容が突然変わったりするなど、混乱がみられる型。人格障害等「心の問題」が疑われることもあるので、記録をきちんと残しておき、保健所の精神保健相談等で対応方法を相談するとよい。

これらを参考に、保護者や地域住民などから寄せられる要求や意見を分析した上で、適切な対応を検討していくようにします。

また、これらの要求や意見は、学校をよりよく変容させるための情報提供であると、肯定的に受け止めることも肝要です。多くの保護者や地域住民などは、子どもの幸せを願い学校にも協力的です。「子どもの健やかな成長を願って」という共通目標のもと、保護者、地域住民、学校が良き関係を築き一枚岩となって教育活動に取り組むことが大切です。

（２）法に基づいて思考し判断することを忘れない

「学校で対応すべき限界を超えている場合」には、いわゆる管理職が、法に基づいて客観的に事態を把握し、思考して判断することが求められます。特に、保護者や地域住民などからの要求や意見が「明らかに学校に非がない」と判断される場合などについては、法に基づいた冷静な対応が重要です。

（３）第三者との連携を図る

先述した「保護者のクレーム10類型」のうち、「⑧ 利得追求型の要求」と、「⑨ 愉快犯型の要求」そして、「⑩ 理解不能型の要求」は、明らかに学校には非がないケースです。このような場合は、第三者が学校と保護者や地域住民などの間に立って、円滑な解決に向けての支援を行うことが必要です。

① 教育委員会への報告・連絡・相談

明らかに学校に非がない場合や、問題がこじれて学校だけでは解決が困難な状況に陥った場合は、まずは、早めに教育委員会へ報告・連絡・相談を行い、指示や指導を受けるようにします。その際、学校として対処しようとしている方針をもって、教育委員会に申し述べ、それについての指示や指導を受けることが必要です。

また、昨今は、保護者が直接教育委員会へ相談する場合があるので、保護者などからの要求やこれまでの学校の対応について、事前に教育委員会へ連絡しておくようにします。

② その他の機関への相談

法的な知識が必要な案件は、教育委員会との連絡や相談を経て、弁護士に相談することも視野に入れなければなりません。ただ、弁護士は、あくまでも学校への指導や助言を行うだけであり、保護者や地域住民などとの直接交渉を行うものではないことを理解しておく必要があります。

また、その他の機関としては、警察、児童相談所、福祉事務所、精神保健福祉センター、臨床心理士、民生委員・児童委員などがあります。第三者が、保護者や地域住民などと学校との間に入り、両者からの聞き取りを基に、中立的な立場から助言をすることで解決に向かう場合があります。

ただし、話し合いがうまくいっても、話し合われた内容が不用意に外部に漏れてしまう危険性があります。個人情報に関する守秘義務に最大の注意を払う必要があります。



③ その他関係機関などへの主な相談内容

その他の機関に相談をする場合は、どのような内容の相談に応じてくれるのか、それぞれの機関の特徴を知った上で、相談機関を決定するようにします。その際、学校だけの判断で相談機関を決定するのではなく、所轄の教育委員会と十分に連絡を取り合い、適切な助言を受ける必要があります。

No.	機関名	主な相談内容
1	警察	主に警察本部では生活安全部少年課、警察署では生活安全課が窓口となります。 ア 子どもの非行と不良行為に関する事 イ 犯罪被害に関する事 ウ 児童虐待に関する事 など
2	児童相談所	18歳未満の子どもに関する以下の内容 ア ことばや身体の発達に関する事 イ 友達関係に関する事 ウ 子どもの問題行動に関する事 エ 障がいのある子どもの育て方に関する事 オ 養育困難家庭に関する事 など

3	保健所	ア 子育てや養育に関すること イ 児童虐待に関すること ウ ひきこもりや不登校に関すること エ アルコール関連問題に関すること など
4	精神保健福祉センター	ア アルコール関連問題に関すること イ 思春期の問題に関すること ウ うつ病予防や自殺予防に関すること エ ひきこもりに関すること など
5	臨床心理士	ア 児童生徒の発達面、学業面、生活面などの問題に関すること イ 不登校に関すること ウ 家庭内暴力に関すること エ 子どもの発達上の諸問題に関すること など
6	民生委員・児童委員	民生委員は児童委員を兼ねており、地域での生活上の問題、家族の問題、高齢福祉、児童福祉などの相談に応じ助言や情報提供などを行っています。 ア 子育ての悩みに関すること イ 児童生徒の登下校時の安全確保や見守り活動に関すること ウ いじめ、不登校、児童虐待の早期発見や問題解決に向けての情報提供に関すること など

なお、上記した「5 臨床心理士」及び「6 民生委員・児童委員」を除く県内の関係機関の連絡先などについては、本テキスト第Ⅳ章資料編第3節の相談先一覧（P.133～136）を参照してください。

第5節 第Ⅱ章の演習

ここでは、教職員が「保護者が安心する対応」をどのように行えばよいのかについて、実際の場面を想定した2つの演習を行います。これまで第Ⅱ章で述べてきた内容を踏まえて、さらに考えを深め、実践的な対応力を高めていきます。

演習3（P.70）は、主に保護者からの要求や意見に対して、教職員がどのような対応を行っていけばよいのかを考える内容です。その際、多くの教職員の多様な考えを出しやすくするために、ワークショップ型の話し合いを取り入れていきます。

演習4（P.71）は、演習3で考えた対応方法を、実際にロールプレイで疑似体験し、実際の場面で適切に対応できるようにする内容です。

これら2つの演習は、できるだけ演習3と演習4をセットで行うことをお勧めします。内容的に、演習3で対応方法を考え、その考えた対応方法を演習4のロールプレイで試してみるという流れになります。

1 事前準備

○グルーピング（5～6名程度）

○ワークショップで使用する物品（付箋紙、フェルトペンなど）

○ワークシート

- ・演習3では、P.126のワークシートを人数分と拡大したものをグループ数分
- ・演習4では、P.127のワークシートを人数分

2 「演習の趣旨説明」と「演習の進め方」についての確認

次に、演習の趣旨説明と演習の進め方を全教職員で確認します。進行役は、どのような課題意識で、どのようなことを演習し、どのような効果が期待できるのかを丁寧に説明します。演習に参加する教職員が、これらのことについて共通理解をしておくことは演習を円滑かつ適切に進める上で大切なことです。

3 演習で扱うケースの決定

最後に、主に保護者からの要求や意見がどのような内容なのかを、班ごと決定します。次のA～Cのいずれかの場合において、例に示したケースを参考にしながら、考えられる具体的なケース（場面設定）について班で話し合い決定します。A～Cが均等に分かれるよう、あらかじめ班を指定しておくとい良いでしょう。

A 学校に非があると考えられる場合

- ・他のクラスとの進度に違いがあり、教科書の範囲が終わらないのではないかな。
- ・授業で教えていないことをテストに出すのはおかしいだろう。

他に考えられるケース

B 学校に非がないと考えられる場合

- ・塾の勉強があるので、学校では宿題を出さないでほしい。
- ・推薦入試を受験するので、調査書の点数を上げてほしい。

他に考えられるケース

C 明らかに理不尽な要求を迫られる場合

- ・学校で購入する教材は良くないので代金を支払いません。
- ・うちの子とうまが合わないので担任（教科担当）の先生を替えてほしい。

他に考えられるケース

演習3 事例に基づくケースメソッド（解決策を探るグループ討議）

1 テーマとねらい

具体的ケースに応じた、学校としての対応のポイントを整理し、確認する。

2 演習の展開（60分で実施する場合）

No.	項 目	時間	進 め 方
①	演習のねらいと進め方についての説明	7分	・進行役は、演習のねらいと進め方について手短かに説明する。
②	ケースの決定と確認	8分	・指定されたA～Cの場合において、例示されたものや他に考えられるものから、班で取り上げるケースを決定する。 ・取り上げたケースについて、詳細を班で確認する。
③	解決のためのプロセスに応じた対応のポイントの検討	25分	〈解決のためのプロセス〉 段階1「保護者から担任」 保護者から担任が事情を聴く 段階2「担任から学年主任」 担任と学年主任の協議 段階3「学年主任から教頭」 管理職を交えた協議 段階4「対策会議」 保護者への回答の検討 ・ワークシートに従い、各段階での対応のポイントを班で検討する。 ・班で出された意見を簡単にまとめる。
④	検討内容の発表と事後ディスカッション	15分	・全体会で班の代表者が発表する。班が多いときは、A～Cの代表班が発表する。 ・発表に対して質疑応答を行い、班の検討内容を共有する。
⑤	講評とまとめ	5分	・管理職より講評をもらう。 ・検討したケースについて、次の時間に同じ班分けでロールプレイを行うことを確認する。（演習4を行う場合）

3 実施上の留意点

学校の規模や地域性によって、段階1～4のプロセスの区分を工夫する。

演習 4 解決策を探るロールプレイ（演習 3 で検討したケースについて）

1 テーマとねらい

演習 3 で確認したポイントに沿ってロールプレイを行うことで、実践的指導力を養う。

2 演習の展開（60分で実施する場合）

No.	項 目	時間	進 め 方
①	演習のねらいと進め方についての説明	5 分	・ 演習 3 と同じ班分けとする。 ・ 進行役は、演習のねらいと進め方について手短かに説明する。
②	役割分担とロールプレイの準備	20分	・ 班内で役割分担をする。 保護者、担任、学年主任、管理職を分担する。班の人数が少ないときは、一人が複数の役割を兼ねることができる。 必要に応じ、同学年の担任、養護教諭、教務主任、生徒指導主事、部活動顧問などを分担する。 ・ ロールプレイの組立てを、演習 3 で確認したポイントを踏まえて班で検討する。
③	ロールプレイの発表と事後ディスカッション	30分	・ A～C の代表班が全体会でロールプレイを発表する。（各 5 分×3 班） ・ 発表毎に、全体で意見交換を行う。（各 5 分×3 班） ・ 発表班以外の先生は、ワークシートを記入する。
④	講評	5 分	・ 管理職より講評をもらう。

3 実施上の留意点

ロールプレイの発表前に、次のア～ウを全体に説明し、共通理解を図る。

ア 演習 3 で行った班のケース

イ そのケースで考えられる主な対応方法

ウ ロールプレイを行う際の役割分担 など

第Ⅲ章 安心・安全な学校づくりの研修

【校内研修・管理職研修】

平成20年に改正された学校保健安全法では、学校における総合的な学校安全の策定及び実施並びに危険等発生時対処要領の作成等が定められました。この章では、法規の基礎や学校事故に関わる法律上の責任について学ぶこと、ネット関連犯罪や様々な犯罪防止について適切な指導ができること、万一学校事故が発生した場合には、情報を共有し組織として適切に対処できるようになることなどをねらいとします。

第1節 学校危機と法的対応について

1 教育法規を学ぶ意義は何か。

学校の日常において、法規を意識しながら活動しているということは、あまりないのかもしれませんが。しかし、学校生活における教育活動は、すべて法規に則って行われています。法規に則って活動をしているということは、法規に守られているという側面と、これを遵守して教育活動を展開しなければならないという側面があります。ですから、日常の教育活動に教育法規の知識は欠かせないものであり、教育法規に明るくなることは、教職員にとっての必須事項といえます。

2 管理職以外の教職員にも教育法規は必要か。

学校に事故があった場合、対応は管理職が考えるのだから、管理職ではない教職員が法規などは知らなくても支障はないのではないかと思われがちです。しかし、よく考えると、学校組織では、校務を司る校長が校務を教職員に分掌させ、教職員一人一人が役割を命課されて、具体的な教育活動を実践しています。教育活動を適切に実践するためには、管理職ではない教職員であっても、教育法規について学ぶ必要があるのです。

特に最近では、次のようなことからその必要性が高まっています。

(1) 賠償責任の有無は教職員個人の過失の有無によって判断されます。

近年は日本も、欧米のように、徐々に訴訟型の社会になりつつあります。学校事故に対しては、学校の設置者が管理責任を問われ、賠償の責任を負うことになりますが、その責任の有無は教職員個人の過失の有無によって左右されます。万が一、学校の設置者が賠償責任を求められた場合には、教職員個人にかかる心理的な負担もたいへん大きなものになります。そのようなことにならないためには、教育法規を知ることが重要です。

(2) 一人一人が法に則った教育活動を行うことが大切です。

現在の学校は、学校独自の特色を出すために、創意工夫して教育活動を実践することが強く求められています。その実践のためには、教職員それぞれが教育法規を理解し、その理解に則った教育活動を行うことが必要です。

企業においては、法令を無視した不祥事により経営破綻に追い込まれるケースなどもよく聞かれます。最近では、食品会社の産地偽装表示事件などの例がありました。法令遵守（コンプライアンス）を重視していない企業は、消費者、広くは国民からまたたく間に信用を失います。

ましてや、児童生徒にルールを守ることを教える教職員が、自らの業務遂行の根拠となる教育法規を知らず、その結果、児童生徒の安全を守ることができなかつたり、適切に教育実践ができなかつたりすることは許されません。

3 賠償責任と安全配慮義務

（１）賠償責任の法的根拠について

学校事故が起こると、賠償責任は切り離せない問題になります。賠償責任には、不法行為責任〔民法709条、715条〕と債務不履行責任〔民法415条、416条〕があります。

なお、不法行為に基づく損害賠償についての特別法規が公務員にはあります。それが国家賠償法です。公立学校の教育活動については、広い意味で公権力の行使に該当すると解され、民法に代わり国家賠償法が適用されます。国家賠償法によれば、公務員は直接相手方に対しては責任を負わないとされており、学校事故の賠償責任は学校設置者である県や市町村が負うことになります。

【資料】

国家賠償法
(昭和二十二年十月二十七日
法律第二百一十五号)

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第二条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。

第三条 前二条の規定によつて国又は公共団体が損害を賠償する責に任ずる場合において、公務員の選任若しくは監督又は公の営造物の設置若しくは管理に当る者と公務員の俸給、給与その他の費用又は公の営造物の設置若しくは管理の費用を負担する者とが異なるときは、費用を負担する者もまた、その損害を賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、損害を賠償した者は、内部関係でその損害を賠償する責任ある者に対して求償権を有する。

(2) 安全配慮義務について

前記の賠償において、争点となる具体的な注意義務となるのが、安全配慮義務です。

① 内容

実際の教育現場の種類による危険度と、学習者である児童生徒の技能・体力に照らし、具体的状況下において児童生徒の生命・身体・健康に危険が生じないように万全を期すことを、安全配慮義務といいます。

② 安全配慮義務の履行補助者

学校設置者に賠償責任があるといっても、学校の教育活動を行うのは、指導者である教職員です。学校設置者である県や市町村に代わって、教育活動や指導を行っている校長、教頭、教諭等を履行補助者といいます。このことから、不法行為責任に基づく損害賠償であろうと債務不履行に基づく損害賠償であろうと、児童生徒を直接指導している教職員には、安全配慮義務があります。

4 それぞれの教育活動場面で果たすべき安全配慮義務について

(1) 正課の授業中の事故

正課の授業では、事故が起こらないことを前提としており、注意義務の程度もたいへん高くなることを踏まえておかななくてはなりません。

安全配慮義務違反があるかどうかの基準は、授業の内容・性質、児童生徒の学年、年齢、性格・性質などであり、これらを総合して判断されます。

① すべての授業

- ☐ 授業内容から予見される危険を回避するため、事前にどのような注意をするべきか（事前注意義務）
- ☐ 授業の指導を行っているとき、監督上、行うべき注意義務にはどのような義務があるか（指導監督）
- ☐ 事故が起きた場合の適切な措置を行う義務を果たしたか、対応は万全であったか（事後措置義務）

② 構造的に一定の危険を内在させている理科や実習を伴う授業など

- ☐ 校長は、適任教員を選任しているか
- ☐ 立会監視義務
- ☐ 特別支援学校の校外学習引率教員の注意義務
 - ・ リスクが高いため、引率方法の配慮、児童生徒の掌握の徹底

③ 授業自体に危険性を内包している体育の授業

- ☐ 児童生徒の発達段階と能力に応じた授業計画を立てているか
- ☐ 児童生徒の身体・生命の安全に配慮した適切な指導を行っているか
 - ・プールでの飛び込み事故 ・サッカーでの事故 ・跳び箱での事故
 - ・武道での事故
- ☐ 体育館、グラウンド等の物的施設の配置に十分配慮し、安全な教育を行うことができる環境の保持を行っているか
- ☐ 事前指導に必要な事項を把握し、注意すべきことについて検討しているか
 - ・児童生徒の年齢、運動能力、身体状況、判断能力の把握
 - ・教員による用具の選定、準備の指示、児童生徒に対する事前の注意
- ☐ 校長は、適任教員を選任しているか ☐ 監視体制は万全か
- ☐ 教員の応急措置、保護者への事故報告

(2) 正課の授業中の生徒間事故

① 教員が教室等に在室している場合の安全配慮義務

- ☐ 教室等での安全管理義務 ☐ 生徒掌握義務
- ☐ 保護者への協力要請義務（特に、平素から素行が悪い児童生徒について）
- ☐ 児童生徒に対する指示・注意義務

② 担当教員が不在の場合の安全配慮義務

- ☐ 校長の代替教員配置義務 ☐ 校長の担当教員指導・監督義務
- ☐ 担当教員の他教員への監督依頼義務 ☐ 児童生徒に対する指示・注意義務
- ☐ 児童生徒の自主性と教員等の安全義務 ☐ 器物保管義務

③ 屋外での授業の場合

- ☐ 生徒掌握義務 ☐ 児童生徒に対する指示・注意義務
- ☐ 器物保管義務 ☐ 班別指導義務
- ☐ 校長の指示・注意義務

(3) 部活動中の事故

安全配慮義務違反があるかどうかの基準は、活動の性質・危険の程度、児童生徒の学年、年齢、技量・体力、教育指導水準などを総合して判断されます。

- ☐ 校長の指導助言 ☐ 練習計画の策定と安全義務
- ☐ 児童生徒の健康状態と能力の把握 ☐ 指導上の措置
- ☐ 指導教員立会・監視義務 ☐ 事前指示・注意
- ☐ 練習場所の事前調査・安全確保 ☐ 事故防止措置

（４）部活動に伴う生徒間の事故

安全配慮義務違反があるかどうかの基準は、部活動の性質や事故の性質、部活動の雰囲気や個々の部員の性格などを総合して判断されます。

- ☐ 児童生徒に対する指示・注意
- ☐ 立会監視義務
- ☐ 校長等の校内巡視

（５）児童生徒同士のいじめによる事故

① 児童生徒の動静把握義務

児童生徒の動静を注意深く観察し、よく話を聞くなどして、いじめの発見に努めることが重要です。

② いじめの実態調査義務

児童生徒やその両親からいじめについて相談を受けたり、いじめを発見したりした場合は、関係した児童生徒に事情聴取をするなどしてその実態を調査し、実態に応じた効果的防止措置をとることが必要です。

③ いじめ防止措置と安全義務

④ いじめによる、自殺と予見の対象

ア 自殺の予見可能性、責任原因行為（いじめ又は安全配慮義務違反）と自殺との間に相当因果関係を要する。（多数説）

イ 当該いじめが、被害者である児童生徒の心身に重大な危害を及ぼすような悪質重大なものであることの認識が可能であれば、必ずしも自殺することまでの予見可能性があったことを要しない。

（いわき、いじめ自殺判決【判例11】）

（６）施設の危険物による事故

- ☐ 施設の危険物の管理・学校施設の^{かし}瑕疵 ☐ 児童生徒に対する指示・注意
- ☐ 立会監視措置

（７）教師等の懲戒・体罰・暴行行為事故

5 判例とその概要について

判例とは裁判所による判決の先例のことをいいます。また、判例は、制定法などの成文法とちがい不文法であることから、上級審の判決は、その事件における下級審を拘束するのみです。したがって、最高裁の判例ですら他の事例についての拘束力はありません。しかし、最高裁は判例を頻繁に変更することはなく、ま

た、地裁も他の判例に十分関心を払っているので、学校での安全配慮義務の内容や施設・設備・管理の瑕疵の許容程度等は、判決から判断するしかありません。

ここでは、判例の概観をみていきますが、本来判例を読む場合は、事実関係を正確に把握し、その事実のそれぞれに裁判所がどのような判断を示しているかを理解する必要があります。

判例の詳細は、

○裁判所のホームページの判例検索

○山形県立図書館に所蔵されている雑誌「判例時報」

○学校事故の判例を扱った書籍等

を用いて調べることができます。

(1) 授業（授業に準ずる活動）・部活動中の事故関係

【判例1】 静岡地裁沼津支判 平成元年12月20日 中学校 正課の授業（理科）

町立中学校において、理科の授業中、過酸化水素水を入れた試験管をアルコールランプで加熱して酸素を取り出す実験の際に試験管が破裂し、一年生の女子生徒が左眼を負傷した事故に関して、裁判所が、担当教諭の安全配慮義務違反を認めた事例。

【判例2】 大阪地裁堺支判 平成5年12月22日 小学校 校外活動（スポーツ）

小学校6年生の女子児童が、マラソン大会の合同練習中に急性心不全により死亡した事故につき、両親が担任教諭の指導等に過失があったとして市に損害賠償を求めた。学校関係者は死亡児童が各種学校行事への参加の時も異常がないことを把握しており、練習の実施時も担任教諭は個々の児童からの申出等により体調の把握をし、体調不良の児童は参加中止の措置を採っており、過失はないとして市の損害賠償責任が認められなかった事例。

【判例3】 宮崎地判 平成7年7月10日 高等学校 正課の授業（自習）

高等学校3年生の生徒が、自習授業としてのソフトボールの試合中、打者の打った打球が腹部に当たって虚血性全脳障害により死亡した事故につき、学校側の賠償責任が認められなかった事例。

【判例4】 大阪高判 平成10年5月12日 中学校 部活動

市立中学校剣道部員が、剣道の防具を収納する際に竹刀でホッケー遊びをしたところ、右竹刀がすっぽ抜けて他の部員を直撃して左眼を失明させた事故につき、指導教諭に安全義務違反があるとし過失を認め、市に損害賠償が命じられた事例。

【判例 5】 松山地判 平成11年 8 月27日 小学校 正課の授業

小学校 6 年生の児童が、水泳の授業中プールに飛び込み、首の骨を折る重度の障がいを負った事故につき、担当教諭は、他の児童の指導に注意を奪われ、全体の安全確保を怠っており、事故の発生を未然に防止すべき注意義務違反を免れることはできないとし、本件事故における担当教諭の過失が認められた事例。

【判例 6】 名古屋地裁 平成18年11月28日 高等学校 部活動

県立高校の野球部員が、練習に参加し、三塁で一塁からのゴロを捕球後に返球する練習中、外野手に向けてノックした球が右眼を直撃し、負傷した事故につき、指導教諭に安全義務違反があるとして県の国家賠償責任が認められた事例。

【判例 7】 名古屋地裁一宮支判 平成19年 9 月26日 中学校 部活動

市立中学校のハンドボール部の 2 年生の男子生徒が、夏期練習に熱中症に罹り死亡した事故につき、指導教諭等学校側に過失があるとし、国家賠償責任が認められた事例。

【判例 8】 最高裁第二小判 平成20年 4 月18日 小学校 朝自習の時間

公立小学校 3 年生の児童が、朝自習の時間帯に離席して、ロッカーから落ちていたベストのほこりを払おうとしてこれを頭上で振り回したところ、別の児童の右眼に当たり該当児童が負傷した事故につき、教室内にいた担任教諭に児童の安全確保等についての安全配慮義務違反はないとし、過失が認められなかった事例。

【判例 9】 仙台地判 平成20年 7 月31日 中学校 正課の授業前

町立中学校 1 年の生徒が、教室内において授業開始前の時間帯に他の生徒の投げた箒が右眼に当たり受傷した事故につき、加害生徒、その親権者の損害賠償責任及び学校の教諭に安全配慮義務違反があるとし、町の損害賠償責任が認められた事例。

【判例10】 福島地裁郡山支判 平成21年 3 月27日 中学校 部活動

市立中学校の生徒が、柔道部の練習中に男子生徒に投げられて急性硬膜下血腫の障害を負い、その後植物状態になった事故につき、顧問教諭らに安全配慮義務違反があるとし、市や県の国家賠償責任が認められた事例。

（２）いじめ・生徒指導関係

【判例11】 福島地裁いわき支判 平成2年12月16日 中学校 いじめ

市立中学校3年生が、同級生のいじめを苦に自殺したことについて、学校側がいじめを解消するための適切な手段をとらなかった等の点において、生徒に対する安全保持義務違反があるとし、過失が認められた事例。

【判例12】 東京地判 平成3年3月27日 中学校 いじめ

中学2年生の男子生徒が、いじめを苦にして自殺したことについて、学校側の安全保持義務違反があるとし、被害を受けた生徒の精神的損害の賠償を認められた事例。

【判例13】 鹿児島地判 平成14年1月28日 中学校 いじめ

中学3年生の男子生徒が、いじめにより自殺したことについて、学校側にいじめを放置した責任が認められたが、自殺は予見できなかったとし、学校側の自殺による責任が認められなかった事例。

【判例14】 横浜地判 平成18年3月28日 高等学校 いじめ

県立高校の女子生徒がいじめにより自殺したことについて、加害生徒及び同高校の教諭について予見可能性がないとして、被害生徒の精神的苦痛の範囲で遺族からの損害賠償請求が認められた事例。

【判例15】 東京高判 平成19年3月28日 中学校 いじめ

公立中学校において生徒間のいじめが原因で被害生徒が自殺したと認定され、いじめを阻止しなかったことについての教員らの安全配慮義務違反が認められたが、安全配慮義務違反と生徒の自殺との間に相当因果関係が認められず、慰謝料及び弁護士費用が認められた事例。

【判例16】 山口地裁 下関支判 平成9年3月17日 小学校 その他

小学1年生の女子児童が、校庭で遊んでいた時、近くにあった回転シーソーの握り棒の先端が頭部に当たり受傷した事故につき、学校側にシーソーの設置・管理上の瑕疵（欠陥）があるとし、国家賠償責任が認められた事例。

【判例17】 東京地裁八王子支判 平成20年 5 月29日 小学校 体罰

市内小学校の心身障がい学級の児童が、無断で体育館の倉庫に入ったことを、担任教諭が叱責し倉庫の扉を閉めた際、児童が倉庫窓から転落し受傷した事故につき、市に国家賠償責任が認められた事例。

【判例18】 東京地判 平成21年 1 月22日 高等学校 生徒指導

公立高校の生徒が、自転車で運搬していた競技用の槍が手から離れ、自転車で走行していた女性の下顎部に当たり負傷したため、指導教諭に過失があったとして学校側に対し、損害賠償を請求した。本判決は、指導教諭には槍には、カバーをつけて自転車でなく歩行により運搬するよう指導すべき注意義務を怠った過失があったとし、学校側の損害賠償責任が認められた事例。

演習 5 学校事故に関する法規演習

1 テーマとねらい

- (1) テーマ 学校事故に内在する安全配慮義務を知る。
- (2) ねらい 学校事故の事案例をもとに、安全配慮義務違反の有無などについて話し合うことで、学校における教育活動を計画する際、安全配慮義務について十分意識できるようにする。

2 事前準備

- 本研修テキスト第3章第1節の部分のコピー
- 本研修テキストP.84～86の演習事案例①～③のいずれかのコピー
- 教育関係職員必携 ○付箋紙 ○模造紙 ○フェルトペン等

3 演習事案例

演習事案例① 校種 小学校 内容 生活指導

【第三小法廷判示 平成21年4月28日判決】

参照法規：国家賠償法1条1項、学校教育法11条

小学校の男性教諭が、1時限目終了の休み時間に、校舎1階の廊下でコンピュータをしたいと駄々をこねる3年生の男子児童をしゃがんでなだめていた。

そこに通りかかった2年生の男子児童Aが、男性教諭の背中に覆い被さるようにして肩を揉んだ。教諭が離れるようにと言ってもAが肩を揉むのをやめなかったもので、男性教諭は上半身をひねり、右手でAを振りほどいた。

そこに6年生の女子児童数人が通りかかったところ、Aは同級生の1人と共にじゃれつくように女子児童らを蹴り始めた。男性教諭はこれを制止し、このようなことをしてはいけないと注意した。

その後、男性教諭が職員室に向かおうとしたところ、Aが後から男性教諭の臀部付近を2回蹴って逃げ出した。男性教諭は立腹して追いかけて捕まえ、Aの胸元の洋服を右手で掴んで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った。

Aは、同日午後10時頃、自宅で大声で泣き始め、母親に対し、「眼鏡の先生から暴力をされた。」と訴えた。

その後、Aには、夜中に泣き叫び、食欲が低下するなどの症状が現れ、通学にも支障をきたすようになり、病院に通院して治療を受けるなどした。しかしながら、これらの症状はその後徐々に回復し、Aは、元気に学校生活を送り、家でも問題なく過ごすようになった。

その間、Aの母親は、長期にわたって、この小学校の関係者等に対し、教諭の本件行為について極めて激しい抗議行動を続けた。

演習事案例② 校種 中学校 内容 いじめ

【横浜地判 平成13年 1 月15日 東京高判 平成14年 1 月31日】

参照法規：民法709、719条 国家賠償法 1、3 条

男子生徒Aは、平成6年4月に町立P中学校に転校し、2年3組に在籍していた。Aの母親Xは、「前の学校で多少いじめられており心配です。」と調査票に記載した。

4月の始業式の日、男子生徒Bは、他の数名の生徒と2年3組のAの近くに行き、代わる代わる「髪の毛が長いじゃん。」「名前を覚えておけ。」などと口々に言いながら、指先でAの頭を軽く叩いたり、体を軽くたたいたりした。

5月頃から、Aは男子生徒C、D、Eらにより集中的に足掛けをされた。足掛けは当時遊びとしてはやっていたが、Aは自分から先に足掛けすることはなかった。

5月頃、被告女子生徒Fは、4組の女子生徒Lに指示して、Lの名でAに対するラブレターを書かせ、Aの机の中に入れた。Aは読んで破いてゴミ箱に捨てたが、男女生徒数名がこの手紙についてAをはやしたてた。この件で、Fは担任教諭Mから注意を受けた。また、Fは、Aの言葉に腹を立て、Aの机を教室から廊下へ持ち出し、Aの教科書を窓から外へ投げ出し、教諭Mから注意を受けたこともある。

5月中旬から6月中旬にかけて、被告生徒らから、英語のノートに、「死ね」、「おまえはのろわれている」などの落書きや教科書かくしをされた。また、Bが、じゃんけんゲームの際、Aの顔をつねって青あざを作ったことで、教諭Mは、Xに連絡している。なお、Bは校舎内トイレで、Aを殴ったことがあった。

7月14日、学級での帰りの会に口論からAの鞆をCが持って、校舎を走り回った。美術部長のGが、顧問の指示により後片付けをしてから帰るようにAに伝えたところAは、これを拒否し興奮していたので、Gはこのことを顧問に連絡した。

7月15日、Aの机の上にマーガリンが塗ってあり、椅子の上にチョークの粉がかけられ画びょうが置かれていた。教諭Mは、これらの行為をしたものを特定するためにアンケート調査をし、Dらが名乗りでたため、Dらを呼んで注意した。この日、Aは自宅二階の自分の部屋において首をつり自殺した。

Aの父母Xらは、Aの自殺の原因は生徒らB～Kの10名（うち女子3名、4組男子生徒1名）がいじめを繰り返し、これに対し教諭Mが必要な措置をとらなかったとして、次のように損害賠償請求を行った。

加害生徒らに対しては、共同不法行為（民法719条、709条）に基づき200万の損害賠償請求を行った。また、町に対しては、安全配慮義務違反による不法行為（国家賠償法1条）又は債務不履行に基づき、神奈川県に対し国家賠償法3条に基づき、さらにP中学校と町教育委員会に対して、本件に対する調査・報告義務違反があるとして、合わせて総額約8200万の損害賠償請求を行った。

※要約のため、加害生徒H～Kは、文中では省略している。

演習事案例③ 校種 高等学校 内容 正課授業中の事故（体育）

【東京地裁八王子支判 平成15年7月30日】

参照法規：民法415条 国家賠償法1、2条

都立高校1年の生徒Aが、授業中に、プールのスタート台から逆飛び込みを行い、プール底に頭部を打ち死亡し、Aの遺族が、「プールに設置・管理上の瑕疵（欠陥）があり、同校の指導教諭に安全配慮義務違反がある」とし、都に損害賠償を求めた。

事件の日、指導教諭Nは、生徒に後ろからついてくるように言い、自ら飛び込み手本を示し、100mをクロールで泳ぎ始めた。続いて生徒が一人ずつスタートした。Aは、自分の次の生徒Bに対し、「（Aより先にスタートしていた）〇〇に追いつくから見て。」と言い、スタート台にのぼった。Aは、やや高く飛び出し、頭を下向きにして、深く潜るような姿勢でスタート地点から3mくらいの地点に入水した。入水角が大きかったので水しぶきが余り上がらなかった。（Aがどのような飛び込み方を意図したかは不明だが、※パイクスタートに近い飛び込み方であったと推認される。）

Aは、入水した地点付近に、うつ伏せのまま脱力した状態で浮いてきた。Aの様子を後ろで見ていたBは、Aの異常に気づき、すぐにプールに飛び込んでAのところに行き、Aを仰向けにして、体を支えた。教諭Nは、生徒の先頭で折り返し、コースの中央付近を泳いでいたため、Aのスタートを見ていなかったが、異変に気づきAのもとに向かった。

なお、Aは、身長179cm、体重92kgと大柄であった。小学校1、2年の時スイミングスクールで指導を受けた経験がある。小学校3年から野球チームに、中学校では野球部に所属しており、スポーツは全般的に得意で、水泳も上手であった。なお、高校に入る前は逆飛び込みの指導を受けたことはなかった。

教諭Nは、事故前の授業で、生徒らに対し、授業中絶対にふざけないこと、走り飛び込みや宙返りなどの危険な飛び込みをしないこと、飛び込みを行う際は、前後の安全に十分配慮し、前の生徒と5m以上の間隔を空けることなどの注意を与えている。事故当日の授業でも、スタートする際に前後の安全に注意し間隔を空けるように指示し、飛び込み方法については、自ら手本をした。飛び込みの姿勢、入水地点、入水角度等についての説明やスタート時に頭部をプールに打ち付ける危険性及びその回避方法についての説明はしていない。

また、プールは25mプールで、満水時の水深は、スタート台前が1.2m、中央最深部で1.5mである。スタート台の満水時水面からの高さは35cmである。なお、事故当時、水位が満水より4～5cm下がっていたと推認されている。

※パイクスタート：スタート台の前を握って構え、飛び上がって体を「へ」の字にしてから腕を前に振り、その指先の入水点に体全体を通過させるように飛び込む入水時の抵抗が少ない飛び込み。

4 演習の展開（90分で実施する場合）

No.	項 目	時間	進 め 方
①	学校事故による賠償と法規についての概要	30分	・担当者（管理職等）が、第3章第1節をもとに説明を行う。（講義形式）
②	演習のねらいと進め方についての説明	5分	・進行役は、ねらいを共有できるように、展開場面毎の説明を、この資料の該当箇所を示しながら行う。
③	演習事案例に対する賠償義務の有無を検討	25分	・演習事案例を読み、原告の立場で責任を追及できそうな点を、徹底的に洗い出す。 ・法律、判例、安全配慮義務違反、注意義務違反及び条理等に照らして、根拠をもって過失を追及していくように指示する。 流れとしては、 （1）事案例の中にどのような過失があるのか、考え付いたすべてのことを、付箋紙1枚に1項目を書き出す。 （2）付箋紙を模造紙に出し合い、各自が書いた意見を班で分類しながら、班としての考えをまとめる。なお、意見が違ってても、批判をしないこと。 （3）班ごとに発表者を決定し、協力して発表の準備をする。
④	検討結果の発表	15分	・全体会で班の代表者が発表を行う。 ・質疑応答を行う。
⑤	まとめと振り返り	15分	・進行役が、判決内容要旨（P. 89～92のいずれかのコピー）を配付する。 〔進行役が、ポイントを説明しながら、判例を読み上げる方法も可〕 ・自分たちの考えと判決文の内容との一致や差異から、日頃の教育活動と照らし合わせながら、感じたこと、考えたことなどを、班で意見交換する。

5 実施上の留意点

(1) 演習の展開①に関して

ア 学校の校内研修で行う場合、担当者は、教頭などの管理職が望ましい。
また、担当者は、一人一人が法規を学ばなければならない意義が十分伝わるように努める。なお、国家賠償法等の法律、安全配慮義務の項目例、いくつかの適当な判例については、必ず取り上げ、演習を行う前の基礎づくりを行うこととする。

イ ①を省略し、②から始める場合は、①の内容については、各自が事前に十分学習する必要がある。その際は、①を長期休業中の課題として、その後、校内研究会で②以降を行うことなどが考えられる。

(2) 演習の展開③に関して

ア (1)を10分、(2)と(3)を合わせて、15分を目安に活動する。

イ ③では、関係教員の過失を追及するだけの視点で、検討を進めているが、次のような進め方もある。

(ア) 関係教員には、過失があると認めた上で、賠償を相殺する他の理由(保護者の過失等、他に事故に至った原因はなかったのか)を検討する。

(イ) 最初から、ポイントを絞り、いくつかの論点を設けて深く議論する。

例：演習事案例②では、次のような論点が考えられます。

- ・担任教諭には、いじめの続発及びこれによる自殺を防止できなかった安全配慮義務違反があるか。
- ・担任教諭に、自殺の予見可能性はあるか。
- ・いじめた生徒に、自殺の予見可能性はあるか。
- ・担任教諭は、Aをめぐるトラブルについて、学校に報告をしていなかった。このような状況において、学校は、自殺を防止のためどのような対処をすべきだったか。
- ・過失相殺の有無について検討すると、請求のあった賠償額は何割程度減じられるか。

ウ 進行役(ファシリテーター)は、必要であれば次のような点に配慮する。

(ア) 進捗状況を把握し、時間内でまとまるように指示を与える。

(イ) 書き終わった付箋紙を模造紙などに貼るときに、付箋紙に書いた内容について簡単な説明をするように指示する。

(ウ) 似たような意見の書いてある付箋紙は、一カ所にまとめる。異質な意見だからといって省くことなく、少数意見も大切にするように指示する。

(エ) 対立している意見、関係性がある意見等については、線や矢印などの記号を模造紙に書き込み、構造化してまとめることも有効である。

(3) 演習の展開④に関して

ア 班員全員が前に出て、代表者が3～5分の発表を行う。なお、班の数が多い場合は、代表の班が発表するのが望ましい。

イ 質疑には、班員全体で応答するようにする。

(4) 研修後、各学校での教育活動計画作成に当たって、安全配慮義務を意識できるようにすることが大切である。振り返りの際、事例そのものについて終始しているような状況の時は、進行役がまとめとして、安全配慮義務を踏まえた教育活動の大切さをぜひ確認してほしい。

6 演習事案例における判決内容要旨

演習事案例①における判決内容要旨

「胸元をつかむという行為は、けんか闘争の際にしばしば見られる不穏当な行為であり、男子Aを捕まえるためであれば、手をつかむなど、より穏当な方法によることも可能であったはずであること、Aの年齢、Aと男性教諭の身長差及び両名にそれまで面識がなかったことなどに照らし、Aの被った恐怖心は相当なものであったと推認されることなどを総合すれば、本件行為は、社会通念に照らし教育的指導の範囲を逸脱するものであり、学校教育法11条ただし書により全面的に禁止されている体罰に該当し、違法である。(原審)」

しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

前記事実関係によれば、Aは、休み時間に、だだをこねる他の児童をなだめていた教諭の背中に覆いかぶさるようにしてその肩を揉むなどしていたが、通り掛かった女子数人を他の男子と共に蹴るという悪ふざけをした上、これを注意して職員室に向かおうとした教諭の臀部付近を2回にわたって蹴って逃げ出した。そこで、教諭は、Aを追いかけて捕まえ、その胸元を右手でつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った(本件行為)というのである。そうすると、教諭の本件行為は、児童の身体に対する有形力の行使ではあるが、他人を蹴るというAの一連の悪ふざけについて、これからはそのような悪ふざけをしないように指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰としてAに肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことが明らかである。教諭は、自分自身もAによる悪ふざけの対象となったことに立腹して本件行為を行っており、本件行為にやや穏当を欠くところがなかったとはいえないとしても、本件行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教諭が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条ただし書にいう体罰に該当するものではないというべきである。したがって、教諭の本件行為に違法性は認められない。

演習事案例②における判決内容要旨 【東京高判 平成14年1月31日】

1 加害生徒らの責任

(1) 加害生徒らは、本件当時13歳である。よって、「他人の身体、精神等に対する加害行為は行っていないことで、その行為をすれば責任を負う必要がある」と判断能力を備えていたものと認められ、民事上の責任能力が認められる。

(2) ノートへの落書きをはじめとする多くの行為は、Aの身体、精神等に対する加害行為であり、P中学に転校し不安な気持ちのAが精神的、肉体的苦痛を被ったことは容易に推測できる。また、5月頃から、Aに対して足掛けや、暴行も行われており、これもいじめの要素があった。なお、マーガリン事件は、極めて悪質、陰湿な嫌がらせであり、いじめであることが明らかである。

以上の本件いじめ行為は、主としてAの教室内で行われ、Aがいじめ行為を受けていたことは、生徒の多くが知っていたと考えられる。その状況で、時には加害生徒ら数人又は単独で、時には他の生徒もこれに加わって、自らのほかにも同様の行為をしている者がいることを知りながら、繰り返し、執拗に行われていたのだから、他クラスの生徒も含めた数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたものとして、Aに対する共同不法行為に当たるといえる。

(3) Aの父母Xらは、生徒らに対して、Aの死亡による損害の請求をしているが、生徒らが賠償責任を負うためには、生徒らに本件自殺の予見可能性（自分たちの行為が自殺につながるという可能性）があることを要する。

本件いじめ行為は、同一人が行ったわけではなく、また、嫌がらせ行為を主とするもので、Aの身体に対する直接の攻撃行為ではない。これらの事情に加え、後記のとおりP中学においていじめについての指導、教育等が十分には行われていなかった。これらのことから、当時中学2年生であった生徒らに、本件いじめ行為によりAが自殺までしてしまうという予見可能性があったとは未だ認められない。よって、生徒らは、死亡による賠償責任を負わず、本件いじめ行為によりAが被った精神的苦痛に対する慰謝料について賠償責任を負う。

2 町の責任

(1) 教諭Mの過失（安全配慮義務違反）

公立学校の教員には、学校における教育活動及びこれに密接に関わる生活における生徒の安全の確保に配慮すべき義務がある。特に、生徒の生命、身体、精神、財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶおそれがあるときは、それを未然に防止するため、その事態に応じた適切な措置をとる一般的な義務がある。

教諭Mは、Aが転校生でいじめの対象になる可能性について予め承知していた。実際、Aをめぐるトラブルが継続的に多発し、個別に指導を行っている。しかし、教諭Mは、単に生徒間の個別的なトラブルとしか認識していなかった。

平成6年当時は、いじめに関する報道や通達により、生徒同士のいたずら、悪ふざけ等のやり取りが、いじめの原因となることが周知されており、教諭Mにも本件がいじめによるものと予見できたはずである。よって従前の指導方法ではトラブルの発生を防止できないことを認識し、A及び加害生徒らに対する継続的な行動観察、指導をし、被害生徒及び加害生徒の家庭との連絡を密にし、学校全体での組織的対応を求めるなど、より強い指導監督措置をとるべきであった。このことから、教諭MのAに対する安全配慮義務違反は明らかである。

学校においては、Aを「生徒指導上配慮を要する生徒」としながら、教諭Mの把握していた多数のトラブル等について、校長らは報告を受けておらず、また報告を求めることもしなかったため、その後学校全体としての具体的な施策を全く行わなかった。このことから学校は、前記した、より強力な指導を行うというような本来あるべき学校の体制が欠けていたといえる。

そして、教諭Mにおいて本件いじめ行為が複数回にわたり行われ、これに対するその都度の注意、指導が功を奏しなかった段階で、有効な継続的指導監督措置を講じていれば、その後の本件いじめ行為の続発を阻止することができ、Aは本件自殺に至らなかったであろうといえるから、教諭Mの安全配慮義務違反と本件自殺との間には因果関係（相当因果関係）がある。したがって、町は、教諭Mによる安全配慮義務違反があったものとして、国家賠償法1条1項により、本件自殺によってA及びXらが被った損害を賠償する責任がある。

（2）学校および町教委の調査・報告義務違反

学校及び町教委に調査・報告義務違反があるとまでは認められない。

3 県は、教員の給与等を負担する者であるので、国家賠償法3条1項により町と同様に本件自殺によってA及びXらが被った損害を賠償する責任がある。

4 A死亡による損害

本件いじめ行為のようないじめにあえば、必ず自殺するとは言えない。自殺は、被害者の意思的行為で、Aは、本件いじめ行為による苦悩を教諭Mや両親に打ち明けておらず、いじめ解消の機会を自ら閉ざした面がある。また、本件いじめ行為の個々の行為には、A本人の言動に誘発された場合もあった。子供の教育・養育は、学校と家庭の保護者とで併行し行われるもので、保護者もその責任を負うが、日頃のAと親子との触れ合いが十分でなかったことがうかがわれる。

教諭Mの対応は不十分で学校側に責任があるが、A本人の他、家庭でAと生活をし、監護養育義務を負うべきXらにもAが本件いじめ行為等の渦中にあったことを看過し、監護養育について注意監督を怠ったと認められ、相当の責任がある。

そこで、損害を公平に分担させるという損害賠償法の理念に照らし、過失相殺の規定の適用及び類推適用により、Xらの被った損害について7割減額する。

演習事案例③における判決内容要旨

本件プールの設置の瑕疵（欠陥）について検討すると、本件プールは、逆飛び込みをする際に慎重な配慮を必要とする。この配慮が不十分な場合は、水底に頭部を衝突させるなどの危険性があることは否定できない。一方、学校用プールの安全性を判断するに当たっては、飛び込み事故のみならず、溺死事故の防止の観点をも十分考慮しなければならない。したがって、プールの構造を理解し、併せて指導教諭Nによる安全な飛び込みスタート指導を行うことで飛び込み事故の防止を図ることも、学校プールにおける「通常有すべき安全性」の確保の方法といえる。本件プールの水深及びスタート台の構造から考えて、教諭Nによって、逆飛び込みによる危険性を十分伝えること、安全な飛び込み方を指導すると共に危険性のある動作を禁止すること、安全な飛び込み方を各生徒の能力に応じて段階的に指導することが行われていた場合でも、本件事故が発生した危険性があったと認められるまでの証拠はないので、本件において、都に国家賠償法第2条第1項の設置の瑕疵があったとはいえない。

学校の水泳授業において逆飛び込みスタートを取り上げる場合、教諭Nは、生徒らに対し、飛び込みの際、深く水に入ってプール底に頭部を衝突させ、場合によっては頸椎・頸髄損傷をきたす危険性があることを事前に十分説明し、安全な飛び込み方を説明すると共に、危険性のある動作を具体的に説明して禁止し、各生徒の能力に応じて段階的に指導して、予期される危険から生徒を保護すべき義務がある。ところが、教諭Nは、満水時より水位が下がっており、飛び込みによるプール底への頭部の衝突の危険性がより増していたにもかかわらず、生徒らに対し、走り飛び込みや宙返りなどの危険な飛び込みをしないこと、逆飛び込みを行う際は、前後の安全に十分配慮し、前の生徒がスタートしたら必ず5メートル以上の間隔を空けることとの注意を与えたのみで、逆飛び込みにおける具体的な危険性については何ら説明していなかった。また、飛び込み方法についても、生徒らを集めて、自ら安全な飛び込みの手本を示し、危険性のあるような動作を禁止するなどの措置はとらず、上級者向けのスタート方法として、入水角度が大きく深く水に入りすぎる危険性の高いパイクスタートに近い飛び込み方を示していた。以上のことから、教諭Nには、上記保護義務を怠った過失があるといわざるを得ない。都は、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任を負う。

参考HP（参考文献は巻末の資料編へ）

◇裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/> 裁判例情報

◇山形県立図書館 <http://www.lib.pref.yamagata.jp/> 蔵書検索

◇独立行政法人日本スポーツ振興センター（N A A S H）

http://naash.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/jyouhou/pdf/suiei/suiei_4.pdf

第2節 ネット関連犯罪や様々な犯罪被害の防止について

1 児童生徒を取り巻くネット社会の新しい脅威

(1) 1990年代より急速に発展したインターネットは、時間や距離の制約をなくし、世界規模の情報通信基盤として、さらに成長し続けています。インターネットでは常に技術革新がなされ、新しいメディアが次々に登場し、私たちの生活をより便利にしています。

(2) 内閣府が青少年（満10～17歳）とその保護者を対象として、青少年のインターネット利用状況などについて、平成21年10月～11月に『青少年のインターネット利用環境実態調査』を実施し、平成22年4月に調査結果を公表しました。下表に、同調査結果の一部を抜粋して示します。特に高校生は、PHSを含む携帯電話などをほぼすべてが所有し、パソコンよりも携帯電話などからインターネットを利用している実態があります。

表 『青少年のインターネット利用環境実態調査』（抜粋）

調 査 項 目	小学生	中学生	高校生
1 PHSを含む携帯電話などの所有率	21.8%	46.8%	96.0%
2 携帯電話などを使用したインターネットの利用率	16.7%	45.6%	95.4%
3 パソコンによるインターネットの利用率	61.5%	71.0%	72.8%

(3) 山形県教育庁高校教育課では、公立高校全生徒と学校を対象として、携帯電話の利用状況について、平成21年12月に『携帯電話に関するアンケート』を実施しました。同調査結果の一部を抜粋して示します。

○生徒対象アンケート結果（N＝22,765）

- 携帯電話の所有率は97.1%で、うち半数の生徒が高校1年生から所有している。
- フィルタリングの存在を知っている生徒は88.1%で、うち29.5%が利用している。
- 通話以外の使用では、メールが91.3%、音楽のダウンロード65.3%、他の人のプロフやブログの閲覧49.7%、動画閲覧38.8%、テレビを見る32.9%、他の人のプロフやブログへの書き込み30.0%、小説や漫画を読む26.1%、自分のブ

ログ公開25.9%、自分のプロフ公開24.6%、オンラインゲーム18.5%、その他6.9%となっている。

- 携帯電話で、(ア)「いやな思いをしたり、いじめられたりした」4.9%、(イ)「いじめを見たり、聞いたりした」6.7%、(ウ)「架空請求などの被害を受けたり、被害を受けそうになった」13.7%、「(ア)～(ウ)のような経験はない」67.2%となっている。

○学校対象アンケート結果（N＝58）

- 「生徒の携帯電話の所有実態を把握している」43.1%
- 「携帯電話の持ち込みを禁止している」0%、「ルールを設けて対応している」84.5%
- 「携帯電話を原因とした生徒間トラブルの経験がある」79.3%
- 「携帯電話が原因の一つとなり、問題行動につながった例がある」62.1%
- 「自校の学校裏サイトの存在を知っている」74.1%、「うち実際に閲覧した」50.0%
- 「授業やLHRなどで携帯電話の指導事例がある」43.1%

上記アンケートから、(2)の『青少年のインターネット利用環境実態調査』同様、ほぼすべての高校生が携帯電話を所有していることや、約3人に1人がいじめられたり架空請求にあうなどのトラブルを体験していることが分かります。そして、多くの学校では、携帯電話が原因となる生徒間トラブルや問題行動を経験しており、授業やLHRなどでの指導事例も半数を下回ることから、携帯電話の指導が喫緊の課題となっていることがうかがえます。

(4) ネットいじめや違法ダウンロードによる著作権法違反、匿名性を利用した出会い系サイトでのトラブルや、ドラッグをはじめとする違法品の売買など、インターネットの影の部分で子どもたちがトラブルに巻き込まれるケースが多発しています。このようなトラブルに巻き込まれないためには、日常生活におけるモラル同様に情報化社会を生きぬくための情報モラルを身に付け、的確な判断力を育成する必要があります。このためには、教職員が様々なメディアの特性を知り、正しく指導することが大切です。

本節では、情報モラルと著作権、その他の犯罪について、校内研修の際のポイントを示します。

2 情報モラル教育 ～的確な判断力を育成するために～

(1) 情報モラルとは

「情報モラル」という言葉は、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」として、高等学校学習指導要領解説情報編(平成12年3月)で定義されました。「情報モラル」には、「相手を思いやる気持ち」や「自分の言動(発信)に責任をもつ」などの倫理的な態度(心を磨く領域)に加えて、個人情報保護やなりすましの危険から身を守るなど情報安全の考え方(知恵を磨く領域)も含まれています。

(『CEC情報モラル指導者研修ハンドブック』より)

(2) 情報モラル教育の指導内容

文部科学省の委託事業で平成19年度に作成された『「情報モラル」指導実践キットオフガイド』モデルカリキュラムによると、情報モラル教育の指導内容は、2領域5分野に分類できます。倫理(心を磨く)領域には「情報社会の倫理」と「法の理解と遵守」、情報安全(知恵を磨く)領域には「安全への知恵」と「情報セキュリティ」が位置付けられ、2つの領域にまたがる領域として「公共的なネットワーク社会の構築」が位置付けられています。

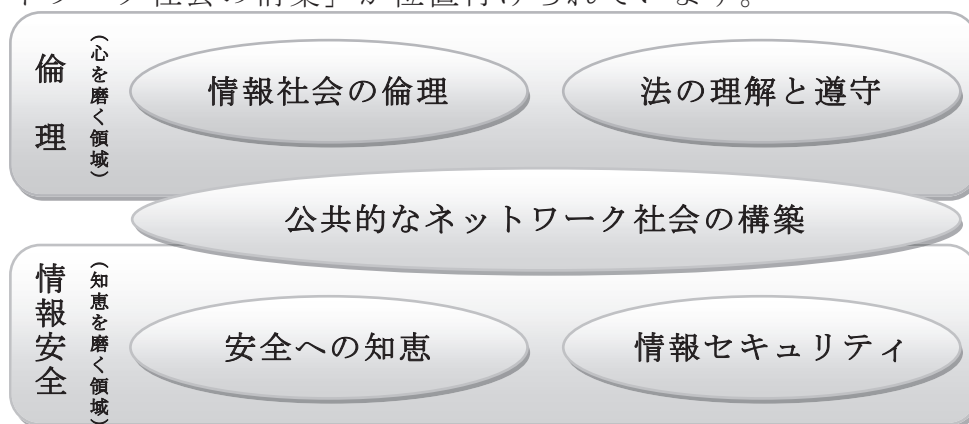


図 情報モラル教育の指導内容 2 領域 5 分野

(3) 新学習指導要領における情報モラル教育の位置付け

小学校、中学校、特別支援学校、高等学校の新学習指導要領の総則には、「情報モラルを身に付け・・・」と記されており、学校におけるすべての教育活動で情報モラルを指導することを示唆しています。

(4) 「情報モラル教育」校内研修を進めるにあたって

「情報モラル教育」校内研修を実施する際のポイントを以下に示します。

ア 情報モラル教育の理念・目的の把握

イ 情報モラルに関する具体的事例の把握

ウ メディア特性の理解と「便利な点」と「危険な点」の把握

エ 疑似体験による事例体験の共有化

上記のポイントを踏まえ、疑似体験などを通して「情報モラル教育」校内研修の参考となる有用なインターネットサイトを次項で紹介します。

(5)「情報モラル教育」校内研修参考サイト

ア 情報モラル指導者研修ハンドブック



出典

財団法人コンピュータ教育開発センター（CEC）

文部科学省委託事業

平成21年度学校における情報モラル等教育の推進事業

URL

http://www.cec.or.jp/monbu/pdf/h21jlmoral/handbook_A4.pdf

情報モラル指導者研修ハンドブック

検索

- 情報モラル教育の基本理念と指導

情報モラルの理念・目的、指導内容、新学習指導要領との対応、情報モラル年間指導計画の作成などを紹介しています。

- 情報モラル指導モデルカリキュラム表

小中高一貫のモデルカリキュラムが示されています。

- 教材内容例と基本的な指導事項

ネットの匿名性、書き込み被害、架空請求、個人情報、肖像権、著作権などの具体的な事例と対処方法を紹介しています。

- 情報モラル指導のためのサイト〔教材・資料〕

- 校内研修実施カリキュラムの設計

情報モラルを指導するための校内研修実施カリキュラムを紹介しています。

- 校内研修の指導方法

情報モラルを指導するための校内研修の進め方を紹介しています。

- Webカウンセリングについて

児童生徒から相談を受ける際の手順と注意点を紹介しています。

イ ネット社会の歩き方



出典

財団法人コンピュータ教育開発センター（CEC）

URL

<http://www.cec.or.jp/net-walk/>

ネット社会の歩き方

検索

- 「学習ユニット」教材

7領域の学習ユニット（情報検索、情報発信、個人情報・著作権、携帯電話、コミュニケーション、消費安全生活、ネットショッピング）があり、指導事例集やワークシートなどの教材が充実しています。

- 「電腦商店街」教材

オンラインショッピングの疑似体験ができます。教材をダウンロードし、使用することができます。

ウ やってみよう情報モラル教育



出典

情報モラル指導ポータルサイト

平成18・19年度文部科学省委託事業

「情報モラル等サポート事業」

URL

<http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/index.html>

やってみよう情報モラル教育

検索

- 情報モラル教育のねらい
- 情報モラル指導実践事例集（検索）
- 指導に役立つ資料・情報
- 情報モラル指導の実践事例
- 児童生徒の情報環境の実態
- 情報モラル指導モデルカリキュラム
- 情報モラル指導実践キックオフガイドの内容と解説

エ 情報モラル研修教材2005



出典

独立行政法人教員研修センター

URL

<http://sweb.nctd.go.jp/2005/>

情報モラル研修教材 2005

検索

- 疑似体験できる教材
事例を体験する教材が22種類、掲示板などの機能を体験する教材が4種類あります。
- シチュエーション別の事例
目的別、方法別、被害者、加害者別に教材を検索することができます。
- 学校としての取組みの紹介
- 問題が起きた場合の対応や相談窓口
- 情報モラルにかかわる関係機関のリンク集

オ 情報モラル指導セミナー「5分でわかる情報モラル」



出典

独立行政法人教員研修センター

文部科学省委託事業

「情報モラル教育のための調査研究」における「情報モラル指導者セミナーの開催等」事業

URL

http://sweb.nctd.go.jp/5min_moral/

5分でわかる情報モラル

検索

- 「5分でわかる情報モラル」動画
情報モラル教育の必要性と教育全体での位置付け、指導方法などを紹介しています。
- テーマ別解説
上記の動画制作に携わられた先生方の専門的な立場からの解説ビデオを視聴で

きます。

情報モラルの概要説明に関するもの8種類、具体的な指導内容とその方法に関するもの12種類の動画があります。

コラム1：コンピュータで携帯サイトを閲覧するには

コンピュータのブラウザでは、直接携帯サイトを閲覧することができないサイトも多く存在します。ここでは、コンピュータで携帯サイトを閲覧する2つの方法を説明します。

方法1 携帯電話各社が提供している携帯電話エミュレータを使用しましょう。

NTT Docomo iモードシュミレータ

ソフトバンク ウェブコンテンツビューア

au

Openwave SDK

エミュレータ名

検索

方法2 ブラウザ版エミュレータを使用しましょう。

Lunaspapeを使用する。(携帯サイト閲覧機能をサポートしています。)

FirefoxにFireMobileSimulatorアドオンを追加する。

コラム2：「ネット上のいじめ」に対する対応

平成20年11月、文部科学省は「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）を作成・公表しました。本マニュアル・事例集は、2編構成となっています。第1編のマニュアル編では、「ネット上のいじめ」を発見した場合の学校の対応を、第2編の事例集では、マニュアル編にリンクした校種ごとの事例を紹介しています。下記URLから入手することができます。

URL http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701.htm

ネット上のいじめ

検索

3 著作権教育～被害者・加害者にならないために～

一般社団法人日本レコード協会『違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査』（平成20年10月）によると、違法サイトについて全体の80.8%が認知し、34.5%が利用しています。特に10代後半において、違法サイトの利用率、違法ダウンロード曲数ともに増加しています。また、違法音楽ファイルの推定ダウンロード数は、年間で約4億714万ファイル以上と推定され、年間の有料ダウンロード数の3億2900万回を上回っています。

こうした状況を踏まえ、違法ファイルと知りながらダウンロードすることを違法とする改正著作権法が、平成22年1月1日に施行されました。これにより、改正前は私的使用を目的としてダウンロードする行為は認められていましたが、改正後は私的使用を含めてダウンロードする行為自体が違法となり、法的責任を問われることになりました。

第1項（3）『携帯電話に関するアンケート』（山形県教育庁高校教育課）の生徒アンケート結果で、通話以外の使用で音楽のダウンロードが65.3%を占めている実態もあることから、児童生徒に対する著作権教育も重要です。児童生徒に対して著作権教育を行うには、教職員自身が普段の業務の中で著作物を適切に処理し、著作権の大切さを繰り返し指導する必要があります。

（1）著作権とは

「著作物」・・・思想又は感情を創作的に表現したもの

「著作者」・・・著作物を創作した人

「著作権」・・・著作物を他人に勝手に利用されない権利

「許諾」・・・著作物を利用する際の「許可」

文章やイラストなど、他人の著作物を無断でコピーしたり、インターネットに公開したりすることは著作権侵害になります。

著作物を利用するためには、「利用目的」「利用期間」「利用媒体」「利用者」など、用途を明確にし、許諾申請を行います。「引用」の条件を満たす場合には、許諾は不要です。

（文化庁『身近にある著作権～ビジネスパーソンのための基礎知識～』より）

（2）学校における教育活動と著作権～学校における例外措置とは？～

小説、絵、音楽などの作品をコピーする際には、原則として著作権者の了解（許諾）を得る必要がありますが、学校などの教育機関においては、その公共性から例外的に著作権者の了解（許諾）を得ることなく、一定の範囲で自由に利用することができます。

学校における例外措置には、主に次のようなものがあります。

- 教員及び子どもが、授業の教材として使うために他人の作品をコピーし配付する場合（第35条第1項）
- 「主会場」で行われている授業で教材として使われた他人の作品等を遠隔地にある「副会場」に向け、同時中継する場合（第35条第2項）（翻訳、編曲等して利用も可）
- 試験又は検定のために、他人の作品を使って入学試験問題を作成し配付する場合又は当該試験問題をインターネットなどで送信する場合（第36条）（翻訳して利用も可）
- 発表用資料やレポートの中で他人の作品を「引用」して利用する場合（第32条第1項）（翻訳して利用も可）
- 学芸会、文化祭、部活動などで他人の作品を上映・演奏・上映・口述（朗読等）する場合（第38条第1項）

（文化庁『学校における教育活動と著作権』より）

（３）「著作権教育」校内研修を進めるにあたって

「著作権教育」校内研修を実施する際のポイントを以下に示します。

- ア 著作権制度の概要の理解
- イ 学校における例外措置の把握
- ウ 学校における具体的事例の把握
- エ 授業で提示する指導教材の研究

上記のポイントを踏まえ、体験型教材など「著作権教育」校内研修の参考となる有用なインターネットサイトを次項で紹介します。

（４）「著作権教育」校内研修参考サイト

ア これであなとも著作権何でも博士＜学校関係者向け著作権の教育情報＞



出典

文化庁著作権教育情報

URL

<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/hakase/>

これであなとも著作権何でも博士

検索

- はじめて学ぶ著作権

3つのシナリオから著作権を学習することができます。小中高別の指導の手引とワークシートもあり指導用資料も充実しています。

- 「映像で学ぶ著作権」

著作権学習用の映像教材や教職員対象著作権講習会の映像資料があります。

- クリックするたびに著作権がわかる！楽しみながら学べる学習ソフト

小学生版、高校生版があります。

- 「学校における教育活動と著作権」（PDF資料）

学校における教育活動と著作権とのかかわりや、例外措置などの詳細な情報が記載されています。

- 「学校向け指導事例集」、「著作権教育研究協力校」報告書

イ 著作権なるほど質問箱



出典
文化庁

URL
<http://chosakuken.bunka.go.jp/c-edu/>

著作権なるほど質問箱

検索

- 著作権 Q & A

キーワード検索とカテゴリー検索に対応し、多くの事例があります。カテゴリー検索内の“学校などの教育機関における利用について教えてください。”がお勧めです。

- 著作権制度の概要

- 関連用語

- 最近の法改正等について

改正法の概要や条文を閲覧できます。

- 関係法令

ウ 学校など教育機関での音楽利用について



出典

一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）

URL

<http://www.jasrac.or.jp/info/school/>

学校など教育機関での音楽利用について

検索

- 以下の手続きについての説明があります。
 - 文化祭・学園祭で演奏会や演劇などをする場合
 - 学校内の行事をCD・DVDなどに録音・録画して配付する場合
 - 楽譜などをコピーする場合
 - 学校のホームページで、音楽を流す、歌詞を掲載する場合

4 その他の犯罪に巻き込まれないために

（１）少年補導概況

平成22年の少年非行概況によると、本県で検挙された刑法犯少年（14歳以上20歳未満で刑法の罪を犯した少年）の総数は520人で、前年と比較して10人、2.0%の増加でした。なかでも、万引きが刑法犯少年の44.4%と高い割合を占めています。

また、地域、学校、関係機関が一体となって、自転車盗難被害防止キャンペーン、自転車のカギ掛け指導、あるいは高校生サミット、非行防止教室開催などの各種対策に取り組んだことにより、自転車盗で検挙された少年及び自転車を盗まれた少年が減少しました。

（『山形県警察本部少年課ホームページ』より）

（２）犯罪を防止するために

児童生徒を犯罪から守り、健全に育成するためには、学校は日頃の教育活動における規範意識の醸成や関係機関と連携した犯罪防止教室などの開催が有効です。

また、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちにもっと関心をもち、温かい目で見守り、三位一体となって犯罪防止に取り組むことが大切です。

コラム3：相談先の紹介

1 ヤングテレホンコーナー

山形県警察本部 023-642-1777

(各警察署の連絡先は、P.134参照)

24時間受付の相談電話です。子どもからの相談のみならず、保護者の方や一般の方からの相談を受け付けています。いじめなどでつらい思いをしていることや、非行や犯罪に関することなど、何でも相談できます。

2 暴力相談電話：(財) 山形県暴力追放運動推進センター

023-633-8930

暴力団についての知識をもった相談員が、無料で相談を受け付けています。

(3) 薬物乱用防止教育

近年、インターネットの匿名性を利用した薬物の取引が横行しており、子どもにまで広がっています。最近は芸能人による覚せい剤やMDMAなどの薬物乱用事件が相次いで発生しており、子どもたちへの影響が懸念されます。

子どもたちを薬物から守るために、教職員が薬物乱用の危険性を理解し、関係機関と連携した薬物乱用防止教室を開催するなど、薬物乱用防止教育が重要です。

擬似体験型教材など「薬物乱用防止教育」校内研修の参考となる有用なインターネットサイトを次項で紹介します。

(4) 「薬物乱用防止」校内研修参考サイト

ア No! Drug	
	出典 日本学校保健会
	URL http://www.hokenkai.or.jp/3/3-1/3-1.html
	薬物乱用防止教育
	検索

- 児童生徒向け教材

薬物の概要やクイズを通して薬物の危険性を紹介しています。また、ケーススタディやセルフチェックのコンテンツもあります。

- 指導者・一般生徒向け教材

薬物乱用防止の意義と必要性や学習指導要領での位置付け、指導展開例や教材コンテンツなどがあります。

- 広報啓発映像およびポスター

高校生が制作した広報啓発映像およびポスターを紹介しています。

- BLUE WIND

高校生用の薬物乱用防止教育教材 CD-ROM「OPERATION BLUE WIND 暗雲を吹き払う風」のホームページモードの教材です。

イ 薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」ホームページ



出典

財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター

URL

<http://www.dapc.or.jp/>

ダメ。ゼッタイ。

検索

- 「クイズ&ゲーム」

クイズとゲームを通して、薬物の知識を身に付けます。

- 「ダメ。ゼッタイ博士」のシミュレーション教室

大麻、コカイン、覚せい剤などの薬物が、体に及ぼす影響をシミュレーションできます。

- 「薬物データベース」

基礎知識編では、薬物乱用防止教育を実践する際の参考となる資料を提供しています。薬物別解説では、個々の薬物についての詳細や症状、事例や関連法規などの資料を提供しています。

ウ 厚生労働省 薬物乱用防止に関する情報のページ

URL <http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/>

厚生労働省 薬物乱用防止

検索

- 政府インターネットテレビ（動画教材）
徳光&木佐の知りたいニッポン！～「ダメ。ゼッタイ。薬物乱用の恐怖」を視聴できます。
- 薬物乱用防止の政府・厚生労働省の取組みや相談窓口、啓発資料や薬物関連の法令などを提供しています。

参考資料・サイト

- 『平成22年版 子ども・若者白書』（内閣府）
- 『違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査2008年版』（一般社団法人日本レコード協会）
- 『身近にある著作権～ビジネスパーソンのための基礎知識～』（文化庁）
- 『少年補導概況』（山形県警察本部少年課ホームページ）
➤ <http://www.pref.yamagata.jp/ou/keisatsu/800051/>
- 『少年を暴力団から守ろう』（財団法人山形県暴力追放運動推進センター）
- 『少年からのシグナル』（警察庁）
- 『安全ガイドブック』（全国防犯協会連合会）

演習6 ネットや携帯関連犯罪防止に関するワークショップ

1 テーマとねらい

- (1) テーマ 様々なメディアの疑似体験と事例共有
- (2) ねらい インターネットで広く利用されている様々なメディアの疑似体験を通して事例を共有し、教職員一人一人の情報モラル教育に対する意識の高揚を図る。

2 演習で扱うケースと事前準備

児童生徒がトラブルに巻き込まれる可能性のあるケースの例を提示します。

『情報モラル研修教材2005』疑似体験タイトル一覧（P.98参照）から、学校や児童生徒の実態を踏まえた演習のケースを設定してください。

【演習で扱うケース例】

- アイドルの○●が来るって!!
- ウェブログを作ってみよう
- 教えてください
- 男好きだね、君は
- オンラインショップ
- 思いがけない請求が来た！
- 検索サイト
- ゲーマーズ★パラダイス
- 自作ホームページ
- 素敵な恋人が見つかる
- 誰でも当たる！懸賞コーナー
- 地域別掲示板
- 出会いメール
- 突然のメール失礼いたします
- 友だち探しチャット
- なんでも掲示板
- ファイル共有ソフトを使ってみよう
- 無線LANを使ってみると
- もうかる話です
- ワン切り
- Hello!
- K子のIDとパスワードを入手!!

【事前準備】

- 演習で扱うケース例を参考に、学校に合わせた演習ケースを検討する。
- コンピュータ室で研修を実施し、インターネットに接続できるPCを用意する。
- グルーピング（1班4名程度）を行う。
- ワークショップ物品（P.128のワークシート、フェルトペン等）を用意する。

3 演習の展開（90分で実施する場合）

No.	項 目	時間	進 め 方
①	演習のねらいと進め方 についての説明	10分	・ワークシートを配付する。 ・進行役が課題設定の意図や演習の進め方を説明し、ねらいを共有する。
②	デジタル教材の活用	25分	・『情報モラル研修教材2005』（P.98参照）にアクセスする。 ・PCを使用して様々なメディアの疑似体験を実施する。（PCの数に応じて、班ごとや1人1台使用する。）
③	グループ協議 ・意見交換 ・記録用紙記入 ・まとめと発表準備	20分	・班ごとに司会者と記録者を決定し、意見交換を行う。 ・グループとしての意見を集約し、発表準備する。
④	協議内容の発表	15分	・全体会で班の代表者が発表する。（2～3分程度）
⑤	まとめと講評	20分	・進行役が情報モラルを指導する上でのポイントとして、映像教材を放映し、まとめを行う。 ・管理職がねらいの達成の度合いなどについて講評する。

4 実施上の留意点

- （1）進行役はあらかじめ、『情報モラル研修教材2005』（P.98参照）にアクセスし、演習で使用するケース例を決定する。
- （2）まとめで放映する映像教材は、『情報モラル指導セミナー「5分でわかる情報モラル」』（P.98参照）を使用する。

演習 7 著作権教育に関するワークショップ

1 テーマとねらい

- (1) テーマ 「学校における教育活動と著作権」の理解
- (2) ねらい 著作権の概要を理解し、児童生徒への指導力を高めるとともに学校教育における著作物利用のポイントを整理し、教職員一人一人の著作権教育に対する意識の高揚を図る。

2 演習で扱うケースと事前準備

学校における教育活動で、著作権に関連するケースの例を提示します。

著作権なるほど質問箱（P.102参照）から、学校や児童生徒の実態を踏まえた演習のケースを設定してください。

【演習で扱うケース例】

- アニメのキャラクターを使った児童の図工作品を展覧会に出品するとき、著作権の問題はありますか。
- 市販の様々な問題集から適当に問題を集めて問題集を作り、これを授業中に生徒に配付することは問題ありませんか。
- テレビで放送された教育番組をビデオに録画して、翌日の授業の中で児童に見せる場合、著作権の問題はありますか。
- 環境問題を取り上げる授業で、企業が省エネの啓発のために使っている漫画を教材プリントに印刷したいのですが、著作権者の了解を得る必要がありますか。
- 運動会の入場行進の際、ブラスバンド部が行進曲の演奏を行うことは問題がありますか。
- 学校のパソコンを使いインターネットからプリントアウトした資料を複写し、クラスの班の皆に配付するのは、著作権の問題はありますか。
- 児童が歌った校歌を音声ファイルにして、ホームページに載せる場合、著作権の問題はありますか。
- 児童の作品を学校のホームページに載せる場合、担任の教員の判断でできますか。
- 学校の運動会の準備をしているのですが、クラスで相談して、連載漫画の主人公を応援看板に描くことになりましたが、何か著作権の問題はありますか。

【事前準備】

- 演習で扱うケース例を参考に、学校に合わせた演習ケースを検討する。
- P.129のワークシート内のケース（質問）欄に、演習ケースを記入したワークシートを準備する。
- グルーピング（1班4名程度）を行う。

3 演習の展開（60分で実施する場合）

No.	項 目	時間	進 め 方
①	演習のねらいと進め方 についての説明	5分	・ワークシートを配付する。 ・進行役が課題設定の意図や演習の進め方を説明し、ねらいを共有する。
②	ワークシート記入	5分	・個人ごとにワークシートを記入する。
③	グループ協議 ・意見交換 ・まとめと発表準備	20分	・班ごとに司会者と記録者を決定し、ワークシート記入内容をそれぞれ発表し、意見交換を行う。 ・グループとしての意見を集約し、発表の準備をする。
④	協議内容の発表	15分	・全体会で班の代表者が発表する。（2～3分程度）
⑤	まとめと講評	15分	・著作権概要のリーフレットを配付する。 ・進行役が学校における著作権のポイントなどを示し、まとめのコメントをする。 ・管理職がねらいの達成の度合いなどについて講評する。

4 実施上の留意点

- （1）進行役はあらかじめ、『著作権なるほど質問箱』（P.102参照）にアクセスし、演習で使用するケース例を決定する。
- （2）まとめで使用する著作権概要のリーフレットは、文化庁『学校における教育活動と著作権』（P.130～131参照）を使用する。

第3節 危機管理意識の高揚と実際の対応について

学校において、児童生徒等の安全を確保することが喫緊の課題となっています。

改正された学校保健安全法では、各学校でいわゆる「危機管理マニュアル」を作成することが義務付けられました。文部科学省からは、平成22年3月に学校安全参考資料として、『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』の改訂版が発行されています。

本県においては、平成22年11月に県教育庁スポーツ保健課より、『学校における危機管理の手引き』が発行され、具体的な対応例等が示されました。

各学校では、こうした資料等を参考にしながら、危機管理マニュアルの作成や改訂に着手されていることと思いますが、教職員の危機管理意識を高揚し、いざというときに全教職員が協力し、組織的に対応できる体制を整えるためには、演習等により教職員それぞれの動きをシミュレーションしておくことが大切です。

□学校における危機管理の手引き 総論（目次）

第1章 「学校における危機管理の手引き」の基本的な考え方

- 1 危機管理の定義
- 2 危機管理の必要性
- 3 危機管理の目的
- 4 危機管理のプロセス
- 5 危機の分類
- 6 本手引きについて

第2章 学校における危機管理の進め方

- 1 危機管理体制の整備
- 2 危機管理マニュアルの作成

第3章 三段階の危機管理

- 1 事前の危機管理
- 2 緊急事態発生時の危機管理
- 3 事後の危機管理

第4章 参考資料

- 1 危機管理マニュアルの内容
- 2 学校における危機発生時の対応
チェックリストの例
- 3 報道発表資料の例
- 4 危機発生原因の分析方法

＝参考＝

「学校における危機管理の手引き」
（県教育庁スポーツ保健課）

※ 本節で参考となる目次の関連項目
を太字にし、下線を引いています。

□学校における危機管理の手引き 学校安全編（目次）

第1章 事前の危機管理

- 1 生活安全：防犯
- 2 生活安全（防犯をのぞく）
- 3 交通安全
- 4 災害安全

第2章 緊急事態発生時の危機管理

- 1 基本的対応
- 2 対処要領
- 3 救急救命体制

第3章 事後の危機管理

- 1 事後評価と学校再開の準備
- 2 事件・事故災害時における心のケア

第4章 参考資料

- 1 学校安全の構造
- 2 学校保健安全法と学習指導要領
- 3 安全教育の内容
- 4 危険予測学習
- 5 各種訓練**
- 6 安全点検の例
- 7 緊急連絡体制の例
- 8 危機管理チェックリスト
- 9 完全管理点検40項目
- 10 日本スポーツ振興センター災害共済の医療費等の請求
- 11 実践事例
- 12 関係機関等問合せ先
- 13 学校安全参考資料
- 14 事故報告

演習 8 いざという時の緊急対応・体制について

1 テーマとねらい

(1) テーマ 緊急対応マップの作成

(2) ねらい いつ起こるか予想できない学校危機に対して、学校としての対応や体制づくりのポイントを整理し、危機発生時の対応の全体像を理解するとともに、教職員一人一人の危機意識の高揚を図る。

2 演習で扱うケースと事前準備

学校で起こりうる可能性のあるケースの例を提示します。

『学校における危機管理の手引き』に掲載されている関連項目を参考に、地域性や教職員構成、児童生徒の実態を踏まえた演習のケースを設定してください。

【演習で扱うケース例】

- ① 7月×日、午後2時頃、遠征試合に参加していたテニス部員11名が、試合途中急激に吐き気や発熱を訴え救急車で病院に搬送された。内1名が意識不明の重体である。この試合には部員22名（1学年5名、2学年8名、3学年9名）と顧問である教諭2名が参加していた。昼食は、現地宿泊所からの仕出し弁当を食べていた。
- ② 10月×日、午後1時頃、遠足（校外学習）で訪れた河川公園で昼食をとっていたところ震度6の激しい地震が発生した。幸い、参加した児童に怪我はなかったが、周辺の建物が倒壊するなど被害が大きく、交通手段が絶たれ帰校することが困難となってしまった。この遠足（校外学習）には、児童56名と引率教諭2名が参加していた。学校から35kmの距離にある現地までは、電車で移動していた。
- ③ 9月×日、第3学年修学旅行の2日目、午前10時頃、バス4台に分乗し次の目的地に向かう途中、1台のバスがトラックと正面衝突事故を起こし、生徒14名と引率教諭2名が重軽傷を負い救急車で病院に搬送された。この修学旅行には、生徒120名と担任4名、副教務主任、養護教諭、校長（旅行団長）が参加していた。学校では1、2学年が通常授業を行っていた。

【事前準備】

- 演習で扱うケース例を参考に、学校に合わせた演習ケースを検討する。
- 5～6名程度を1班としてグルーピングする。

○ワークショップの物品（P.132のワークシート（作成例はP.114を参照）、付箋紙、フェルトペン等）を用意する。

3 演習の展開（90分で実施する場合）

No.	項 目	時間	進 め 方
①	演習のねらいと進め方 についての説明	10分	・ワークシート（緊急対応マップ）を配付する。 ・進行役が課題設定の意図や演習の進め方を説明し、ねらいを共有する。
②	ブレインストーミング ・付箋紙へ記入	15分	・班ごとに司会者を決定し、組織としてあるべき対応の項目について話し合う。 ・付箋紙を配付する。 ・クラス担任や部活動顧問など、それぞれの立場での対応を付箋紙1枚に1項目書く。（誰が、何をする）
③	グループ協議 ・付箋紙の整理 ・対応の協議 ・マップの作成 ・まとめと発表準備	30分	・模造紙とフェルトペンを配付する。 ・付箋紙を項目ごとに分類し、対応を構造化する。 ・グループ協議により、組織対応の全体像を確認したり不足した対応を追加したりしながら、緊急対応マップを作成する。 ・提示された時間や方法に基づき、発表の準備をする。
④	協議内容の発表	15分	・全体会で班の代表者が発表する。（2～3分程度）
⑤	まとめと講評	20分	・進行役が「学校危機対応」のポイントなどを再確認し、まとめのコメントを行う。 ・校長（管理職）がねらいの達成の度合いなどについて講評する。

4 実施上の留意点

- （1）班員は様々な職務や経験年数で構成されるのが望ましい。
- （2）まとめのコメントは、「学校における危機管理の手引き」から演習ケースに即した対処要領を参照して行う。

対応の項目は、下記のA、Bのどちらかを選び、学校の実態に合わせて設定してください。

いざという時の緊急対応・体制について（緊急対応マップの作成）

【A：対応の項目を対応する相手とした例】

対 応	初動対応 (即時対応)	→	初期対応 (24 時間以内)	→	事後対応
当該児童(生徒)への対応	時間軸（いつ）を考慮し、付箋紙（誰が、何をする）を貼る。				
当該保護者への対応					
一般児童(生徒)への対応	以下に、グループで話し合った対応（項目）を設定する。				
一般保護者への対応					

【B：対応の項目を対応する立場とした例】

対 応	初動対応 (即時対応)	→	初期対応 (24 時間以内)	→	事後対応
校長	演習ケース、校内体制に応じて、対応（項目）を設定する。				
教頭					
教務主任					
担任					

第Ⅳ章 資料編

第1節 保護者からの要求や意見への対応早見表

保護者から要求や意見が学校に伝えられたときの対応の、7つの基本姿勢と3つの事例を記載しました。

基本姿勢1

要求や意見を伝える保護者の後ろには、多くの保護者がいると考える。

一人の保護者が要求や意見を伝えてきた際には、その他にも同じような要求や意見をもった保護者が多くいると考えましょう。

県内の保護者アンケートから分かるように、多くの保護者にとって、学校に意見を伝えるのは億劫なことのようです。意見を伝えてきた保護者も、かなりの勇気や決心をもって電話（来校）していることでしょう。保護者を代表して学校に意見を伝えてくれていると考えることによって、腹立たしさなどの負の感情を抱かずに、保護者の話を素直に聞くことができるでしょう。

話の中で「貴重な意見をありがとうございます。」と言える余裕が、学校側にほしいところです。

基本姿勢2

保護者が来校する場合は別室を用意する。

話の内容にもよりますが、保護者が来校して面談を行う際には、可能な限り、職員室以外の別室を用意しましょう。広く知られたくない情報を得ることもできます。児童や生徒との面談と同じように考えて失敗する例が見られます。

なお面談の際には、担任等が一人で対応するのではなく、学年主任や管理職などが同席すると話がスムーズな場合もあります。

基本姿勢3

面談時には非言語的表現に注意する。

保護者との面談の際に、難題を投げかけられたときほど、教職員の非言語的表現（腕組み、首かしげなど）が現れることがあります。たとえそれが無意識であったとしても、保護者に不快な印象を与えることになります。

表情や態度は言葉以上に伝わる場合がありますので注意しましょう。

基本姿勢 4

対応についての即答は避ける。

解決を急ぐあまり、初動時に十分な情報もない場合には、今後の学校の対応について明言することは避けましょう。保護者には時間をとらせることになりますが、同僚の意見をまとめ、管理職の指導を受けた対応策を後日返すのが賢明でしょう。間違いも少なくなりますし、手厚く学校が対応してくれたという印象を保護者に与えることにもつながります。

また、誤解を生むような曖昧な返事や相づちも控えましょう。「先生に伝えたのに改善されなかった。」という保護者の意見から分かるように、“保護者は了解を得たつもりだが、学校としては断ったつもりでいる”といった、相互の食い違いが生じる原因になります。

基本姿勢 5

報告・連絡・相談を通し、学校として対応する。

保護者からの連絡を受けた担任などが、一人で問題を抱え込むことは避けましょう。主任や管理職への報告・連絡・相談（ホウレンソウ）を通して、より良い学校としての対応を検討しましょう。

この際、単なる報告だけではなく、担任や学年としての対応の原案を用意することで、協議がスムーズに進みます。

基本姿勢 6

対応はできるだけ早く。保護者への連絡も忘れない。

学校が対応可能なものについては、できるだけ早急に対応する。

対応不可能なものについては、できないということを、その理由を含めてはつきりと保護者に伝えましょう。

「いつまで経っても返事がない。」ということが、最も学校や教職員の信頼を失うことにつながります。

基本姿勢 7

必要に応じ、第三者機関と連携をとる。

明らかに学校の対応だけでは解決しないと思われる件については、教育委員会と相談の上、弁護士、警察、児童相談所などの第三者機関と連携し、指導を求めることも必要になります。

事例 1

給食費の支払いが滞納している保護者に請求の文書を通じたところ、「義務教育なのだから支払い義務はない。」と突き返された。

対応のポイント

文部科学省の学校給食費に関する調査によれば、平成21年度の給食費滞納額は全国で26億円を超えると推定されています。平成17年度の全国調査比で約4億円増えるなど、全国的な社会問題となっています。

給食費が滞納されたとしても、実際にその子どもの給食をとめることは、教育的配慮からあり得ないことでしょう。

滞納金がある場合でも、集金できた分で給食がやり繰りされることもあり、給食の質の低下が心配されること。また「食の大切さを知り、心身の成長及び人格形成の基礎を育む」といった食育の面からも学校の給食指導について協力を得たいということ。市（自治体）も給食を安価に提供する努力をしていることなどを、丁寧に保護者に説明して理解を得たいところです。

「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする」（学校給食法第11条）、「学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする」（同）、また、憲法第26条で定める「義務教育は、これを無償とする」については、“授業料不徴収の意味と解するのが相当であり、教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできない（昭和39年最高裁判決）”といった、法的根拠を示すことも大切です。

滞納額が大きい場合は、数か月に分割して請求するなど、保護者が納入しやすいように配慮したり、経済的な困難を伴う場合には就学援助を勧めたりすることも考えられます。

“払えないのではなく、払わない”という保護者の割合が多いことから、学校の何らかの対応について不満があって滞納している場合も考えられます。電話や面談などで保護者の意見を直接聴くことで、保護者の真意をくみ取ることが必要です。

政府は、平成23年度以降の子ども手当から給食費を差し引くことができる仕組みを導入する方針を固め、子ども手当法案に盛り込むとしていますが、給食費を差し引くには保護者の同意が必要となります。

事例 2

ある保護者から、「もっと指導力があって経験の豊富な先生に、クラス担任を替えてほしい。」という電話があった。

対応のポイント

この手の要求は、直接担任本人に向けられることは稀であり、保護者が管理職や学年主任を指名して対応を迫ることが多い。

このようなケースに限らず、重篤な要求については教頭を通すこととするなど、マニュアルで窓口を一本化している学校が多い。

電話を受けた教頭（もしくは学年主任など）は、「指導力が低いということについて、詳しくお話しくださいませか。」という具合に、まずは保護者の意見に傾聴するところから始めます。「でも」「それは」のように、保護者の話を遮ることは言わず、情報として保護者の言い分を聞きます。また、最初から学校側の謝罪に結び付くような「申し訳ありません。」「分かりました。」といった相づちや、要求に対する即答は避けるようにします。「この件につきましては、後日〇〇さんに御連絡します。」などと伝えて電話を切ります。

対応の第一段階として大切なのは、情報収集と事実の確認です。当該の担任、学年主任、同じ教科の教職員、場合によってはPTA役員などに協力を依頼します。保護者が言うように担任の指導力不足が原因なのか、学校や学年の体制に問題があって担任が指導力を発揮できない状況にあるのか。保護者が子どもの言い分をそのまま伝えているのか、保護者間の噂の域を超えないものなのか。

担任に不足していることがあれば指導したり、学年の協力体制を整えたりするなど、学校で改善が可能な部分があれば早急に対応します。対応の内容や見通しなどは保護者にも伝えて理解を得ます。

不満がある保護者も、基本的には「子どもや学校を良くしたい」という気持ちがあるでしょうし、いたずらに担任の先生が替わることは最善ではないことを理解しているはずです。最も大切なのは、原因を潰すことだけが解決策であると捉えるのではなく、学校を良くしていこうとする協力体制を共に築いていくことです。

中学校や高等学校では、教科担任や部活動顧問の交替が話題になることもあります。いずれのケースにおいても、よりよい解決策を、学校と保護者で模索する必要があります。

事例 3

校則で学校への持ち込みを禁止している携帯電話を没収したところ、その未使用期間分の基本料金を保護者から請求された。

対応のポイント

ほとんどの小学校や中学校では、携帯電話の持ち込みを校則で禁止しています。所持率がほぼ100%の高等学校では、時間帯で使用を制限することはあっても、持ち込みを禁止することは通常ありません。

児童生徒が校則に違反した際には、教職員は何らかの指導を行うことになり、携帯電話の没収もその指導の一つと考えられます。

結論としては、校則とは教育上の必要性から設けられるものであって、法的にも校則が優先されます。つまり、持ち込みの禁止を校則で定めることも、校則に違反したときに没収することも、法律上は問題なく、このような基本料金の請求に応じる必要はありません。

問題なのは、この学校の指導を保護者にいかに納得してもらうかということです。現代のパーソナルアイテムとして代表的な携帯電話については、個々の考え方が多岐にわたります。「保護者が契約しているのだからその使用についても保護者が決める」「没収されている期間には携帯契約のメリットを失っているのだから代償が支払われるのは当然だ」などの考え方は、ある意味どれも正しいものです。従って、保護者と教職員が互いに理屈を述べ合ったとしても、対立はすれども問題が解決することはほとんどありません。

また、保護者の本当の不満はどこにあるのかを冷静に考えて対応したいところです。校則の内容自体に反対なのか、没収という学校の指導内容が不満なのか、学校が指導するという体制について異議があるのか。

よって学校としては、保護者の意見を十分に聴いた上で、集団生活の中で生涯必要なルールやマナーを教えることをねらって携帯電話の使用を指導したということ、集団生活で育む部分は学校で、個々の資質を育む部分は家庭で、学校と家庭の双方が子どもの教育に当たることが大切であること、教育には子どもがおもしろくないということも含まれることなどを、丁寧に保護者に説明して理解を得たいところです。

教職員のマナーとしても、没収する際に電話機を暗証番号によるキーロックさせるなどし、没収しても携帯の中は決して見ないのだということを伝えたいものです。

第2節 演習ワークシート集

第I章 演習1 ワークシート①

グループで話し合い、この保護者の思いや背景についてさぐってみましょう。

< 推察の観点 >

学校に対する保護者の思い

保護者と子どもとの関係性

保護者を取り巻く状況

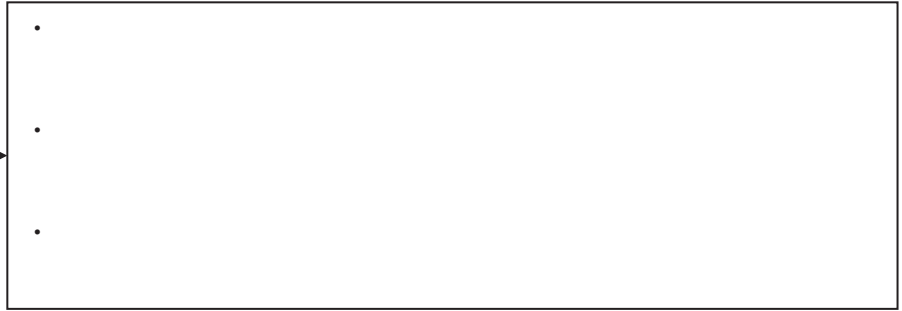
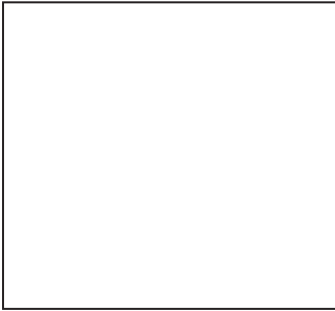
視点を変えて伝えるために、この保護者や子どもの「いいところ（リソース）」をさがしてみましょう。

拡大してご使用ください

グループの参加者から出された短所や悩み事を置きかえ（リフレーミング）
してみましょう。

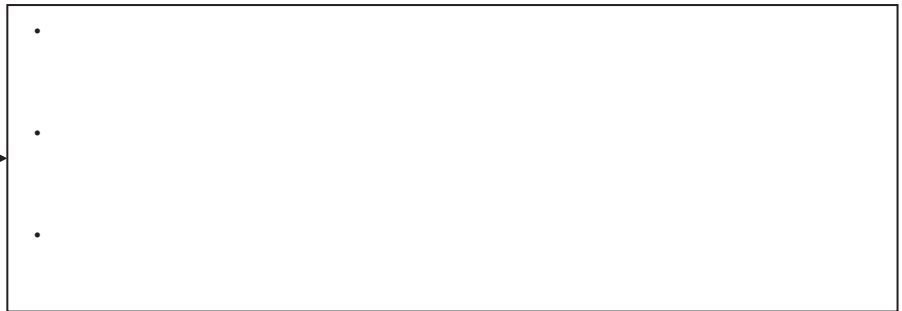
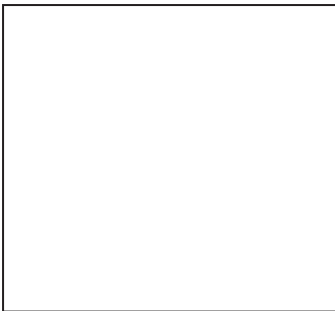
【 自 分 】

<リフレーミング>



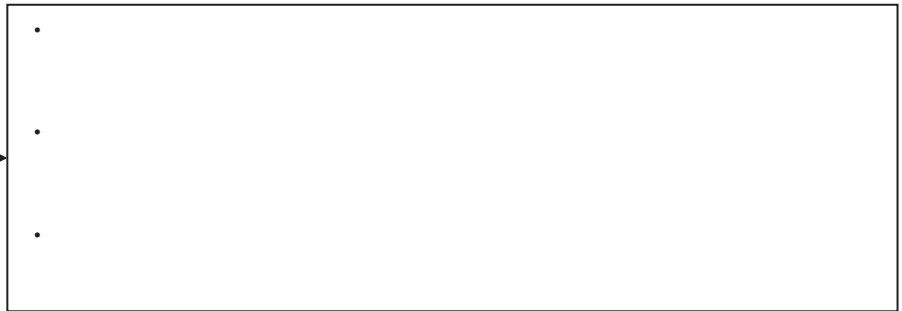
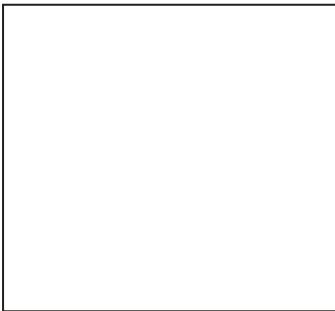
【 さん 】

<リフレーミング>



【 さん 】

<リフレーミング>



【 さん 】

<リフレーミング>



電話対応・面談対応のロールプレイ 発話記録 記録者（ ）

時間	教 職 員 役（ 先生）	保 護 者 役（ 先生）

教職員役に関する評価
 評価（A：よくできている、 B：できている、 C：改善の余地あり）

演習	項 目	評 価	コ メ ン ト
面 談 対 応	電 話 対 応		
	態 度、しぐさは適切か。 表情はおだやかか。		

段階に応じて対応をする際のポイントを付箋に書きましょう。できるだけたくさん考えてください。

段階 \ ポイント	対応のポイント
段階1 <u>保護者から担任</u> 保護者から担任が 事情を聴く	
段階2 <u>担任から学年主任</u> 担任と学年主任と の協議	
段階3 <u>学年主任から教頭</u> 管理職を交えた協 議	
段階4 <u>対策会議</u> 保護者への回答の 検討	

※このシートはA3用紙や模造紙に拡大してお使いください。

ロールプレイを参観したり発表したりして、感じたことや気付いたことを書いてください。
また今後、保護者と接したり学校で対策を検討したりする際に気を付けたいことを書いてください。

名前

Aのケースのロールプレイを(参観して ・ 発表して)

感じたこと・気付いたこと

今後気を付けたいこと

Bのケースのロールプレイを(参観して ・ 発表して)

感じたこと・気付いたこと

今後気を付けたいこと

Cのケースのロールプレイを(参観して ・ 発表して)

感じたこと・気付いたこと

今後気を付けたいこと

様々なメディアの疑似体験と事例共有

気付き（感想）		
学校として、どう指導 していくべきか？		
自分はどうにか かわっていくか？		

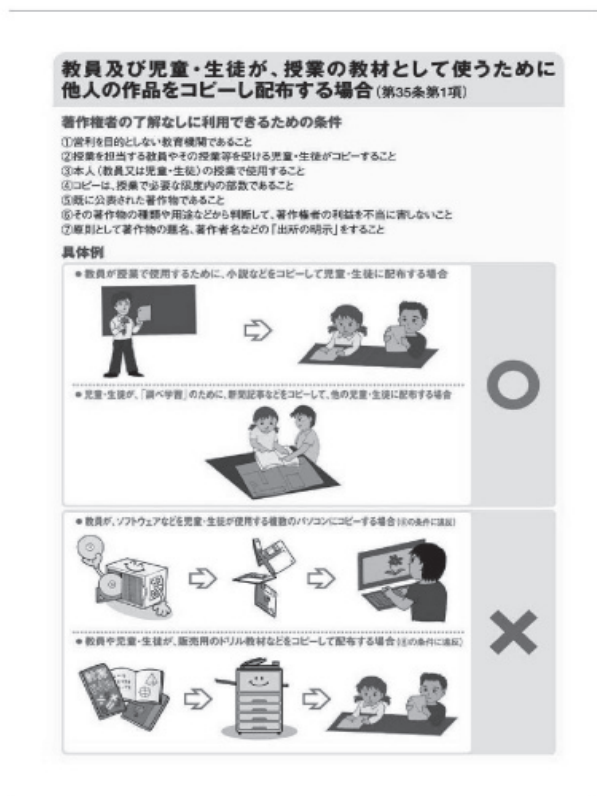
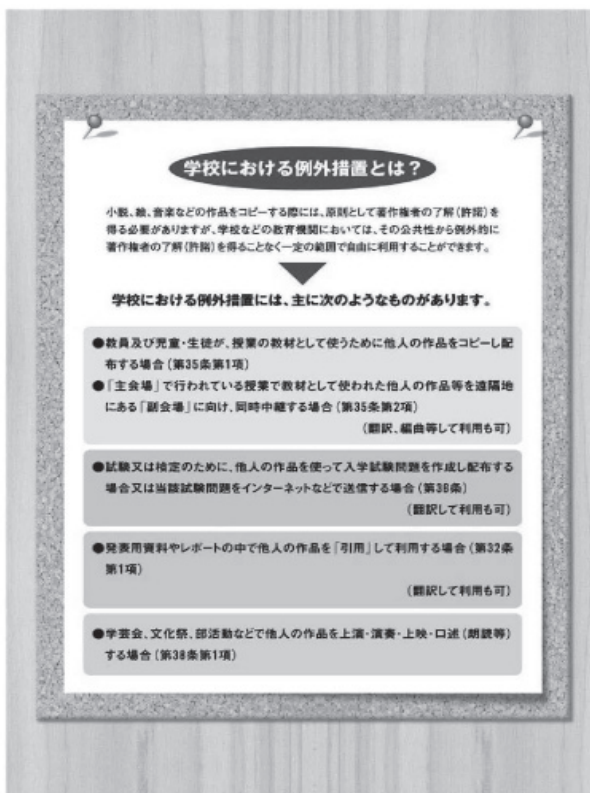
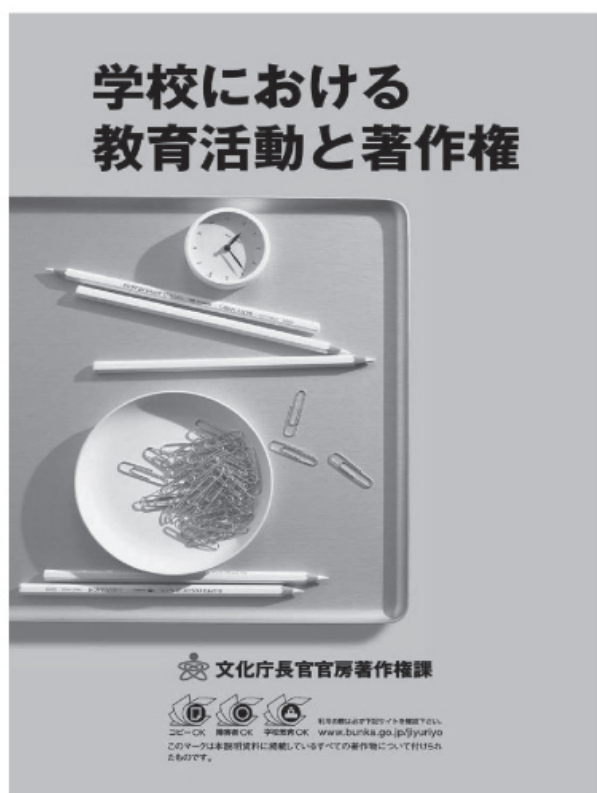
「学校における教育活動と著作権」の理解

	ケース（質問）	問題の有無	理 由
1	アニメのキャラクターを使った児童の図工作品を展示会に出品するとき、著作権の問題はありますか。	有 ・ 無	
2	市販の様々な問題集から適当に問題を集めて問題集を作り、これを授業中に生徒に配付することは問題ありませんか。	有 ・ 無	
3	環境教育問題を取り上げる授業で、企業が省エネの啓発のために使っている漫画を題材プリントに印刷したいのですが、著作権者の了解を得る必要はありますか。	有 ・ 無	
4	児童が歌った校歌を音声ファイルにして、ホームページに載せる場合、著作権の問題はありますか。	有 ・ 無	
5	学校の運動会の準備をしているのですが、クラスで相談して、連載漫画の主人公を応援看板に描くことになりましたが、何か著作権の問題はありますか。	有 ・ 無	

第三章 演習7（配付リーフレット）

文化庁『学校における教育活動と著作権』

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/hakase/pdf/gakkou_chosakuken.pdf



試験又は検定のために、他人の作品を使って入学試験問題を作成し配布する場合又は当該試験問題をインターネットなどで送信する場合（第35条）

著作権者の了解なしに利用できるための条件

- ①既に公表された著作物であること
- ②試験・検定の目的上必要範囲内の複製や送信であること
- ③「営利目的」の試験・検定の場合は著作権者に複製金を支払うこと
- ④その著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ⑤原則として著作物の題名、著作権者などの「出所の明示」をすること

具体例

- 小説や社説などを用いた試験問題を出題する場合



- 小説や社説などを用いた試験問題をインターネットなどによって、送信して出題する場合



- 入学試験の終了後、その試験問題をホームページに掲載し、送信する場合（注の条件に違反）



- 市販されている教材などの複製を試験問題として、インターネットなどによって、送信する場合（注の条件に違反）



学芸会、文化祭、部活動などで他人の作品を上演・演奏・上映・口述（朗読等）する場合（第38条第1項）

著作権者の了解なしに利用できるための条件

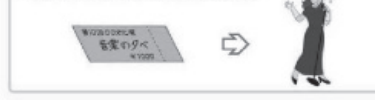
- ①作品を利用する行為が上演、演奏、上映、口述（朗読等）のいずれかであること
- ②既に公表された著作物であること
- ③営利を目的としないこと
- ④複製又は録音から複製のための料金を取らないこと
- ⑤演奏したり、演じたりする者に報酬が支払われないこと
- ⑥原則として著作物の題名、著作権者などの「出所の明示」をすること

具体例

- 文化祭などで音楽・パントの演奏や演劇部の演劇を行う場合



- 音楽や劇の鑑賞の料金を取る場合（注の条件に違反）



用語解説

「営利を目的としない教育機関」

小・中・高・大学・高等専門学校、専修学校などが含まれます。また、公民館、青年の家のなどの社会教育施設、教育センターなどの教員研修施設、職業訓練施設なども含まれます。なお、営利を目的とする教育機関としては、私人の経営する学習塾などが該当します。

「授業」

初等・中等教育機関の場合、いわゆる授業だけでなく、特別教育活動である運動会等の学校行事も含まれます。また大学の場合は、講義をはじめ、実験・実習・体育実技・ゼミ等も含まれます。

「出所の明示」

引用、教科書への掲載、点字による複製等の利用に当たっては、一定の条件を満たせば著作権者の了解を得る必要はありませんが、無断で利用できる場合であっても、その著作物を利用していることが明らかになることが法律上要求されています（第48条）。これが、通常「出所の明示」と呼ばれているものです。

出所の明示は、複製又は利用の態様に応じ、合理的と認められる方法及び程度により、著作権者の題名、著作権者、出版者などを明示しなければなりません。

発表用資料やレポートの中で他人の作品を「引用」して利用する場合（第32条第1項）

著作権者の了解なしに利用できるための条件

- ①既に公表された著作物であること
- ②利用方法が、「公正な慣行」に合致していること（例：自分の考えを補強するためなど作品を引用する「必要性」があること）
- ③利用の目的が、報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること（例：引用の分量については、引用される部分（他人の作品）が「従」で、自ら作成する部分が「主」であること）
- ④引用部分については、かな括弧などを付して、明確にすること
- ⑤著作物の題名、著作権者などの「出所の明示」をすること

具体例

- 教員が、研究会の発表資料を作る際に、指導の成果を比較して解説するための資料として発行された記念文集の作品の一部を「引用」して使う場合
- 地域産業の歴史について調べている生徒が、自分の考えを記述するにあたり、博物館のホームページから入手した郷土の歴史の文章の一部を「引用」し、自らの考えを補強する場合
- ある画家の一生を取り上げた美術部の生徒が、発表資料を作る際に、表現技法の解説のため何点かの作品を「引用」して使う場合

引用とは言えない例

- 修学旅行で使う資料の最後に参考資料として、市販のいくつかの旅行ガイドブックから名所・旧跡の記事を集めて掲載する場合
- 小説の感想文の結論部分に、他の雑誌に載っていたその小説に関する評論文をそのまま使う場合

参考条文

著作権法（抄）

（学校その他の教育機関における複製等）

第三十五条 学校その他の教育機関（複製を目的として設置されているものを除く。）において教育を授ける者及び教育を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の複製及び用途並びにその複製の部数及び態様に際し、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接授ける者に対して当該著作物とその複製品並びに複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第二十九条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合に、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に授ける者に対して公表送信（自動公表送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の複製及び用途並びに当該公表送信の態様に際し、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

（試験問題としての複製等）

第三十六条 公表された著作物については、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の模範として複製し、又は公表送信（複製又は有線放送を除く。自動公表送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。ただし、当該著作物の複製及び用途並びに当該公表送信の態様に際し、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 営利を目的として前項の複製又は公表送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の複製金を著作権者に支払わなければならない。

（引用）

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2項については、省略。

（営利を目的としない上演等）

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、題名又は題名から料金をいづれの商品をもつてするがために行われず、著作物の複製又は提示に供し得る複製（以下「この条において複製」という。）を受けたい場合には、次に上掲し、上演し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について買収金又は口述を行う者に別当料が支払われる場合は、この限りでない。

2～5項については、省略。

（出所の明示）

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一～三号及び五、六項については、省略。

お問い合わせ先

文化庁長官官房著作権課 TEL 03-5253-4111（代表）

文化庁長官官房著作権課のホームページ：http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html

このウェブサイトに対するご意見やご感想があれば下記までお寄せ下さい。

okyoku@bunka.go.jp

いざという時の緊急対応・体制について（緊急対応マップの作成）

対 応	初動対応 (即時対応)	→	初期対応 (24時間以内)	→	事後対応
当該児童(生徒)への対応					
当該保護者への対応					
一般児童(生徒)への対応					
一般保護者への対応					

第3節 相談先一覧

※ 電話番号等は、すべて平成22年12月末日現在のものです。

○学校教育に関する相談

機関等の名称	連絡先
県教育センター カリキュラムサポートプラザ	校内研修における本研修テキストの演習サポート 本研修テキストの貸し出し等 電話 023-654-2155 メール kyose-kensyu@pref.yamagata.jp
県教育センター 教育相談ダイヤル 地域教育相談窓口 (通称「にこにこ相談」)	障がいやその心配のある幼児児童生徒の教育相談 電話 023-654-8181 平日 9:00～16:00 来所相談できます。 電話 023-654-6060 県内7カ所で各4回保護者と子どもの相談に応じます。
県教育センター 教育相談ダイヤル いじめ相談ダイヤル 来所相談予約受付ダイヤル メール相談	幼児児童生徒の教育に関する相談 電話 023-654-8181 平日 9:00～16:00 023-654-8383 平日 8:30～20:30 土日祝 8:30～17:30 電話 023-654-8383 24時間対応 電話 023-654-8181 平日 9:00～17:00 メール non-ijime@pref.yamagata.jp (返信にはお時間をいただいております。)

○弁護士への相談

機関等の名称	連絡先
県弁護士会	詳細情報は下記のHPを参照してください。 URL http://www.yamaben.or.jp/html/soudan1.html

○山形県警察への相談

機関等の名称	連絡先
県警本部 生活安全部少年課 警察安全相談	電話 023-626-0110（内線3071） 電話 023-642-9110 犯罪や事故についてはもちろん、各種の警察関係の相談に応じます。
県警ヤングテレホンコーナー 県警察本部 山形警察署 上山警察署 天童警察署 寒河江警察署 村山警察署 尾花沢警察署 新庄警察署 庄内警察署 酒田警察署 鶴岡警察署 長井警察署 小国警察署 南陽警察署 米沢警察署	いじめ・非行や犯罪などに関する相談 子どもやその関係者が24時間相談できます。 電話 023-642-1777 電話 023-634-4970 電話 023-672-8440 電話 023-651-4970 電話 0237-84-4970 電話 0237-53-4970 電話 0237-23-4970 電話 0233-23-4970 電話 0234-45-1777 電話 0234-26-4970 電話 0235-23-4970 電話 0238-84-4970 電話 0238-62-4970 電話 0238-50-1777 電話 0238-26-4970

○県内の児童相談所

機関等の名称	連絡先
山形県中央児童相談所	18歳未満の子どもの様々な問題に関する相談 電話 023-627-1195 （山形県福祉相談センター）
山形県中央児童相談所最上駐在	電話 0233-29-1281 （最上総合支庁子ども家庭支援課）
山形県中央児童相談所置賜駐在	電話 0238-26-6032 （置賜総合支庁福祉課）
山形県庄内児童相談所	電話 0235-22-0790

○県内の保健所等における相談

機関等の名称	連 絡 先
村山保健所 保健支援担当	母子保健相談 電話予約 023-627-1203 ※開催日注意
最上保健所 子ども家庭支援課	親と子の心の相談 電話 0233-29-1274
庄内保健所 子ども家庭支援課	子育て支援（児童扶養手当等の相談） 電話 0235-66-4931
置賜保健所 地域保健予防課 精神保健福祉担当	家庭児童相談（子育てや養育等の相談） 電話 0235-66-4759
精神保健福祉センター	思春期・青年期ころの相談 電話予約 0238-22-3205
	心の悩み、思春期の問題等についての相談 電話 023-624-1217

○教員のメンタルヘルスに関する相談

機関等の名称	連 絡 先
県教育委員会事業医療機関等 わだ心療内科クリニック	電話 023-624-0246 山形市小白川町1-16-33
門脇医院	電話 0233-22-7552 新庄市常葉町5-6
斎藤クリニック	電話 0234-22-5331 酒田市あきほ町654-8
佐藤病院	電話 0238-40-3170 南陽市柵塚948-1
県庁職員診療所内 健康相談室	電話 023-630-2816 山形市松波2-8-1
東北中央病院事業相談窓口 東北中央病院相談室	電話 0120-81-4898 山形市和合町3-2-5
公立学校共済組合本部事業 面談によるメンタルヘルス 相談事業	電話予約 0120-783-269（携帯PHS可） 月～金 9:00～21:00 土 9:00～16:00
教職員健康相談24	電話 0120-24-8349（携帯PHS可） 日本全国に窓口があります。 カウンセリング（1回50分）5回まで無料。

○外国人児童生徒に関する相談

機関等の名称	連 絡 先
各市町村教育委員会 市町村国際交流担当課 県内の日本語教室	各市町村教育委員会に問い合わせください。 URL http://www.airyamagata.org/ 日本語/ 日本語教室/ 電話 023-647-2560
財団法人山形県国際交流協会	URL http://www.airyamagata.org/ 山形県外国人児童生徒受け入れハンドブック をご覧ください。 電話 023-647-2275
山形市国際交流センター	URL http://www.yifa.jp/# 電話 0235-25-3600
財団法人出羽庄内国際交流財団	URL http://www.dewakoku.or.jp/ 電話 023-634-9830
NPO法人国際ボランティア サポートセンター山形 山形こども日本語 サポートネット	URL http://www.ivyivy.org/ 電話 080-6038-0971（代表：長藤）
CCY （チェリッシュ・クラブ・山形）	電話 023-647-2275 （山形市国際交流センター）
出羽庄内国際村日本語教室	電話 0235-25-3600 （財団法人出羽庄内国際交流財団）
日本語学習支援ボランティア べにばな会	電話 0234-26-5615 （酒田市国際交流サロン）



第4節 参考文献

- 小林一也・永岡順『新学校教育全集 11学校安全』…………ぎょうせい 1995
- 高階玲治『見てわかる学校の危機管理マニュアル』…………東洋館出版社 2001
- 諸富祥彦・植草伸之『保護者とうまくつきあう40のコツ』…………教育開発研究所 2004
- 新福知子『必携！教師のための学校危機への予防・対応マニュアル』…教育出版 2005
- 嶋崎政男 指導と評価4月号 vol.51『保護者対応』…………図書文化社 2005
- 土田雄一『これで安心“保護者とのトラブルへの対応”』…………教育開発研究所 2006
- 小島宏 『緊急度で取り組もう“学校の説明責任”』…………教育開発研究所 2006
- 関根正明 教職研修12月増刊『保護者のクレーム対処法』…………教育開発研究所 2007
- 森部英生『教育トラブルの解決と処理』…………ぎょうせい 2007
- 関根眞一『となりのクレマー』…………中公新書ラクレ 2007
- 飯田実 教職研修12月増刊号
『特定の教師の罷免要求の署名運動』…………教育開発研究所 2007
- 寺崎千秋『プロフィール学校運営トラブルシューティング』…………東洋館出版社 2008
- 阪根健二『教育関係者が知っておきたいメディア対応』…………北大路書房 2008
- 長谷川かほる『教育技術 MOOK COMPACT64 保護者対応12か月』…………小学館 2008
- 柿沼昌芳・永野恒雄『保護者の常識と非常識』…………大月書店 2008
- 坂田仰・川内祥子・黒川雅子『図解・表解 教育法規』…………教育開発研究所 2008

- 岩手県教育委員会『苦情等対応マニュアル』………… 2006
- 京都府総合教育センター『信頼ある学校を創る』………… 2007
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター
『学校における水泳事故防止必携（新訂二版）』………… 2008
- 東京都教育庁指導部指導企画課『学校問題解決のための手引』………… 2009
- 岡山県教育庁指導課『学校に対する苦情・不当な要求等への対応』………… 2009
- 山形県教育委員会『学校における危機管理の手引き（総論）』………… 2010
- 山形県教育委員会『学校における危機管理の手引き（学校安全編）』………… 2010

教員研修モデルカリキュラム開発プログラム担当者名簿

総合アドバイザー

山形大学講師・元東京都立公立中学校長 関根 正明

検討委員（4名）

県弁護士会	倉岡 憲雄	弁護士
県警察本部	柴田 曜子	生活安全部少年課調査官
県教育センター	兼子 健三郎	所長
県教育センター	伊勢 牧子	副所長

事務局員（7名）

県教育庁総務課教職員室	土屋 淳二	室長補佐
県教育庁義務教育課	中井 義時	課長補佐
県教育庁高校教育課	石川 真澄	課長補佐
県教育センター	伊勢 牧子	副所長
県教育センター	大山 慎一	主任指導主事（事務局主担当）
県教育センター	阿部 智通	指導主事（事務局副担当）
県教育センター	鈴木 義彦	指導主事（事務局研修担当）

所内担当者（11名）

県教育センター	学 校 教 育 部	大山 慎一	主任指導主事
県教育センター	学 校 教 育 部	阿部 智通	指導主事
県教育センター	学 校 教 育 部	鈴木 義彦	指導主事
県教育センター	学 校 教 育 部	長沼 政直	指導主事
県教育センター	学 校 教 育 部	高野 浩男	指導主事
県教育センター	学 校 教 育 部	須藤 真	指導主事
県教育センター	学 校 教 育 部	鬼海 武俊	指導主事
県教育センター	特別支援教育部	齋藤 真	指導主事
県教育センター	教 育 相 談 部	大竹 純	指導主事
県教育センター	情 報 教 育 部	尾崎 惣	指導主事
県教育センター	情 報 教 育 部	齋藤 秀志	指導主事

研修テキスト

— 保護者との信頼関係に基づく
安心・安全な学校づくりのために —

平成 23 年 3 月 発行

編集・発行 山形県教育センター

〒994-0021

山形県天童市大字山元字犬倉津 2515

電 話 023(654)2155 (代表)

F A X 023(654)2159
